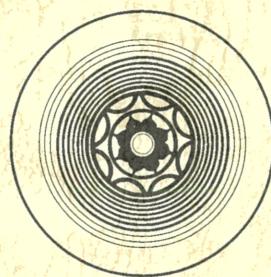


糸島市立

伊都国歴史博物館

紀要

第10号



西堂古賀崎古墳に関する新知見
—墳丘・石室測量図の発見と単龍環頭大刀の詳細観察の成果—

岡部裕俊

大谷晃二 (1)

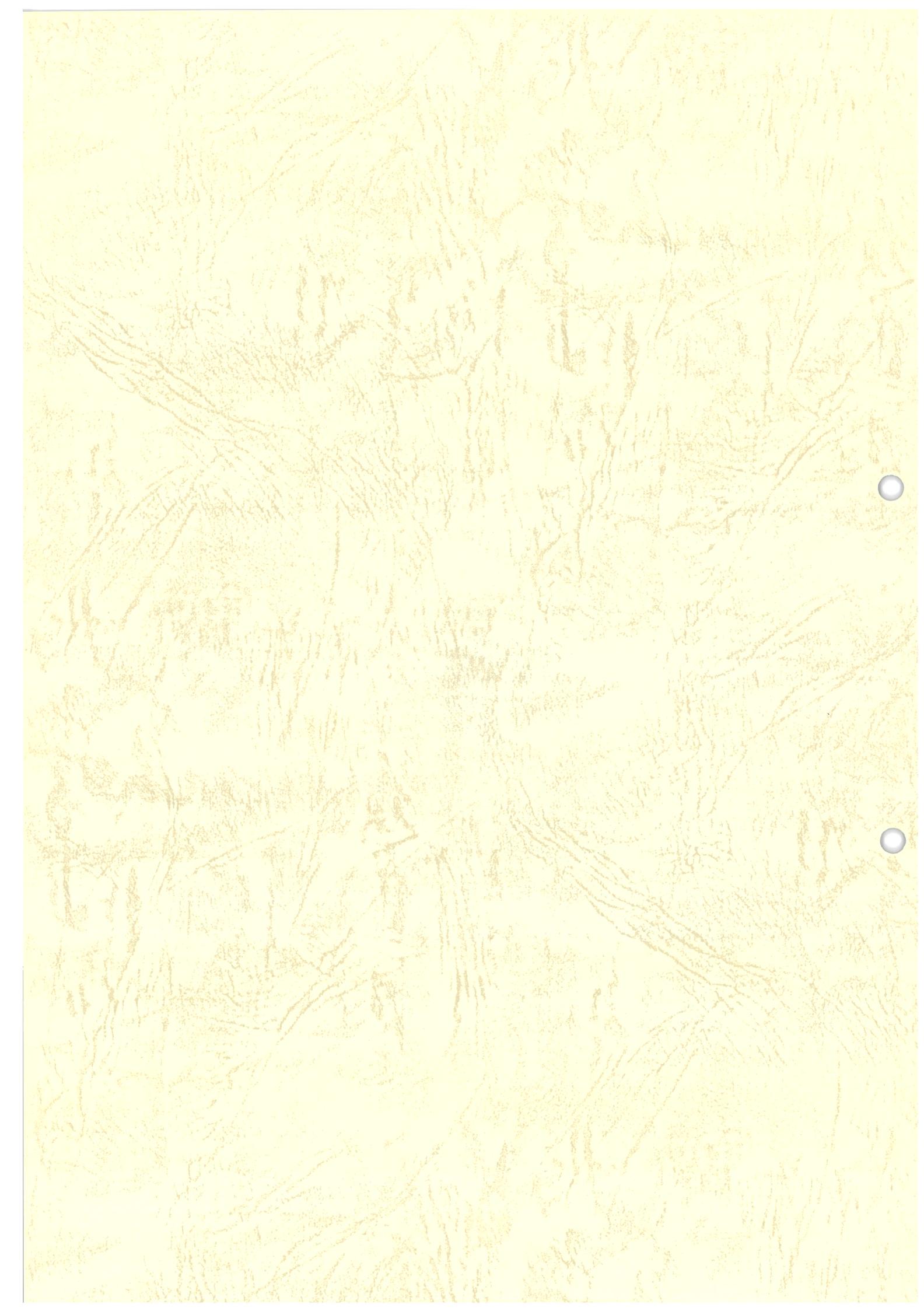
糸島市内の領境石についての一考察

村上 敦 (15)

【資料目録】藤崎森吉氏収集資料 I 「堤仁志資料」

〈解題〉 中牟田寛也 (29)

2015



図版1



⑤型の合わせ目痕 (Parthing line)
または金板の継ぎ目



⑥責金具の文様 (佩表)

⑦責金具の地板 (銅板) の継ぎ目 (佩裏)

⑧金板の重ね目

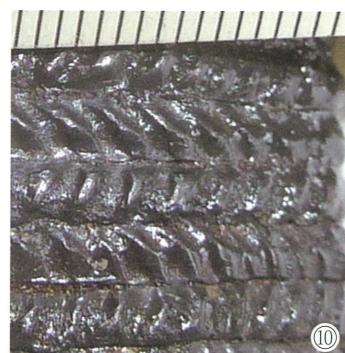


図版2



⑨

⑨柄間と柄縁金具の銀板



⑩

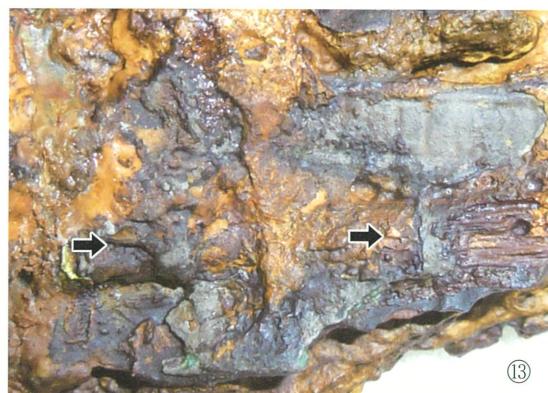
⑩銀線巻(目盛りは0.5mm)



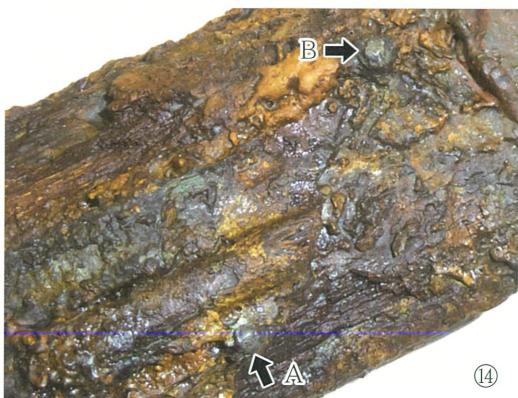
⑪



⑫



⑬



⑭



⑮

⑫刻目帯と破損したブリッジの付け根(矢印)がある。
木芯に漆が塗られている。
⑬2本の刻み目帯をブリッジ(矢印)がつなぐ
⑭銀鉄(矢印) ⑮木芯を覆う金板の残片



序

伊都国歴史博物館は、平成16年10月29日に開館し、おかげさまで昨年10月には開館10周年を迎えることができました。その間、多くの皆さまにご支援をたまわり、毎年春、夏、冬の企画展示や恒例となった秋季特別展を欠かさず開催することができました。また、各種講座の開設や運営にも取り組み、毎回多くの聴講者をご利用いただいております。

この博物館紀要も、平成18年の創刊号から数えてちょうど節目となる10冊目の刊行となりました。14ページには、これまでに発表いたしました論考29編の総索引を掲載しましたが、あらためてそのタイトルに目をやりますと、初期には考古学に関する考察が中心となっていたのに対し、近年では中近世、民俗、戦争遺産など調査研究の対象が多様化したことを見渡せ、また、館外の研究者からも玉稿を賜るなど、少ない学芸員体制のなか、学芸員の努力と工夫、外部研究者との交流の一端を垣間見ることができます。

本年度は、当館が保管する西堂古賀崎古墳出土資料と江戸時代の領地境にまつわる考察、また新たに収納した藤崎森吉氏収集資料の目録を掲載することができました。本書が当市の歴史文化を紐解く標として広く活用されることを願って止みません。

平成27年3月31日

糸島市立伊都国歴史博物館

館長 榊 原 英 夫



西堂古賀崎古墳に関する新知見

—墳丘・石室測量図の発見と単竜環頭大刀の詳細観察の成果—

岡部 裕俊（伊都国歴史博物館） 大谷 晃二（島根県立松江北高等学校）

1. はじめに

西堂古賀崎古墳は、糸島市西堂字深町に所在する横穴式石室を主体部とする後期古墳である。昭和33年の造成工事中に偶然発見されたことを機に原田大六による調査が実施され多くの副葬品が出土した（表1）。

古墳は、辛うじて破壊を免れ現地に残され、出土品は原田によって復元が施された後、一括して前原町教育委員会（当時）が管理することとなつた。この一連の経過についてはすでに報告している（註1）。

原田は、事の顛末を前原町教育委員会に報告するとともに、調査の成果については後日に詳報する旨をその結びに記したが、生前にその成果が公表される機会は訪れなかつた。

しかし、伊都国歴史博物館の平成22年秋季特別展として「昭和を駆けた考古学者原田大六」展を開催した折り、その準備のため原田の書斎を整理していると、製図を終えた墳丘図と石室実測図を発見した（註2）。調査からすでに半世紀以上が経過し、墳丘や石室の崩壊が危惧される現状では、発見当時の古墳の状態を知る貴重な記録であるので本紙で紹介することにした。

一方、出土資料のうち単竜環頭大刀について、平成23年度に保存処理を実施した。表面のクリーニングが行われた。その後、資料調査の機会を得た大谷晃二は、これまで十分ではなかった大刀の製作の細部について詳細にわたる観察を実施し、これにより多くの新たな知見を得ることができたので、その成果を報告する。

なお、1、2については岡部が、3、4については大谷が執筆した。

2. 墳丘と石室

(1) 墳丘

墳丘は、造成工事の影響を受け東半部は大きく削り取られ、中央部に天井石を失った横穴式石室が露呈する状態となっていた（図1上段）。現況

で墳丘の高さは2.5mを測る。

また、墳丘の北裾は開墾されて畑になり、南裾は火葬場用地として削り出され、現状に近い状態になっていたことがわかる。

原田は、墳丘が比較的良好に残存する西裾部を墳丘裾部と推定し、直径20m程度の円墳に復元している（図1下段）。

(2) 横穴式石室

埋葬施設は、主軸をN-2°-Wとするほぼ南北方向に向け、南に向かって開口する両袖式の横穴式石室である（図2）。

天井石は2枚の平石を並べて被覆していたとされ、現在も墳丘南斜面にへばり付いた状態で花崗岩の天井石1枚が残っている。

調査当時、前壁と、左側壁は旧状をしのぶことができる程度に石積みが残っていたが、奥壁の上部は損壊し、右側壁は袖部付近を残してほとんど抜き取られていた。

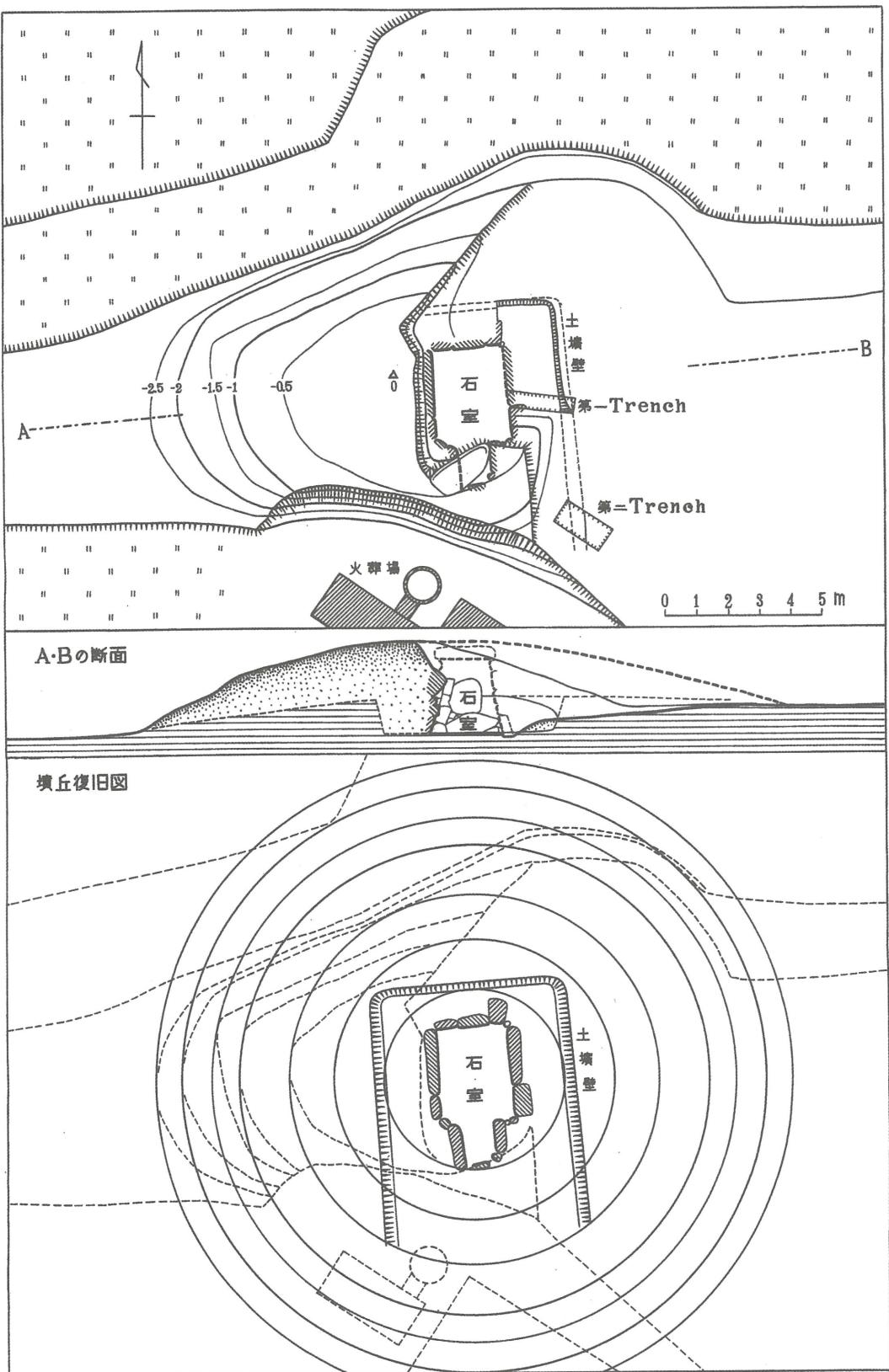
なお、羨道部は未掘のまま、現在も保存されている。

実測図から石室各所を計測すると、玄室の長さは左側壁で3.25m、右側壁では3.0m、幅は、前壁側で2.45m、奥壁で2.2m、を測る。石室の高さは、左側壁の様子から少なくとも3mほどはあつたと推定される。

玄室の平面は長方形プランで、床にはやや大きめの平石が敷かれていたが、右半部では石材がみられず、石室の破壊時に一緒にはがされてしまったのか、その要因は明らかでない。また、床面には屍床なども認められない。

石室の周壁は花崗岩の転石や割石を用いている。石材の持ち送りは両側壁で顕著で、天井に向かって70度ほどの勾配で立ち上がり、天井部では幅80cm程度と著しく狭くなっていたと考えられ、その目地の通りから4～5段に積み上げられたと考える。

羨道部は、袖部から閉塞石までの長さ1.38m、



第1図 西堂古賀崎古墳の現況（上・1/200）と墳形推定図（下・1/200）
(原田大六氏作製)

幅95cm、高さ1.25mを測り、前壁から羨道にかけて、転石を横積みし一体的に構築する。

楣石は厚さ70cm、長さ150cm以上の角石1枚を架構し、さらにその上に平石を積み上げて前壁としていた。なお、この地域では楣石が羨道口床と袖部の両方に認められることが多いが、羨道口側の楣石が確認できていない。閉塞石よりも南側に敷設されているとみられ、羨道部の長さは、1.7mを超えるものと考えられる。

石室の閉塞は、花崗岩の平石1枚を立て掛けを行われている。この閉塞石の南側には、両側に貼石を施した墓道が続いており、以前は南側の火葬場に面した崖面に露呈していた。

石室掘方の深さは110～130cmに達し、掘方肩口は、石室石積み2段目の上面＝楣石基底面のレベルとほぼ同じ高さである。

(3) 小 結

西堂古賀崎古墳の埋葬施設は、単室両袖式横穴式石室で、糸島地方の6世紀の横穴式石室資料として貴重である。

当該期の横穴式石室構造の特徴は、前壁と羨道部を同一石材を一体的に積み上げ構築することにあり、また、石室の持ち送りは側壁が顕著であるのに対し、前、奥壁は直立気味に立ち上がるのも特徴といえる。このような特徴を示す横穴式石室の初現例として想起されるのが鋤崎古墳である。鋤崎古墳では、板石を小口積みすることにより前壁と羨道を一体的（鋤崎古墳の報告書では『前庭部と玄室と区画する隔壁的』と表現されている）に構築しており、側壁の持ち送りが顕著である（註3）。鋤崎古墳の石室プランをベースとして使用石材の大型化、羨道の長大化を実践したものが6世紀代の糸島地方の横穴式石室といえる。

松浦一之介は桑原石ヶ元古墳群における横穴式石室構造の変遷について検討を行い、6世紀後半期に腰石を含む壁材の大型化が顕著となることを指摘し、さらに石室の掘方についてI類（浅いグループ・20～80cm）と、II類（深いグループ・100～250cm）に分け、前者から後者へ移行する見通しを示した（註4）。

西堂古賀崎古墳の築造時期は副葬資料から6世紀中葉と考えている。石室の使用石材は腰石が大型化し、石室の掘り方は深さが1mを越えていて、

松浦が指摘する石室構造の後出的特徴を示しており、古墳の築造推定時期と齟齬はない。

西堂古賀崎古墳と築造時期、立地等が近い砂魚塚1号墳（註5）や飯氏B-14号墳（註6）、谷上古墳（註7）などの石室と比較してみると、横穴式石室の床面は墳丘裾よりも高い位置に構築される傾向が顕著であることから、西堂古賀崎古墳の墳丘裾も石室の床面よりも低い位置にめぐる可能性が高い。この場合、原田が墳形推定の根拠とした墳丘西側の傾斜変換地点は墳形を円墳とする根拠には乏しいことになる。

墳形について注視されるのは北側の畠との境界に現れた前方後円墳のクビレ状の傾斜変換線である。当該古墳を前方部を東に向かた前方後円墳であると推定する根拠の一つであり、この検証は発掘調査により十分に可能である。

今後、西堂古賀崎古墳の墳形を確定し、将来に向けた保存措置を円滑に図るため、早期に確認調査を実施する必要があるだろう。

註

- 1) 岡部裕俊「西堂古賀崎古墳」『井原地区周辺の古墳群』1994前原市教育委員会
- 2) 岡部裕俊「昭和を駆けた考古学者原田大六」2012伊都国歴史博物館
- 3) 杉山富雄『鋤崎古墳』2002福岡市教育委員会
- 4) 松浦一之介『元岡・桑原遺跡群2』2003福岡市教育委員会
- 5) 岡部裕俊『荻浦』1995前原市教育委員会
- 6) 米倉秀紀他『飯氏古墳群B群第14号墳』1998福岡市教育委員会
- 7) 菅波正人『谷上古墳』1997福岡市教育委員会

表1 西堂古賀崎古墳出土副葬品一覧

装身具	銅地金張耳環1、碧玉製管玉11、銀製空玉4、ガラス丸玉85
武 器	单竜環頭大刀1、直刀3、鉄鎌106本以上、胡籠金具1組（吊金具）
馬 具	鉄地金銅張f字形鏡板付轡2組 鉄地金銅張剣菱形杏葉2、素環鏡板付轡1組、鞍金具1、鎍具2、吊金具2、辻金具19他
農工具	袋状鉄斧1、刀子5 鉄鋤先1
土 器	須恵器計17点（子持台付壺 他） 土師器計4点（黒塗台付壺 他）

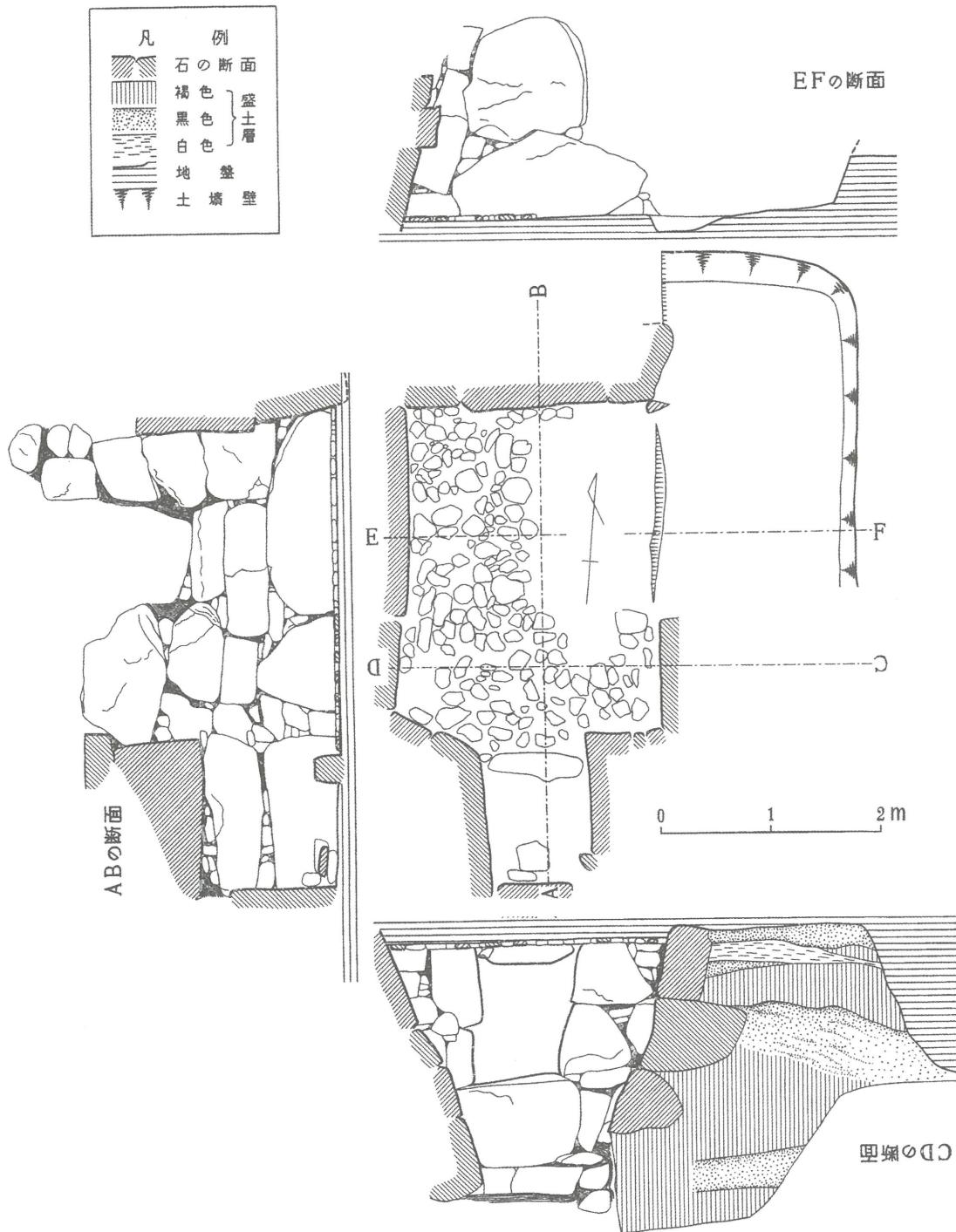


図2 西堂古賀崎古墳の横穴式石室実測図 (1/60)
(原田大六氏作製)

3. 単竜環頭大刀

(1) 現状

金銀装の単竜環頭大刀である。柄頭と、柄間から刀身までの2つに分かれて遺存し（写真1）、保存処理が施されている。大刀の拵えは、柄頭が銅製金張・鍍金であり、柄頭筒金具の銅地金張責金具、柄間の銀線巻、銀製の柄縁金具が遺存している。鞘には鞘口金具や鞘尻金具は残っていないが、佩表に鞘飾金具（伏金具）の残片が遺存している。今回、大谷はこの大刀を観察する機会を得て、鞘飾金具の構造の詳細を知ることができたので、その知見を中心報告したい。なお、大刀の各部の名称は図5に示した。

(2) 柄頭

柄頭（図3）は、中心飾りと環部を一体鋳造した銅製で中心飾りは鍍金、環部は金張りで装飾する。環の下端には、柄頭筒金具に伴う責金具のみが遺存し、環頭茎が露出している。環部横径7.36cm、環部から茎先端までの長さ13.0cm、環部の厚さ9.8～12.0mmである（細部の計測値は図3に記した）。

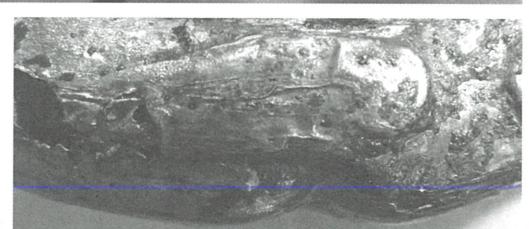
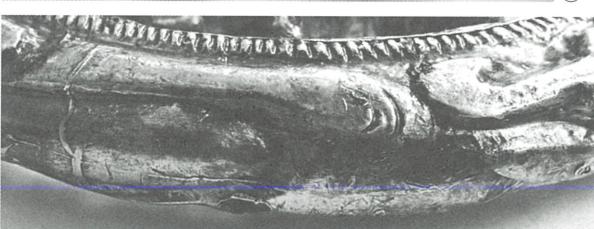
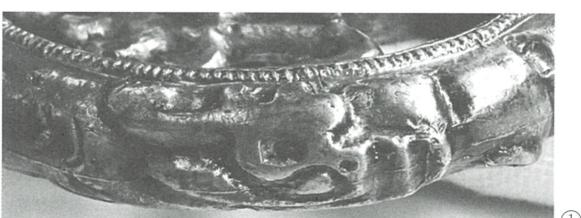
中心飾り 中心飾りの竜は冠毛の一部と、上顎の一部から目にかけての部分が欠損し、全体に鋸が著しいため、細部の加工については観察困難な点が多い。上顎と下顎の先端はそれぞれ上下に反り、牙や歯の表現はない。顎ひげの表現もあるが、毛を表現する刻みはない。顎の付け根から頸毛がのび、ここのみに沈線で毛を表現する。舌はまっす

ぐ伸びて先端は上に巻く。冠毛は本来3本あったが、先端の1本が欠損し、冠毛にも毛の表現はない。後頭部に角が伸びる。目は欠損しているが、眉毛があり、やはり毛の表現はない。眉毛と冠毛の間は円形の孔があく。これは本来は角と眉毛の間の隙間の表現であるが、完全に形式化している。眉毛の後方には耳があり、菱形のくぼみを刻む。

写真1 単竜環頭大刀残存状況

中心飾りの表現手法は、上顎の断面は三角形で立体的であるが、下顎、舌、顎毛は扁平な板状の表現である。同様に、冠毛から角は同じ面をなす扁平な板状に表現される。こうした表現は、穴沢咲光分類の岩田系列・一須賀系列・弓矢系列（穴沢1986）に見られる手法であり、大谷は一須賀様式と呼んでいる（大谷2006）。

環部 環部には、喰合型の走竜文、つまり、すれ違った二頭の竜の頭部から尾までが表現されてい



①②は右向きの竜の頭部分。③の前肢が④では雲氣状に変形している。

写真2 環部の走竜表現の比較

①③岩田14号墳 ②④西堂古賀崎古墳



る。大谷の走竜文の分類では、喰合型ⅢDである（註1）。

竜の頭部は、上顎、下顎とともに表現され舌がのびる。目、耳、眉、冠毛、角などもきちんと表現されてはいるが、図像自体は、簡略化が進んでいる。上顎部分の表面は3つのくぼみをもつ波打った形となっているが、これは竜の上顎先端の反りと、顎中央の反りあがった牙（獠牙）による唇のめくれの表現が形式化したものである。

後肢はそれぞれ2本あるが、前肢は1本ずつしか表現されていない。頭部角の後方に雲氣状の表現があるが、これは古賀崎刀の環部表現と同じ構図をもつ岡山県岩田14号墳单竜環頭と比較すれば、本来は前肢の1つであったことがわかる（写真2-③、④）。

環部の頂部には橢円形の出っ張りがあり、一須賀様式に見られる特徴である。

環部は金張りである。環部の中央には幅1mm程度の細い凸帯がめぐる（巻頭図版1-⑤）。これは鋳造時の原型をつくる合せ型または鋳造時の合せ鋳型の合わせ目の痕跡（Parthing line）とする説がある（金2013）が、一方で環部を包んだ金板の合わせ目であるとの反論もある（李2013）。

環部には赤色顔料が付着している（巻頭図版1-⑤）。同様の状況は、責金具にも見られる。柄頭に赤色顔料が付着する例として、大阪府一須賀W1号墳の单竜環頭大刀があるが、これらが意図的に塗られたものなのか、それとも副葬時の状況から付着したものかはわからない。

環頭茎 環部下端から長さ11cm弱の茎が伸びる。しかし、X線写真（写真7）によると、本来の環頭茎は長さ1.5cmほどの短いものであり、これを長さ11cm弱、厚さ5mmの2枚の鉄板で挟

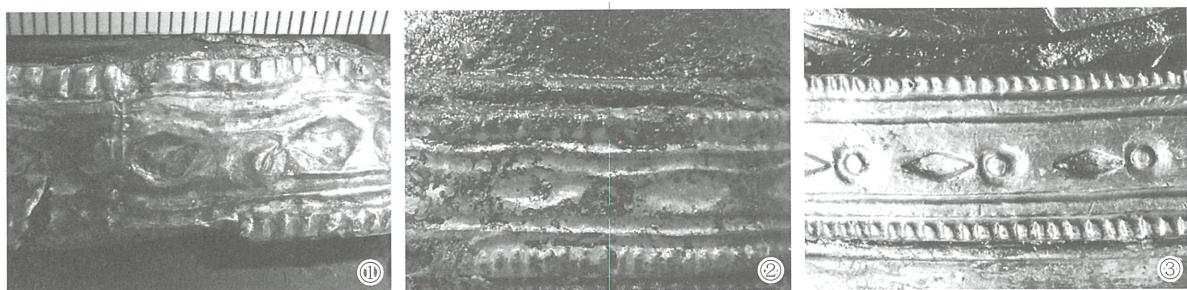
み、2本の鉄で固定して長い茎を作り出していることがわかる。この状況は茎全体が木質で覆われているため、肉眼では観察できない。なお、この長い鉄製茎の先端付近にも一か所、直径2mm弱の鉄で留めた状況が見られる。これが柄木と茎とを留めたものである可能性が高いが、目釘自体は極めて細く小さい（岡部編1994）。

（3）柄

柄は断面八角形で、柄頭筒金具の責金具と柄間の銀線巻、銀製の柄縁金具がのこる（図4）。

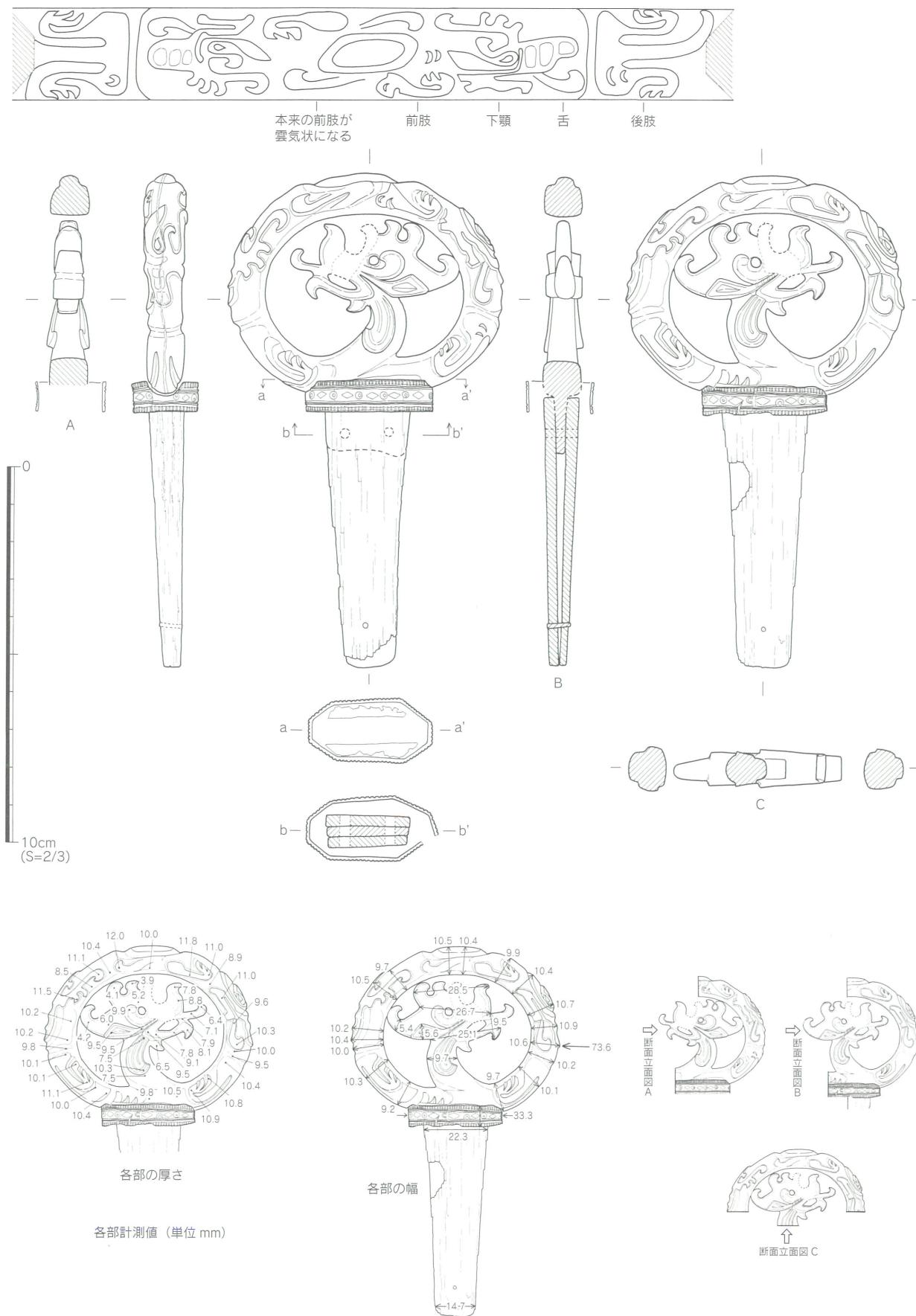
責金具 柄頭に接して、柄頭筒金具に伴う責金具が残るが、柄頭筒金具そのものは残っていない。責金具は、幅9.5mmの銅地金張り製である。柄頭の環部と接する部分は、U字形に削り込みが作られ、柄頭の環部がはまるように作られている。

文様は、縁に双連珠文を刻み、その内側に沈線、さらに円文と菱形文という構成である。双連珠文の刻みのピッチは、5mmで5つである（写真3-①）。円文は、中央凸部の円が偏っている（巻頭図版1-⑥～⑧）。これは工具先端の形状を反映したものか、または施工時の工具の当て方によるものと考えられる。また、沈線と円文の切り合いから沈線→円文の順に施工されている（同一⑦）。円文・菱形文を挟む両側の沈線は、円文・菱形文に沿って蛇行している状況が特に佩裏側で顕著に見られる（写真3-①）。責金具は佩裏側の破損が著しいが、責金具の幅自体に歪みがない部分でも蛇行しており、佩表側でもわずかながら蛇行している状況が認められる。同様の例は千葉県山王山古墳の单竜環頭大刀にも見られる（同一②）。この原因は、平行沈線を刻んだ後に円文・菱形文を打ったため、それに押されて沈線が歪んだものと考えたい。しかし、そこまで沈線が歪む



①と③の円文は中央の凸円が偏っている。①と②は平行沈線が大きく蛇行している。

写真3 单竜環頭大刀の責金具の施工（目盛りは0.5mm） ①西堂古賀崎古墳、②山王山古墳、③岩田14号墳



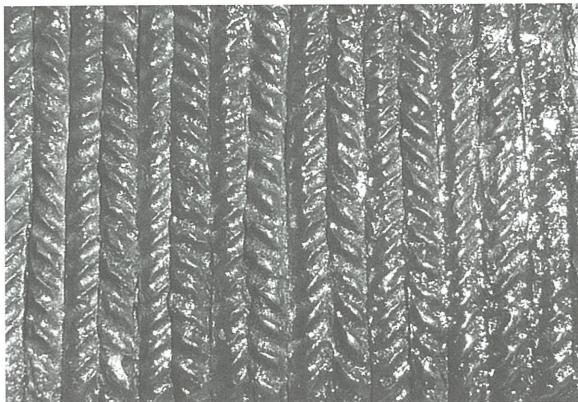


写真4 柄間の銀線巻

ものなのか疑問ものこる。

佩裏側の責金具表面には地板である銅板のつなぎ目と見られる部分が観察できる（巻頭図版1－⑦）。ここで円文の一部が切れていることから、銅板に文様を施した後に八角形に成形して鑓付けし、その後、銅板を金板で包んだものと考えられる。責金具の文様にシャープさがない点も、銅板に施文後に金板を張り、文様を押し込んだためと考えられる。責金具の裏面には金板を巻いた端部が観察でき、表面の刃側には金板の重なり部分が見える（巻頭図版1－⑧）。

この責金具の内側にあたる柄木の柄頭小口面は、現状では修理のための黒色の樹脂が充填され、柄木端面に銀板の小片が貼り付けられているようである。修理前の本来の状況は未確認である。

柄間と柄縁金具 柄間から柄縁までが遺存し、すべて断面は八角形である。柄間から柄縁金具までの残存長は約10cmである。

柄間は幅28.5mmでそこに幅1.1～1.5mmの銀線を巻く。銀線には斜めに刻みが施され、刻みの方向の異なる2本の銀線を並べて巻いている（写真4）。刻みのピッチは5mmで4～5つである。巻きの方向は、柄頭側から見て時計回りに巻く。銀線の断面は、扁平でも高いカマボコ形でもなく、やや扁平なカマボコ形である。銀線巻きの表面は、現状では黒漆を塗ったように黒光りしている。これが本来のものか、保存処理の結果であるかはわからない。銀線端部の処理・固定の仕方は確認できていない。銀線が脱落した箇所には、柄木に銀線の圧痕がのこっており、漆などの接着剤を塗って銀線を巻いていた可能性もある。

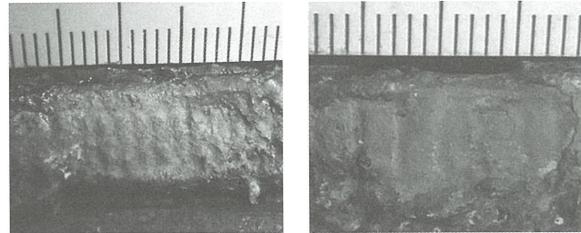


写真5 刻目帯の刻み（目盛り0.5mm）

柄縁には銀製の金具（長さ3.4cm、幅2.9～2.8cm、厚さ1.69cm）が取り付けられている。柄木の刃先側の小口は錆で覆われており、この部分の銀板の詳細はわからない。小口部分にも銀板が認められるが、これが銀板の厚みを示すのか、それとも小口端に銀板を折り曲げたり、小口全面を覆っているものかは確認ができなかった。

（4）鞘

鞘木の木質は、刀身の大半の部分で遺存しているが、鞘木本来の表面をのこす部分はほとんどなく、刃先から16cm付近にそれらしい部分が確認できるのみである。佩表側に鞘飾金具（伏金具）が部分的に残存する。鞘口・鞘尻金具は脱落したものと考えられ遺存していない。鞘中筒金具は前述の鞘飾金具のこり具合から考えて、本来からなかったものとしてよい。鞘全体を包む銀板のような金属板の痕跡もまったく見られず、本来からなかったものと考えられる。ただ、鞘飾金具が遺存している周辺は、淡黄褐色の膜状のものが厚く覆っている。一部鞘飾金具を覆う部分もあるが、鞘木と鞘飾金具の間にるように見える箇所もある。これは錆の可能性もあるが、表面が滑らかな膜状を呈しており、鞘表面を皮革で包んでいた可能性はないであろうか（後述の4、(4)参照）。

鞘飾金具（伏金具）の現状 鞘の佩表の中軸線上には、本来は細長い鞘飾金具があったことがわかる。現状では、わずかな断片となっているが、後述するように複雑な構造の装飾を復元することができた。まず、遺存した断片の状況は次のとおりである（巻頭図版2）。

- a) 鞘木の中央に幅4～5mm、厚さ1mm弱の銀板（註2）が取りついている。この銀板の表面には刻み目が施されている（以下、この部分を刻目帯と呼ぶ）。刻みのピッチは5mmで7つの箇所と5つの箇所がある（写真5）。

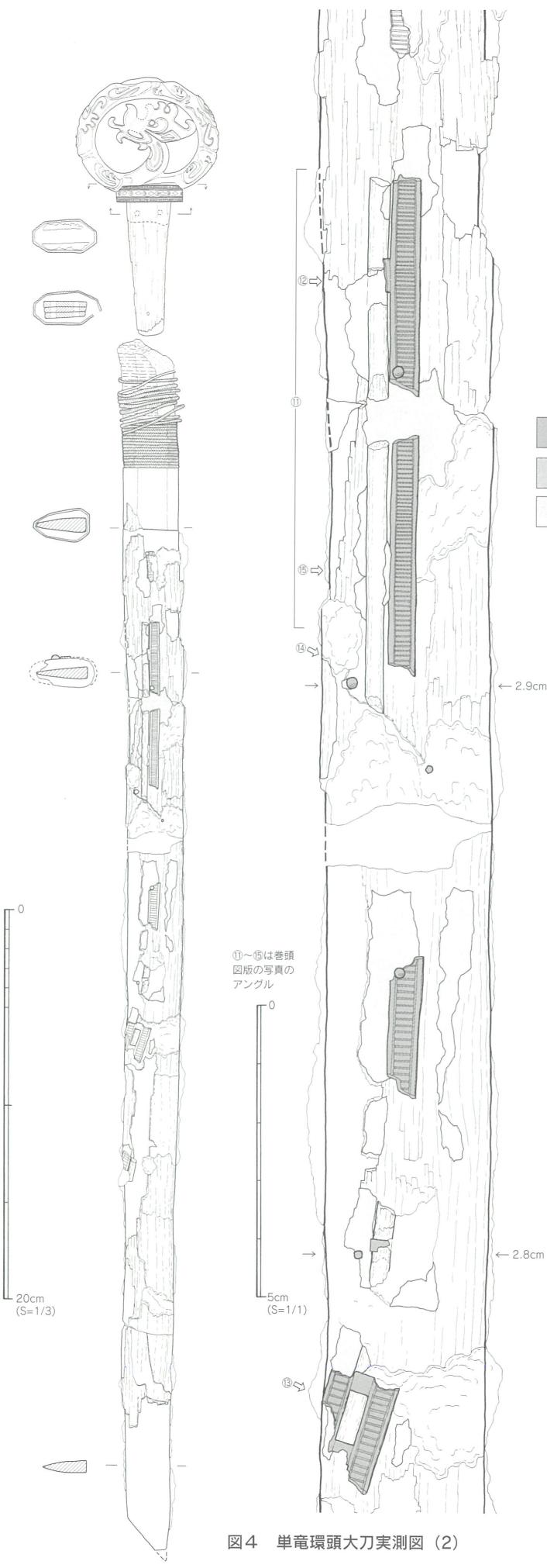


図4 単竜環頭大刀実測図（2）

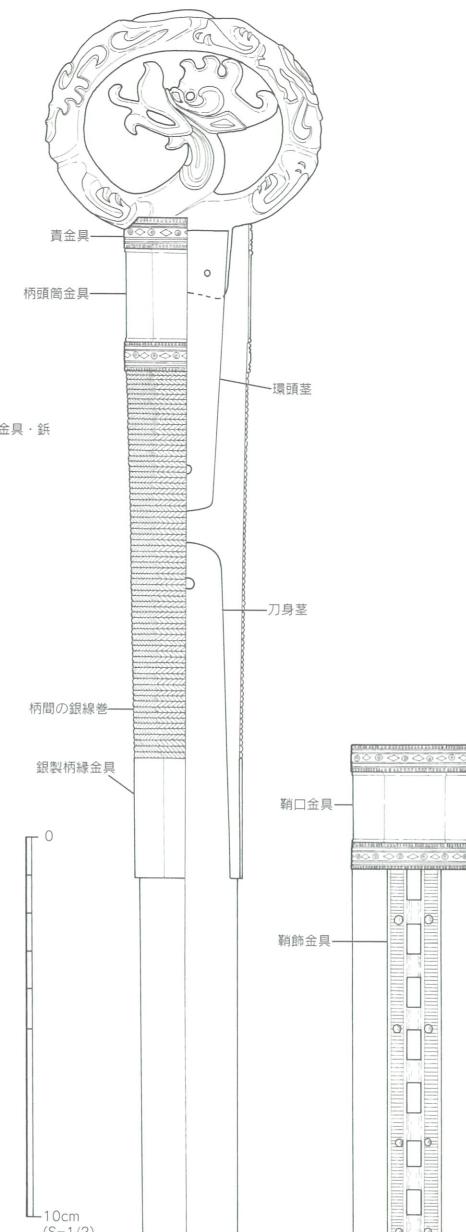


図5 復元想像図

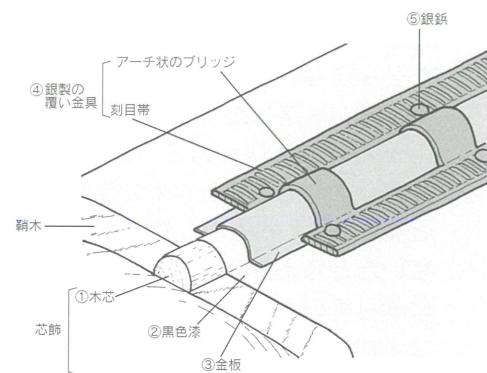


図6 鞘飾金具構造模式図

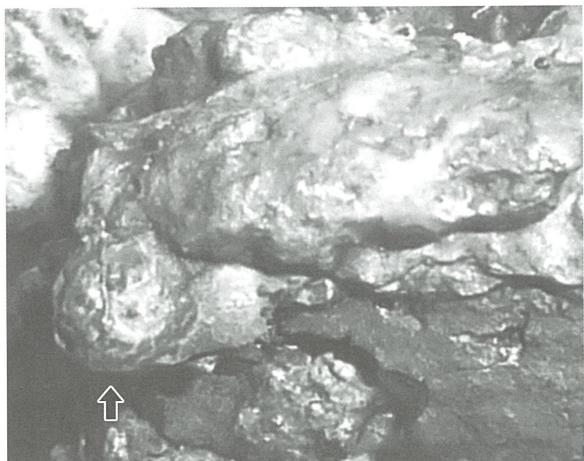


写真6 銀製の鉢頭（矢印）

- b) これに沿って、刃側に幅3.5～4.0mm、厚さ2mmの断面カマボコ形の木（木芯）が取りついている。
- c) この木芯の刃側にも、a）と同じ刻目帯が取りついている。これはほとんど脱落しており、わずかに2か所のみ残っている。
- d) 刻目帯が残っている部分を見ると、鞘中央の刻目帯と刃側のそれとが、アーチ状の銀板でつながっている状況（ブリッジ）が観察できる（巻頭図版2-⑬）。このブリッジは、破損しており、折れた付け根を含めて4か所で確認できる。折れた付け根を見るとブリッジの幅は約6mmである（同一-⑫）。木芯との位置関係から、このアーチ状ブリッジは木芯の両側の刻目帯をつなぎ、木芯の上にかぶせられていたと考えられる。なお、このブリッジに刻み目があるか否かは、遺存状態が悪くわからない。
- e) 木芯と刻目帯との隙間に金板の断片が見える（同一-⑮）。この金板は、後述するように本来は木芯を覆っていたものと考えられる。金板で覆った木芯を以下、「芯飾」と呼ぶ。
- f) 6か所で銀鉢が確認できる。その場所は、刻目帯の上に3ヶ所、芯飾刃側の刻目帯が脱落した2ヶ所（同一-⑭矢印A）である。もう一ヶ所も、刻目帯が脱落した所であるが、刻目帯の延長線上からずれた所にある（同一-⑭矢印B）。これは現存する刻目帯が本来の位置からずれたためと見られる。つまり、刻目帯は銀鉢で留められていたと考えられる。銀鉢の頭が残っているのは刻目帯の上にのこる2ヶ所のみであり、鉢頭は半球形で直径2.3mmである（写真6）。他は

鉢頭が脱落し、軸（直径1.5mm）が露出する。
g) これらの金具が脱落した箇所では、鞘木の表面と木芯の表面に黒漆が塗られている状況を見ることができる（巻頭図版2-⑭）。

鞘飾金具の復元 以上の状況から、この鞘の鞘飾金具の構造を復元すると以下のように考えられる（図6）。

- ① 鞘木に断面カマボコ形の細い木（木芯）を1本置く。
- ② その上から鞘木全面に黒漆を塗る。
- ③ 木芯の上に金板を張り、芯飾とする。
- ④ 2本の刻目帯をアーチ状のブリッジでつなげた銀製の覆い金具を芯飾の上にのせ、これで金板をおさえる。



写真7 柄頭のX線画像

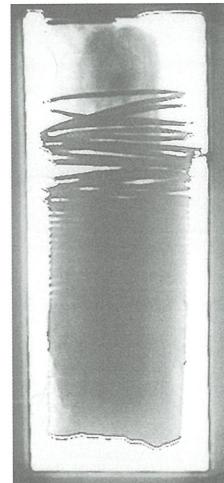


写真8 柄間・刀身茎のX線画像

⑤ 覆い金具を銀鉢で留める。

復元される覆い金具の幅1.35～1.4cm、刻目帶の幅約4～5mm、ブリッジ幅約6mmである。副葬後の経年変化で、この鞘飾金具は鞘木からはずれ、刃側に大きくずれたものと考えられる。

(5) 刀身

刀身は切先まで遺存するが、茎は関の部分で折れており、詳細な作りは不明である。切先から7cmの範囲を除いて、あとは鞘木の断片で覆われている。刀身の刃先はカマス切先である。

刃部の現存長52cm、復元長52.5cm、元幅約2.5cm、先幅2cmを測る。

4.竜鳳文環頭大刀の鞘飾金具（伏金具）について

(1) 問題関心

筆者は、日本出土の単龍・単鳳環頭大刀の製作地や工人集団を復元するために、金銀装大刀の各属性の意匠や製作技術を比較して、工人の系譜や差異を明らかにしていく方法を試みている。ここでは、その属性の一つとして、鞘飾金具について考えてみたい。

(2) 類例

古賀崎刀のように断面カマボコ形の芯（芯飾）の上に透かし模様のついた覆い金具を重ねる鞘飾の類例として、韓国武寧王陵の単龍環頭大刀、大阪府海北塚古墳の単龍環頭大刀、大阪府塚原P1号墳の大刀がある（写真9・図7）。

武寧王陵刀（李2006）は、鞘の佩表に金板に

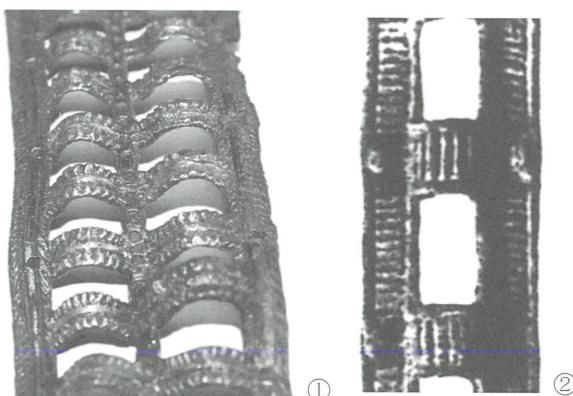


写真9 鞘飾金具（伏金具）の類例

よる半管状の飾り（芯飾）を起き、その上に銀製の覆い金具を重ねる。この覆い金具は、斜線と平行線の細かい刻みを入れた刻目帶が両側辺にあり、それをX字形のアーチ状ブリッジを鏽付けしてつないでいる。このブリッジにも細かい刻みが施されている。覆い金具は、左右それぞれ34個ずつの金製円頭鉢で鞘に固定されている。

海北塚刀（梅原1937）は、覆い金具のみが鞘木から脱落して遺存する。覆い金具のブリッジがアーチ形であるため、武寧王陵刀や古賀崎刀と同様に芯飾があったと思われる。覆い金具の幅約1.3cm、刻目帶の幅約4mm、ブリッジ幅約5mmである（註3）。

塚原P1号刀（高槻市史編さん委員会1973）も同様に覆い金具のみが遺存するが、本来は芯飾を伴うものであろう。塚原P1号刀の覆い金具は方形の透かしが2列並ぶ形であり、芯飾が2本あったことがわかる。両端には鉢留め用の孔がある。刻目帶とブリッジとともに平行線の細かい刻みを施す。覆い金具の幅1.9cm、左右の刻目帶の幅4mm、中心帯の幅約1.5mm、ブリッジの幅3.5mmである。

なお、塚原P1号墳からは、異なる揃えの2振の金銀装大刀が出土している。A刀（単龍環頭+八角形の金銅製筒金具+八角形の双連珠文金銅製責金具）とB刀（伽耶的な竜文の浮彫をもつ銅地金張鞘口金具+双連珠凸魚々子文銅地金張責金具）である。A刀の金具類は断面八角形であり、B刀のそれは倒卵形である。筆者は、覆い金具はB刀に伴うものと推測するが確証はない。

古賀崎刀の鞘飾金具は、覆い金具の形状、刻目帶の刻み、法量の点で海北塚刀に類似する。両刀の刻みは、武寧王陵刀や塚原P1号刀と比べると粗いものである。

(3) 鞘飾金具の類型

韓国と日本出土の5～7世紀の竜鳳文環頭大刀の鞘飾金具には以下の4種類がある。

突帶式（図7-①）刻み入りの金板の飾りを付けた突帶状のもので、断面蒲鉾形のもの。韓国昌寧校洞10号墳の金銀装竜鳳文環頭大刀は、金板を半管状に折り曲げて突帶を作り、その両側を細かい刻みを入れた銀板で押さえ、菱形の金銅鉢で留めている（穴沢・馬目1975）。韓国玉田M3

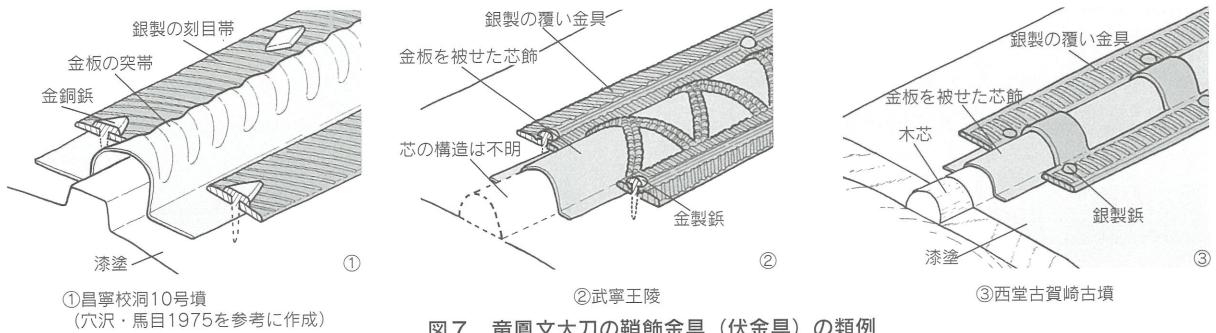


図7 竜鳳文大刀の鞘飾金具（伏金具）の類例

号墳の龍鳳文環頭大刀Aと同大刀Bも遺存状態は悪いが、同様に断面蒲鉾形の刻み入りの金板装飾がある（趙・朴1990）。また、韓博2号刀（龍鳳文環頭）は「銀板に二本の金棒を金糸で縫い銀の菱鉢で留め」るという（穴沢・馬目1976）。

覆い金具式（同-②③）断面蒲鉾形の芯（芯飾）の上に透かし模様のついた覆い金具を重ねるもの。先述のとおり、武寧王陵刀、海北塚刀、塚原P1号刀、古賀崎刀がある（註4）。

先の校洞10号刀は金装の突帶の両脇を銀板で留めていたが、その両脇の銀板をブリッジでつなげたものが覆い金具式となる。

透入金銅板式 方形や猪目形の透かしを入れた金銅板のもの。日本出土の单竜・单鳳環頭大刀などに見られる。

円形浮文金銅板式 円形浮文を施した金銅板のもの。双竜環頭大刀や頭椎大刀などに見られる。

（4）鞘飾金具の機能

突帶式や覆い金具式には刻みによる装飾が施されている。その由来は鞘を皮革や布帛で包んだ合せ目を金属板で隠したもので、金属に施された刻み目は、その縫目を表現したものと考えられる（末永1941、穴沢・馬目1975）。

確かに、後出する透入金銅板式や円形浮文金銅板式は、鞘木を銀板または金銅板で包み、それを鞘飾金具で留める機能を果たしている。こうしたことから、先の4種の鞘飾金具は、その機能の由来からは、伏金具・伏板と呼ぶべきものである。

ところが、突帶式と覆い金具式では、鞘を銀板等で包んだ確実な例を筆者は知らない。さらに透入金銅板式の中にも、兵庫県岡1号墳（樋口1961）、群馬県小泉大塚越3号墳（宮塚・三浦

1993）のように鞘を包む銀板のないものがある。

これらはもとから鞘木を包むものをもたず、鞘飾金具を直接鞘木に鉢留したものか、それとも皮革や布などの「何か他の腐りやすい材料を用いていた」（新納1982）のかが課題となる（註5）。古賀崎刀では、鞘の表面に黄褐色の物質が多く付着している。当初は錆の一種と考えたが、馬具などに残存する皮革に似ているようでもある。筆者には判断ができないが、鞘を包んだ皮革の可能性はないだろうか。

（5）鞘飾金具の系譜

先に覆い金具式は、突帶式に覆い金具を被せたものと考えて、両者には系譜的な連続性があると考えた。これに対して、透入金銅板式は、縫目を表現する刻みではなく、それ以前の龍鳳文環頭大刀には見られない猪目文を採用している。つまり、覆い金具式と透入金銅板式は意匠や構造に連続性がない。しかし、兵庫県窟屋1号墳の单鳳環頭大刀（池田編2009）には、方形透かしの両側に刻み目を入れた透入金銅板式の鞘飾金具がある。これを覆い金具式のブリッジと芯飾が省略されたものと考えて、覆金具式→方形透入金銅板式→猪目透入金銅板式といった変遷が想定できるのか否かが、今後の課題である。

また、円形浮文金銅板式は、倭製と見られる双竜環頭大刀や頭椎大刀に見られることから倭で創出されたデザインであろう。

（6）まとめ

筆者は单竜・单鳳環頭大刀の製作工人のまとまりを復元するために型、系列、表現様式の概念を設けて検討した。その結果、比較的よくまとまっ

た一群の環頭として「一須賀様式」の大刀群を設定した（大谷2006）。西堂古賀崎古墳の単竜環頭大刀もこの一須賀様式であり、次の特徴をもつ。①中心飾りの竜頭は冠毛から角までが板状に作られる。②環部の走竜文は匙面状に削った太い凹線で竜を表現する。③環部走竜文は喰合型Ⅲである。④この様式の前半期のものは中心飾と環部を一体鋳造し、中心飾は鍍金、環部は金張りする。⑤後半期のものは、一体鋳造で全面鍍金となる。⑥環頭茎を鉄板で挟み、茎を接ぐものがある。⑦合范（合せ鋳型）では製作できないものがある。

これらの特徴のうち、④⑥は伽耶式竜鳳文環頭大刀に類似する特徴である（大谷2006）。これらは柄頭の特徴であるが、今回、古賀崎刀の拵えに覆い金具式の伏金具が確認できたことで、一須賀様式の外装の一端を知ることができた。この覆い金具式は、系譜としては、伽耶式の突帶式の発展形態ではあるが、直接的には、武寧王陵の大刀を祖形とするものであった。

謝辞

本稿をまとめるにあたり、穴沢咲光氏、金字大氏、宮代栄一氏にはご教示と資料提供の協力をいただいた。また、写真資料の掲載にあたっては、赤磐市教育委員会、市原市教育委員会、高槻市教育委員会に許可をいただいた。記して感謝申し上げたい。

註

- 1) この大刀について、かつて喰合型Ⅲ A に分類した（大谷2006）が誤りであった。ここに訂正したい。
- 2) この銀板の破断面には緑青があり、銅板を銀板で包んだものとも考えたが、厚さがわずか 1 mm で、銅板と銀板の剥離面なども見えないことから、銀板と考えた。
- 3) 金具の計測値は新納1982の図から計測したものであり、あくまで参考値である。
- 4) この他に韓国飾履塚の竜鳳文環頭大刀の鞘飾金具は、「矢羽根様の透彫を施した細い帯を伏せて、菱形の金鋸で留め」ている（梅原1932）。資料を実見していないため、これが覆い金具式の類するものか否かの判断は保留する。
- 5) 山本湖舟は、『工芸美術聚英』第二年第七輯の中で、昌寧校洞10号墳の竜鳳文環頭大刀は、鞘木を皮革で包むことを記しているが、同大刀を観察した梅原未治の資料にはそうした記載が見られない（穴沢咲光氏の

御教示による）。原資料での確認もできていないため、判断は保留したい。

参考文献

- 穴沢咲光・馬目順一 1975 「昌寧校洞古墳群」『考古学雑誌』第60巻第7号
穴沢咲光・馬目順一 1976 「龍鳳文環頭大刀試論 - 韓国出土例を中心にして-」『百済研究』7
穴沢咲光・馬目順一 1986 「日本における龍鳳環頭大刀の製作と配布—一つの試論—」『考古学ジャーナル』No.266 ニュー・サイエンス社
池田征弘編 2009 『窟屋1号墳』兵庫県教育委員会
李漢祥 2006 「武寧王の環頭大刀」『国立公州博物館研究叢書第18冊武寧王陵 出土遺物分析報告書（II）』国立公州博物館
李漢祥 2013 「陝川玉田M3号墳龍鳳紋大刀의環部製作工程」『考古學探求』14號 考古學探求會(한글)
梅原未治 1932 『慶州金鈴塚飾履塚發掘調査報告』（大正13年度古墳調査報告書第1冊）
梅原未治 1937 『近畿地方古墳墓の調査二』日本古代文化研究所
大谷晃二 2006 「龍鳳文環頭大刀研究の覚え書き」『大阪府立近つ飛鳥博物館2004年度共同研究成果報告書』
岡部裕俊編 1994 「付編西堂古賀崎古墳」『井原遺跡群 井原地区周辺の古墳群 前原市文化財調査報告書 第51集』前原市教育委員会
金跳咏 2013 「大伽耶龍鳳文環頭大刀の外環製作方法と復元実験」『文化財と技術』第5号 工芸文化研究所
末永雅雄 1941 『日本上代の武器』弘文堂
高槻市史編さん委員会 1973 『高槻市史』第6巻考古編
趙榮濟・朴升圭 1990 『陝川 玉田古墳群II-M3号墳』慶尚大学校博物館調査報告6
新納 泉 1982 「単龍・単鳳環頭大刀の編年」『史林』第65巻第4号 史学研究会
樋口隆康 1961 「網野岡の三古墳」『京都府文化財調査報告第22冊』京都府教育委員会
宮塚義人・三浦京子 1993 『玉村町埋蔵文化財調査報告書第10集 小泉大塚越遺跡』玉村町教育委員会
山本湖舟（出版年不詳）『工芸美術聚英』第2年第七輯

伊都国歴史博物館紀要 創刊号～第10号 総索引

創刊号 (2006)

生産と流通からみた伊都国と奴国
三雲・井原弥生集落の成立と変遷

平尾和久 (1～14)
角 浩行 (15～24)

第2号 (2007)

破碎鏡と破鏡の時期的変遷とその認識
国内出土の蝙蝠座銚内行花文鏡についての一考察
一福岡県前原市潤地頭給遺跡出土鏡を中心として一
泊一区出土獸帶鏡について

平尾和久 (1～14)
江野道和 (15～22)

第3号 (2008)

紡錘車の編年とその画期一北部九州出土資料を中心に一
原始・古代船の推進具 (上) 一研究史から考古資料の分類まで一
【資料紹介】ガラス玉副葬の小型甕棺墓—本田孝田遺跡—

平尾和久 (1～12)
江野道和 (13～23)
岡部裕俊 (24～30)

第4号 (2009)

筑前国志麻郡における律令期祭祀と卜部の関係
一元岡・桑原遺跡第20次調査から一
原始・古代船の推進具 (中)
～縄文時代から古墳時代を中心とした推進具集成～
【伊都学講座抄録】

樋崎直子 (1～8)
江野道和 (9～16)

第5号 (2010)

原始・古代の推進具を考える(下)
一縄文時代～古墳時代の推進具集成一
長野川下流の弥生～古墳時代の遺跡と遺物
一東地区周辺の遺跡と博物館収蔵資料から一

江野道和 (1～11)

岡部裕俊 (12～26)

第6号 (2011)

神在横畠遺跡の製鉄関連遺構と遺物
第六三四海軍航空隊玄界基地の遺品
糸島のト占神事1 ～白糸寒禊ぎにみる米占い～

岡部裕俊 (1～16)
古川秀幸 (17～32)
古川秀幸 (33～39)

第7号 (2012)

糸島の幕末～勤王の志士「大神壱岐守」の史料を中心に～
糸島のト占神事2～淀川の日々手祭り～
上原勇氏採集資料 ～今山遺跡採集の石器類～

江野道和 (1～8)
古川秀幸 (9～18)
江野道和 (19～40)

第8号 (2013)

曾根古墳群の記憶
一航空写真に遺された在りし日の曾根丘陵上の古墳たち一
【資料紹介】一貴山寂光坊青木家文書について一中世文書を中心に一

岡部裕俊 (1～22)
中牟田寛也 (一～一二)

第9号 (2014)

青木家所蔵雅楽譜について
糸島地方の条里についての一考察
糸島地方出土の弥生時代ガラス集成
山犬の尾C-5号墳の測量調査

伊藤和雄 岡部裕俊 川村高 坂本繁利 武田満生
立石忠夫 谷口正和 中澤勝之 松岡治雄 (37～38)

江崎靖隆 (1～10)
村上 敦 (11～22)
岡部裕俊 (23～36)

第10号 (2015)

西堂古賀崎古墳に関する新知見
一墳丘・石室図の発見と単粒環頭大刀の詳細観察結果一
糸島市内の領境石についての一考察
【資料目録】藤崎森吉氏収集資料 I「堤仁志資料」

岡部裕俊 大谷晃司 (1～14)
村上 敦 (15～28)
中牟田寛也 (29～39)

糸島市内の領境石についての一考察

村上 敦（伊都国歴史博物館）

I. はじめに

近世期における現在の糸島市の西半部は、筑前国内で唯一、福岡藩に属さない地域であった。領地間には境界線があり、境界線をめぐる紛争を未然に防ぐ為にも、その境を明示することは重要なことであった。糸島市内には、当時の境を表示した領境石が100本近くも現存しております、領境をめぐる先人の苦労と情熱を窺い知ることができる。領境石には、街道沿いの領内への入り口付近に表札的に単独で建てられるものと、領地の接線に帶状に連立して建てられるものとの二者があるが、この小論では、後者の建立された背景と、その現状について若干の説明を加える。

II. 怡土郡西半部の領主の変遷

まず領境石が建立された背景を知るため、糸島市の西半部の領主の変遷について概観することとする。

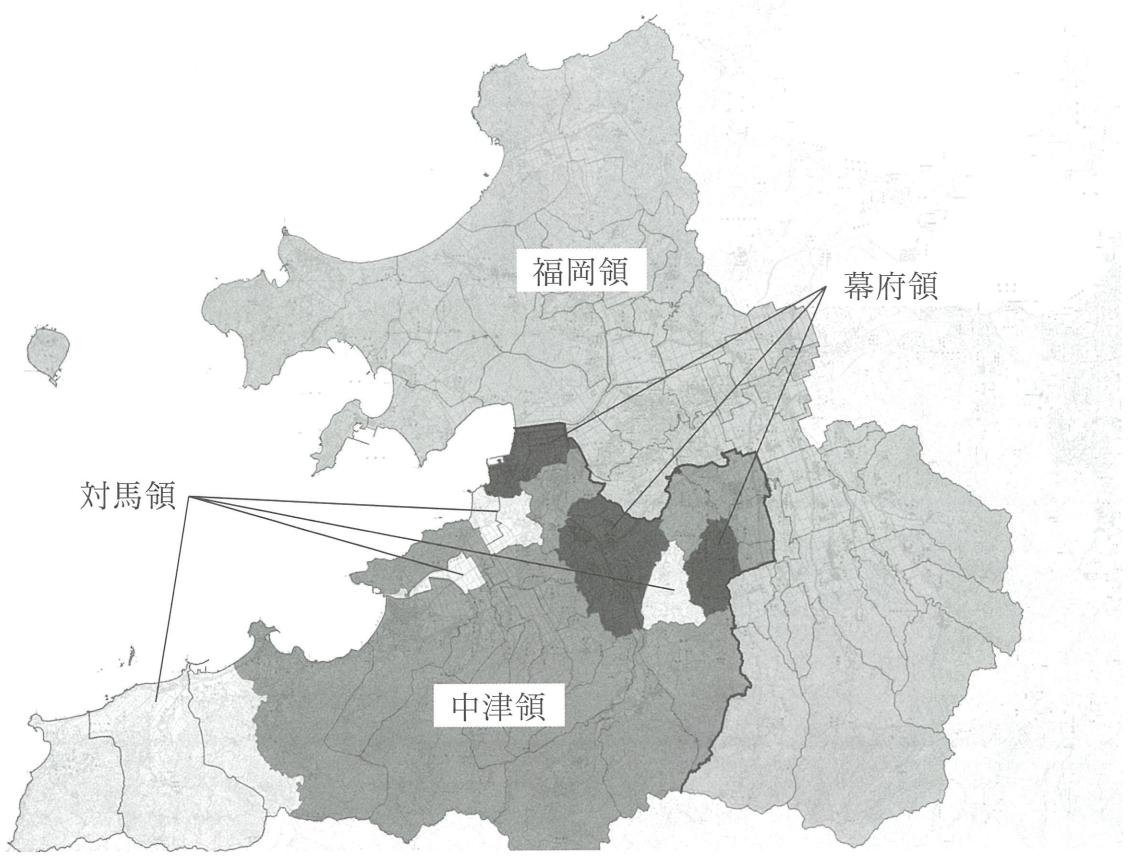
慶長5（1600）年の関ヶ原の戦いの後、黒田家は筑前国に入封するが、怡土郡西半部は福岡領となることなく公領とされた。その経緯は、元禄元年に編纂が開始された『筑前国続風土記』によれば、慶長2（1597）年に筑前国を領していた小早川秀秋が公領であった博多と自領の怡土郡西半部の交換を願い出たためとされる。その真偽は不明であるが、公領となった怡土郡西半部は、慶長19（1614）年、寺澤廣高の願いにより、薩摩国出水郡及び肥後国水俣郡内の領地と交換に唐津領とされた。自領で発生した島原の乱の鎮圧後、正保4年、堅高の自刃により寺澤氏は改易となり、旧唐津領は一時幕府領となる。1649年、大久保氏へと引き継がれるが、これ以降、唐津藩の領主は譜代大名が歴任することとなる。また怡土郡西半は唐津領主の石高に応じての調整地的性格をもつことになり、延宝6（1678）年、大久保氏の転封により松平氏が唐津領主となると、片山村・松木村・石崎村・満吉村・唐原村以東の怡土郡旧唐津領は幕府領となつた。また、元禄4（1691）年、松平氏の転封により土井氏が唐

津領主となつことにより、福井村大入以東の旧唐津領は全て幕府領となつた。さらに、これらの幕府領から片山村・浜窪村・田中村・加布里村・岩本村・東村・本村・香力村を除いた29ヶ村は、享保2（1717）年、奥平氏の中津入封にともない中津領となる。宝暦12（1762）年、土井氏に替り水野氏が唐津藩主となると、福井村以西の怡土郡旧唐津領は全て幕府領とされ、これにより怡土郡からは唐津領が消滅することとなつた。さらに文政元（1818）年、幕府領は本村の西半部・香力村・東村・加布里・岩本村・千早新田村を除き、対馬領となつた。

III. 領地境に関連する記録

寛文元（1661）年－怡土郡及び志摩郡において、領境石が記録された最も古い事例は、『黒田新続家譜卷之二』に記載される寛文元（1661）年の記事（資料1）である。当時の唐津領主は入封後12年目の大久保氏であり、唐津藩からは堀江金左衛門・花井久右衛門・坂部龍右衛門なる人物、福岡藩からは奥西善右衛門と西村半四郎の二人の郡奉行が雷村と長野村との境で落合、境界を正している。また、両領境を遍く正したのではなく、雷村（福岡領）と飯原村・長野村（唐津領）の境界に限定しての協議であったようである。両者が協議するに至った直接の契機が何であったのかは不明であるが、当該地が山間部であることから秣場をめぐる農民間の諍があつたものであろうか。『庄崎家文書128 旧筑前領怡土郡雷山村仲津領同郡長野村境界約定書絵図』などからは、この時に7本の境石が建てられたことが分かる。

元禄5（1692）年－福岡領の雷村・三坂村と幕府領の飯原村との間に取り決めが成されており、三坂村及び川付村の庄屋文書の中に当時の證文の写しが残されている。協議は地元からの要望を受けて行われており、證文には福岡藩側は郡奉行の梶原十兵衛、幕府側は天草代官今井久右衛門方の江守久右衛門の加判がなされており、実質的には藩と幕府との協定であった。證文は後年のも



第1図 文政元（1818）年以降の藩領分布図

のと異なり絵図面を伴わないので、例えば（資料3『三坂区有文書001』）では、「一 南者雷村境
より北者はつ原ニ至香力村・三坂村境之道筋より新道
ヲ附候所迄境目相極候付、御双方御役人御出合傍示御極めニ境石御立被成都而道筋ヲ限西者飯原村、東者三坂村也」として両村境付近を南北に走る「道」を境と定めたうえで、「一 鬼塚西ノ端
ヲ切崩道筋相極候事」「一 盜人塚三坂村之内江入候事」などといった10の個別の事例を掲げての文章のみの表現となっている。また、境石の位置については「所々」としか記載されておらず、その数についても触れられていないが、『川上文書 補1・補2』により26本の境石が建てられたことが分かる。この後、約100年間にわたって怡土郡・志摩郡内では大きな動きは記録されていない。

享和元（1801）年—吉田家伝録に、福岡藩の経年西郡境目見分の記述（資料2『吉田家伝録』）

があり、四泊五日の行程で怡土郡と志摩郡を見分、見物をしている。同伴した広羽八之丞は、分間役絵図方であった。

文化9（1812）年—伊能忠敬が怡土郡及び志摩郡を測量している。この一行には、福岡藩の分間方である山本源助らも同行しており、後の境絵図の作成にも影響を与えたものであろう。川付村庄屋の川上六右衛門が一行を案内するために描いた『伊能案内図』が、糸島高校郷土博物館に収蔵されている。

文化14（1817）年—幕府領岩本村と中津領神在村との境論が起こる。しばらくは長崎奉行と中津藩の郡奉行との折衝であったようだが、文政3（1820）年には勘定奉行の吟味を受ける為に両村の村役人、百姓代らも江戸に呼ばれ、文政5年には江戸からも見分の為、柴田佐文治、立石清八郎らが下っている。さらにその翌年には、岩本村、神在村に加え、福岡領荻浦村の庄屋、年寄、百姓

代も江戸に向かっており、その帰着後間もなくして三者の関係者立会いの上、境界が定められている。

なお、解決に至る費用のうち、銀四メ九百六十一匁三分式厘八毛式弗が中津領怡土郡の村々に負担が求められている。これは現在の価値に換算すると凡そ400万円前後に相当する額である。

文政12（1829）年—福岡領多久村と中津領神在村の境に、七本の境石が建てられている。碑文により建立年が分かるが、このことを記録した文献は確認されていない。

天保2（1831）年—多久村と東村の境及び三坂村と香力村の境の二ヶ所で大々的に境決めが行われている。両者ともに幕府領加布里村庄屋 哲次郎が「氣寄人」として関わっており、木製の境杭を現地に建て、絵図を伴った證文を取り交わしている。この時の絵図と證文は、三坂村・香力村のものは現存しないが、多久村・東村のものは糸島市の指定文化財となっている。この絵図には、杭間の距離は記されていないものの、杭の位置を磁北からの角度を用いて表している。これは證文にもあるように、杭が原位置を失った時の復元を企図したものであった。

多久村の旧家に伝來したこの絵図は、40.3×151.6cmの紙本着色であり、大まかな地形と土地区分けを描いた中に63本の杭の位置が黒点で表示される。1番杭は多久村（福岡領）・東村（幕府領）・神在村（中津領）の三領境であり、終点の63番杭は多久村（福岡領）・東村（幕府領）・富村（中津領）の三領境である。点と点は赤線で結ばれ、「一番杭ヨリ式番杭江方位卯八分一厘」といったように、杭間の角度が記されている。角度は磁北を起点とし、円周を30度毎に12分割してそれぞれに十二支を割り当て、一支を10分割したものを「分」、分をさらに10分割したものを「厘」として表す。つまり、最小単位である「1厘」は、円周を1200等分した0.3度を示すことになる。この時の測量にいかなる器材が使われたのかは不明であるが、享保19（1734）年の『規矩元法町見弁疑』や宝暦4（1754）年の『量地指南』の挿図などからは、携帯用の計測器には円周を120等分した1分（3度）毎の目盛りしか刻まれていないことが分かる。よってこの「厘」単位の値については、目読によるものであると思わ

れる。なお、福岡藩が作成したと思われる福岡県立図書館所蔵の『筑前国中の絵図』などにも、「戌四分三厘」という注記がみられるが、『日本測量術史の研究』によれば、福岡藩には元禄国絵図の作成にも用いられた二尺四方もの巨大な盤面をもつ「丸規」と呼ばれる計測器があったという。現物はおろか図さえも残されていないので推測するほかはないが、盤面が60cmを超えるものならば、精度は別にしても、1厘毎の目盛りが刻まれていたものかも知れない。

ところで、天保2（1831）年当時は既に円周を360度とする西洋式の概念が通用しており、その13年前に糸島地方を測量した伊能忠敬の一行が用いていた小方儀は円周360度で1度刻みのものであった。但し、遠山の方位測量に用いたとされる半円方位盤には伊能忠敬が日本で初めて実用化したとされる対角目盛が刻まれており、1度の1/6である10分（約0.167度）までをも読み取ることができた。伊能忠敬の一行には福岡藩の分間方も同行するなどして測量技術を学んでおり、この絵図の作成に係るキーパーソンである幕府領東村莊屋 哲次郎も、その技術を学ぶ機会は大いにあったものと考えられるが、最新の360度表示の測量器具を使用することはなく、旧式の120分表示の測量器具を使用していた。

天保10（1839）年—東村・多久村間に天保2年に建てられた木製の境杭のうち、少なくとも1番杭と63番杭は、境石に建て替えられる。（『川上文書459』）

天保11（1840）年—香力村・三坂村に天保2年に建てられた境杭は、境石へと立て替えられている。幕府領加布里村庄屋 哲次郎が氣寄人として関わっており、取り交わされた證文によれば、境石は少なくとも38本あり、うち17本は「境」の一文字のみが記されたものであった。（資料5『三坂区有文書004』）

天保12（1841）年—この頃からは、幕府領加布里村庄屋 哲次郎に代わり、同じく幕府領東村莊屋 文助の活躍が顕著になる。文助は天保7（1836）年からは幕府領の惣代庄屋も務めており、福岡藩の慶應分限帳にも田中文助として記載されている。三坂村との境界問題には遅くとも天保11年には関わっており、翌年には三坂村と飯原村との境界を改め、その翌年の天保13年には、

気寄人として福岡領の三坂村・雷村と、中津領の飯原村・長野村との間に絵図及び證文を取り交わしており、この時には121本の境石が新たに追加して建てられている。天保13年に作成されたこれらの絵図と證文は村どうしの取り決めであるため、三坂村：飯原村、雷村：飯原村、雷村：長野村の三枚に分割されているものの、三坂村と飯原村境の北端部を1番境石とし、雷村と長野村境の南端部を154番境石とする共通の通し番号を付している。また、寛文元年に7本、元禄五年に26本建てられた既存の境石もこの中に組み込むことによって再整理を行い、「百五拾弐番杭 但シ寛文年ニ建ル七番境石」「八拾番境杭 但シ元禄年ニ建ル弐拾六番境石」などと絵図内に文字で記すとともに、杭の位置を示す黒点の傍らには白抜きの丸や四角などで、寛文元年と元禄五年及び自然石を用いた境石を表示している。

絵図の描写自体は天保2年のものと大差はないが、新たに杭間の距離を記していることは大きな進歩である。「壹番杭ヨリ弐番杭江直縄七間三尺九寸 但方位巳三分九厘ニ當ル」という様に距離は寸単位まで記されており、1間=曲尺六尺五寸と規定されている。また證文には、「双方の境石があるところはその中央を境とする」「福岡藩側だけの境石があるところは、その表面より三尺二寸五歩飯原村(中津領)側を境とする」「最寄りに自然石がある場合は杭を省き、杭の代わりに自然石に十字を掘り込み、その中心を境とする」といった趣旨の規定も定められている。なお境界の設定にあたっては福岡藩の分間方も立ち会っており、距離の計測にあたっては福岡藩から間縄を借用しているが、角度は依然として120分目盛りの旧式の器材を使用している。

天保14(1844)年－東村文助を気寄人として、松末村(中津領)と田中村(対馬領)の境界に杭を打ち、絵図面と證文が取り交わされている(藤崎文書)。松末村(中津領)・武村(中津領)・田中村(対馬領)の三村境を1番杭とし、松末村・田中村・浜窪村(対馬藩)の三村境を19番として距離と方位を記している。距離と方位の記載方法については他のものと同様であるが、杭の場所を示す赤点には、針穴が確認できる。これは複製を作成する為の穴であると思われ、伊能図にも見られる特徴であるが、今回紹介した他の絵図には

確認されていないものである。また、1番杭から19番杭に至る18間隔のうちの半分は、「間」で終わる切りの良い距離になっている。境界の複雑な山間部とは異なり、境界が直線的な水田域故の特徴であろう。

嘉永2(1849)年－三坂村・高野村(雷村)・飯原村・長野村の領地境において、福岡藩の分見方 松尾弥右衛門立会いのうえ、境石が建てられている(『川上文書459』)が、場所や本数は不明である。

以上に領境石に関して文献及び碑文上に残された記録について紹介した。木製の杭については現存するものは確認されていないが、境石については各所で確認されており、以下にその状況を述べる。

IV. 領境石の現状

糸島市内には、他領との境界を示す領境石が原位置或いはその近辺に残されているものだけでも約100本が確認されている。これらの大半は、糸島市在住の郷土史家である前田時一郎氏らの精力的な踏査による発見であり、その成果は『糸島の国境石と領境石－歴史の行き証人－』として纏められている。

1－多久・東境石群

発見の発端はレジャー施設建設に伴う前原市教育委員会による確認調査であり、担当者の林覚氏により13本の境石の存在が確認された。また、このことが新聞報道されたことにより近隣住民から絵図と證文の存在が伝えられ、絵図に示される杭の位置と、発見された境石の位置がほぼ一致することが確認された。絵図と證文は幕府領であった東村と、福岡領であった多久村との間に天保2年に締結された協定であり、63本の境杭が建てられたことが記されている。これらの一部又は全て、少なくとも1番杭と63番杭の2本は天保10年に石製の杭に建て替えられたが、林氏が確認したものはこのうちの55番を除いた50番～63番の境石であった。この調査の概略は、「会報測量第23号」に掲載されているものの、発掘調査報告書が刊行されていないため詳細は明らかでない。その後、前田氏らによる懸命な踏査により計31本の境石が確認されているが、うち一本はそ

の後に紛失しており、現時点では63本のうちの30本が現地に残されている。なお、絵図に示される杭と現地の境石との同定については、天保2年の絵図に示された杭と杭を結ぶラインと、現在の大字境のラインが極めて近く、また境石の位置と国土調査による平板測量の測点とは一致するものが多く、これを手懸りとした。しかし絵図には杭間の角度の記載はあるものの距離の記載がないことから、前田氏によるものと筆者によるものとでは幾つかの杭の同定に相違がある。

境石の形態は、下の4つに大別できる。

Aタイプー各辺が30cm以上の角柱であり、長さは150cm以上である。三領境（幕府領、福岡領、中津領）である1番杭及び63番杭がこれに該当し、側面の三面に銘文を刻む。彫りは深く、杭は上面までも丁寧に整形されている。林氏の調査記録によれば銘文は杭の根本にまで至っており、天保10年に建て替えられたことを記録した文書からも、当初から1/3程度が土中に埋められていて銘文の全文が見えない状態であったことが分かる。なお文字一字につき120文の費用を要しており、これらは各村の負担となったものであろう。

Bタイプー一辺が25cm前後の角柱であり、一辺が30cmを超えるものもあるが、Aタイプと比して規格性に乏しい。鑿の跡を明瞭に残すなど粗い整

形のものや三角柱状を呈するものもある。側面の二面に刻まれる銘文の彫りも浅い。大半が地中に埋もれているため銘文の全容は明らかではないものが多いが、共通して「從」又は「従」の文字が文頭に位置している。最も地上への露出が多い18番杭には「從是南御料東村」「從是北福岡領」と刻まれており、他のものも同様の銘文であろう。

Cタイプー石材の上面に「境」の一文字だけを刻む。52、58、61番境石の3本がこれに該当する。いずれも直線的な杭間に位置している。

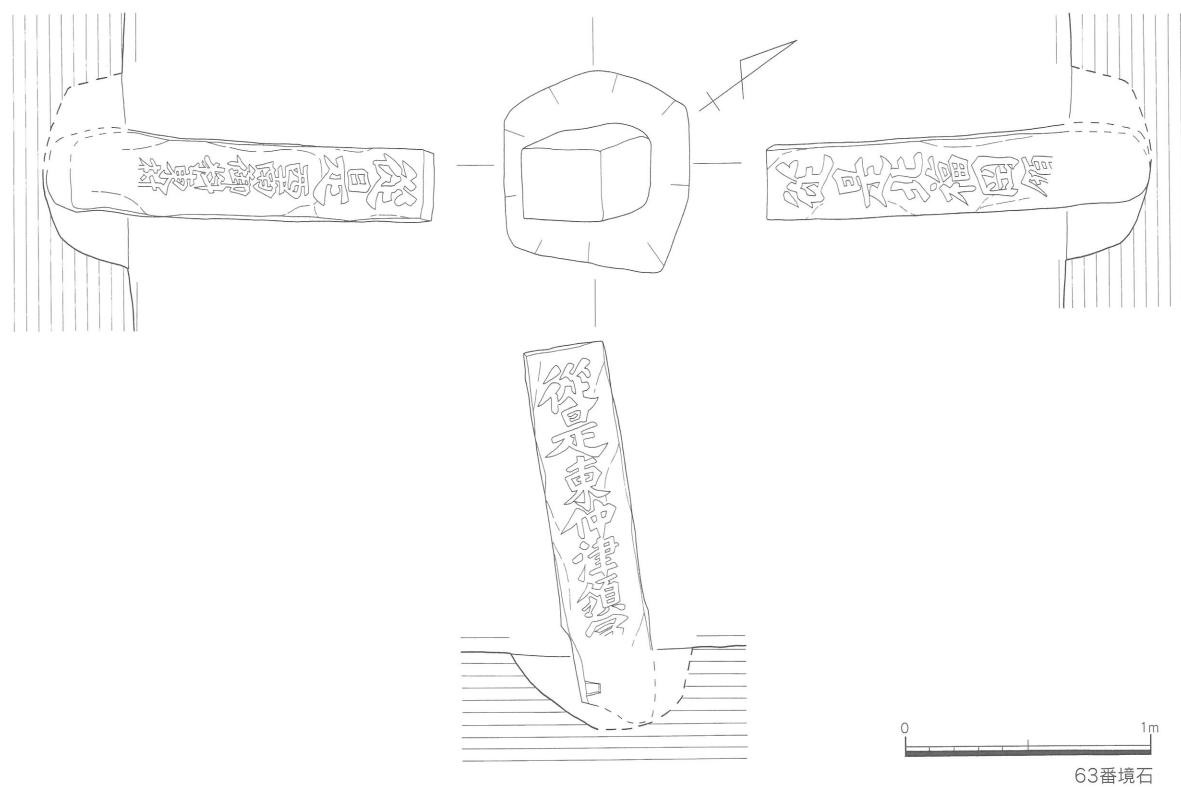
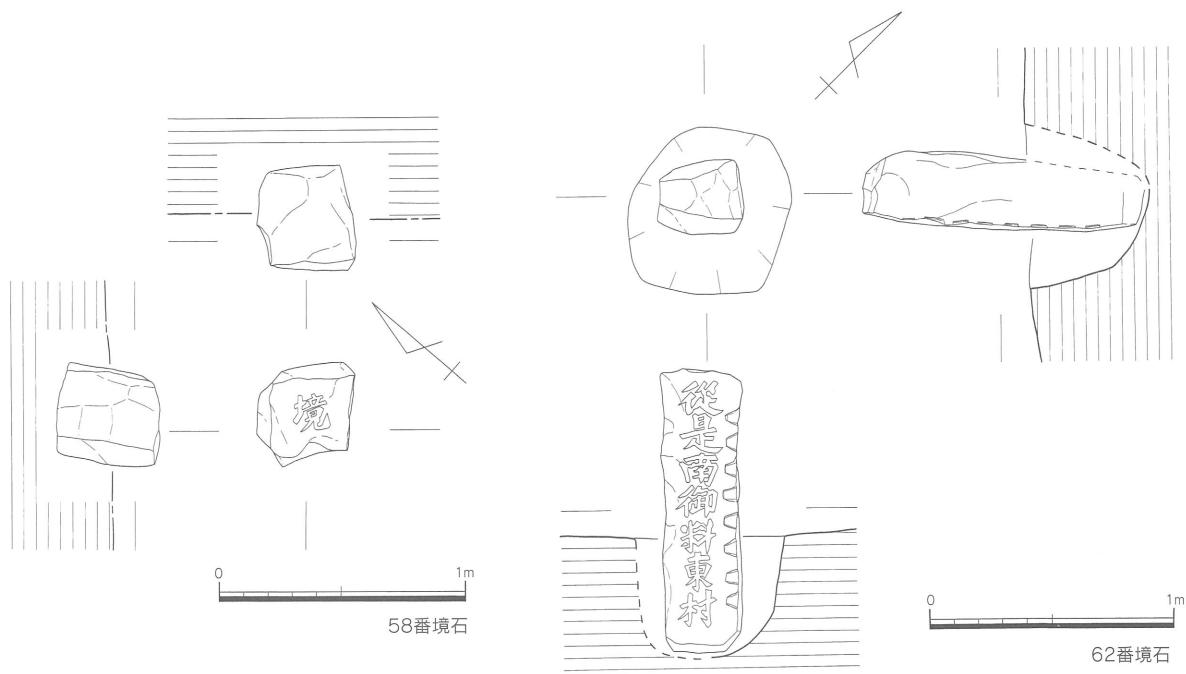
Dタイプー角柱の一側面のみに「境」の一文字だけを刻む。33番杭のみがこれに該当する。

これらの建立年代については、Aタイプ以外のものについては明らかにする記録はないが、香力・三坂境においても木製の杭に替って石製の境石が同時に建て替えられており、Aタイプの建てられた天保10年とほぼ同時期であると考えて良いのではなかろうか。

なお、50番境石の西には、花崗岩を切り出した跡があり、未成品の石柱が散在している。方形の蚕跡は幅3~4cmを測り、境石に残る痕跡と類似しており、境石の製作地の有力候補である。



第2図 幕府領東村と福岡領多久村の境界線と現地に残る境石位置図（多久・東境石群）

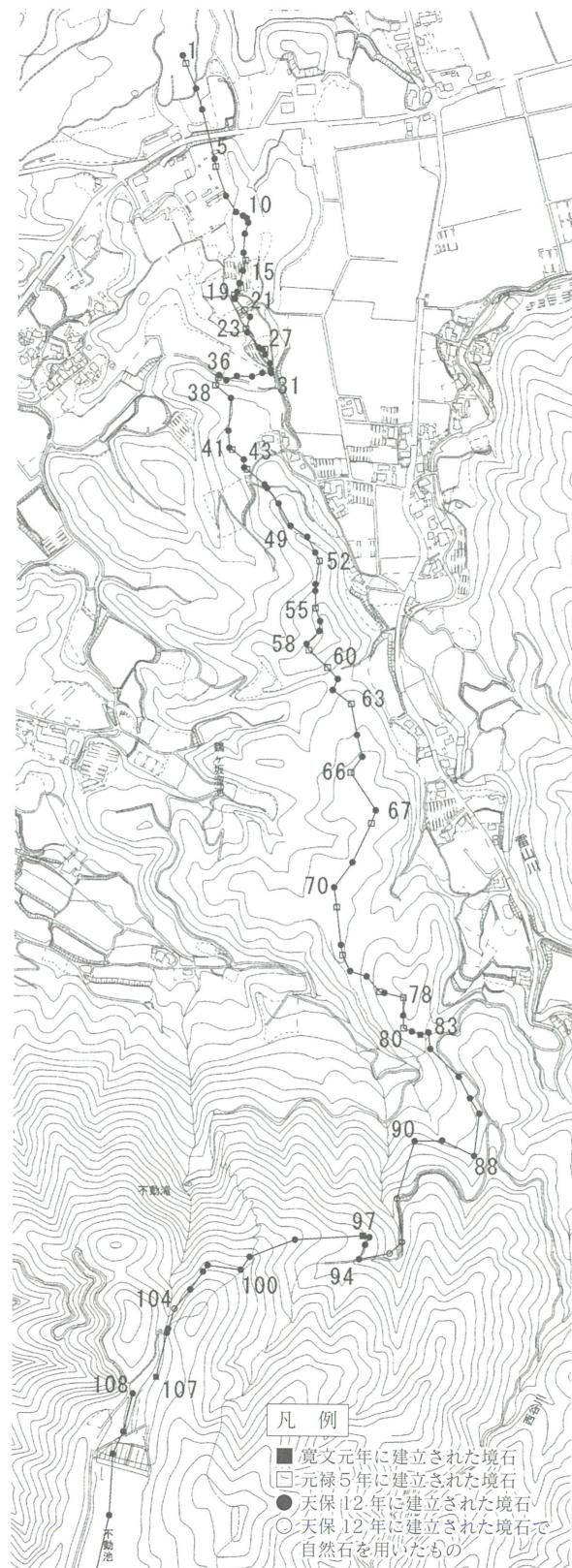


第3図 多久・東境石群 58・62・63番境石実測図

2-三坂・雷・飯原・長野境石群

この三坂村・雷村と飯原村・長野村の福岡領と他領との境には、先述した天保14年の證文及び絵図などから、少なくとも4次にわたって計154本以上の領境石が建てられたことが分かる。うち7本は寛文元年、26本は元禄5（1692）年、121本は天保12年の建立であり、嘉永2年のものについての詳細は不明である。これらのうち、前田氏らにより計44本の境石が確認されており、その成果に基づき、境石の現位置を再確認するべく踏査し、字切図上に位置を落とした。これは領境石が境界杭としての機能を保ち、その後の国土調査においても境界杭として認識されていた様子が窺えるからである。また、川上文書及び庄崎文書の絵図に記される杭間の角度、距離からCADソフトを用いて相対的な位置関係を復元して現在の地形図と重ね合わせ、字切図上に落した境石の位置と照合することにより絵図に記された番号との対比を試みた。川上文書の絵図については原本が火災により失われており、低画質のマイクロフィルムからの読み起こしであるため文字に不明瞭な箇所がいくつもあり、絵図の描写から補い復元した部分もある。当時の測量の精度や、隣接する杭間のみの計測による誤差の累積などにより、現在の地形図上に完全に一致させることはできなかったものの、誤差の累積の少ない範囲内は多くの一致を見ることができた。またその結果、当時の磁北は現在の磁北より約3度の東偏があることも追認できた。

なお、絵図に描かれている飯原村の北端部から肥前との国境である雷山村の南端部までの水平直線距離は4419.29mであるのに対し、絵図から復元した両点間の距離は4454.42mであり、その誤差は1%未満であった。測点間の距離の総計は5904.9m（未記載の107番杭と108番杭間を除く）であり、急傾斜地を含んだ標高差500mという現場状況を勘案すれば、かなりの高精度の測量が行われたであろうことが推察される。また、絵図に記される境石と現地の境石との同定には、異なる年代に建てられた複数の形態の境石が混在しており、絵図からその配列が分かっていたことは重要な手がかりであった。その結果、多くの境石については絵図面と現地の境石との同定に成功し、その建立年代を明らかにすることができた。



第4図 絵図から復元した境石の位置と領境
(三坂・雷・飯原・長野境)

そこでまず、境石の大まかな分類について記す。

Aタイプ 「此道より東福岡領」と1行に浅く刻まれる。石材は变成岩であり、現時点では1基のみの確認である。高さ1.17m、最大幅0.73m、最大厚0.24mを測る。

Bタイプ 「此道より 東福岡領」と2行に浅く刻まれる。石材は花崗岩の転石の一部を整形して用いており、現時点では1点のみの確認である。高さ1.15m、最大幅0.9m、最大厚0.5mを測る。

Cタイプ 石材は花崗岩の橢円形に近い転石を用い、丸みのある特徴的な文字体により「此道より東 福岡領」と2行にわたって刻まれる。例外なく福岡領の福の字が2行目の頭に位置する。高さ0.8～1.28m、最大幅0.4～0.62m、最大厚0.21～0.33mを測る。8点が元位置付近で確認されている他、庭石として相当数が運び出されている模様である。

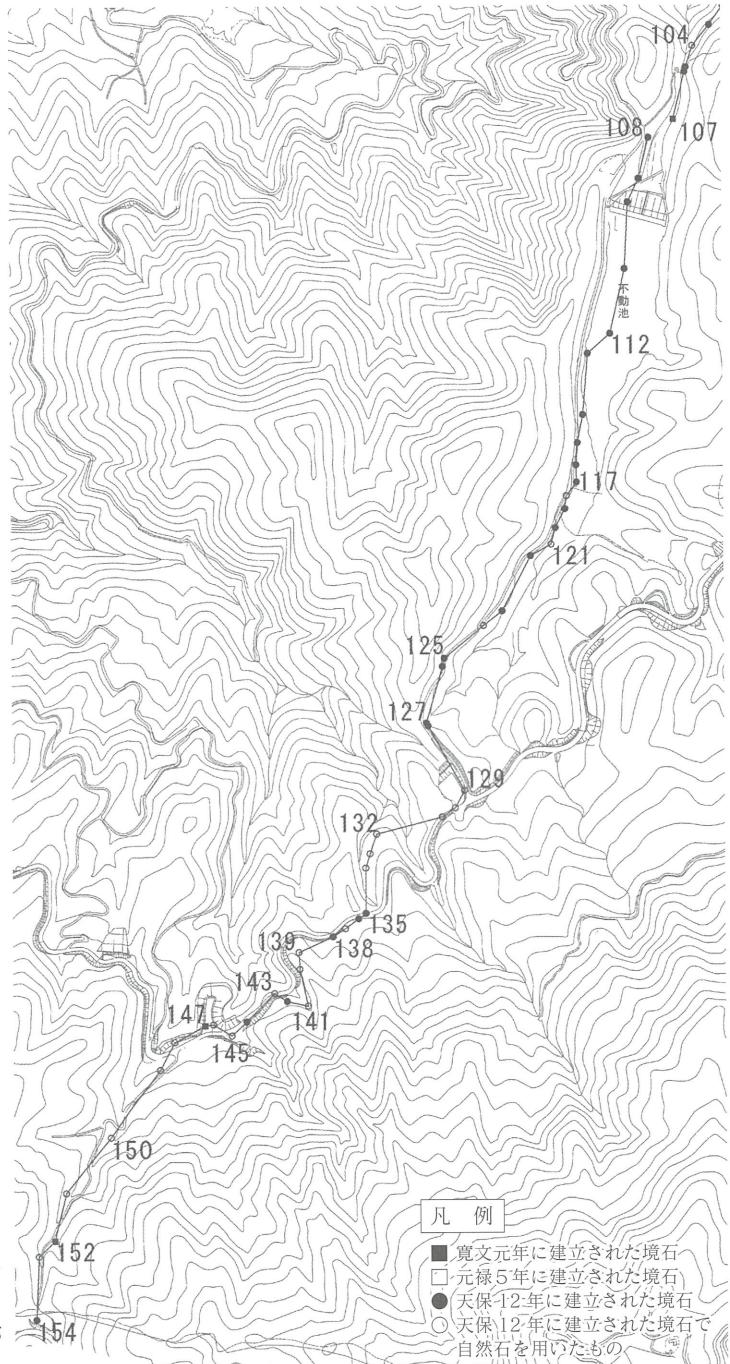
Dタイプ 現在までのところ未だ発見に至っていないが、證文によれば、自然石に十字形の刻み目を入れたものである。石材については不明であるが、不動池以南の糸島花崗閃緑岩の分布地に集中しているため、その多くが花崗岩の転石であると思われる。

Eタイプ 石材は花崗岩の角柱状の切石を用いる。「境」と一字のみが刻まれる。

Fタイプ 花崗岩を主体とした転石の一部を整形し、「境」と一字のみが刻まれる。全体的な形状を整えようとする意思はあまり感じられない。

Gタイプ 角柱状を呈すものの文字が刻まれない。この分類により、絵図の境石の配列と現位置とを照合すると、Aタイプは絵図に示された97番杭、Bタイプ

は同じく107番杭に該当し、97番杭は「寛文年ニ建ル式番境石」、107番杭は「寛文年ニ建ル三番境石」であるので、これらが寛文元年に建てられた7本の内の2本であることが分かる。同様に、Cタイプのものの現位置は、絵図に示された14番杭、38番杭、55番杭、59番杭、68番杭、76番杭、

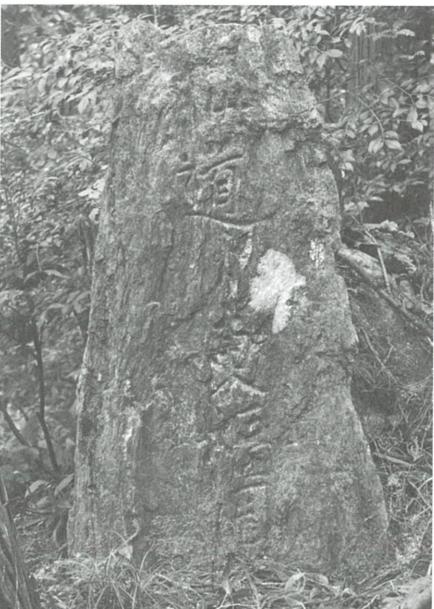


第5図 絵図から復元した境石の位置と領境
(三坂・雷・飯原・長野境)

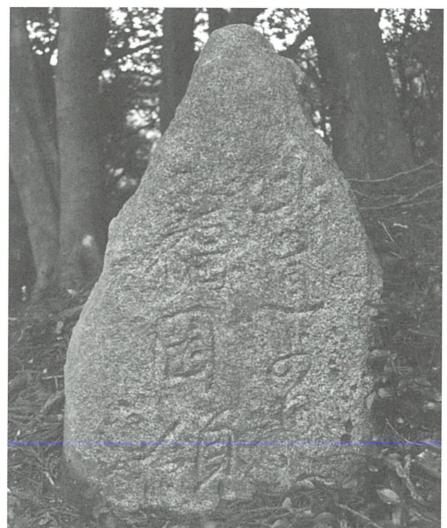
78番杭、80番杭の位置にあり、14番杭は「元禄年ニ建ル四番境石」、38番杭は「元禄年ニ建ル拾二番境石」、55番杭は「元禄年ニ建ル拾六番境石」、59番杭は「元禄ニ建ル拾七番境石」、68番杭は「元禄ニ建ル式拾壹番境石」、76番は「元禄ニ建ル式拾四番境石」、78番は「元禄ニ建ル式拾五番境石」、



三坂・雷・飯原・長野境107番境石(寛文元年建立)



三坂・雷・飯原・長野境97番境石(寛文元年建立)



三坂・雷・飯原・長野境66番境石(元禄5年建立)

80番は「元禄ニ建ル式拾六番境石」であるので、これらが元禄5年に建立された一群であることが分かる。それ以外のものは天保12年或いは嘉永2年のものであることが推定できる。天保12年と嘉永2年のものの区別は今後の精査が必要であるが、天保12年には121本の境石が建てられており、E、Fタイプの多くが天保12年に建てられたものであろう。なお少数派である無銘のGタイプや、天保13年の絵図と位置が著しく一致しないもの（例：絵図上の59番境石と60番境石の間にEタイプのものが現存するが、59番境石・60番境石の両者とも元禄五年の建立であるため適合しない）については、嘉永2年のものであるのかも知れない。なお、石材には花崗岩のものとそうでないものとに大別できるが、これは現地の地質に起因するものと思われる。

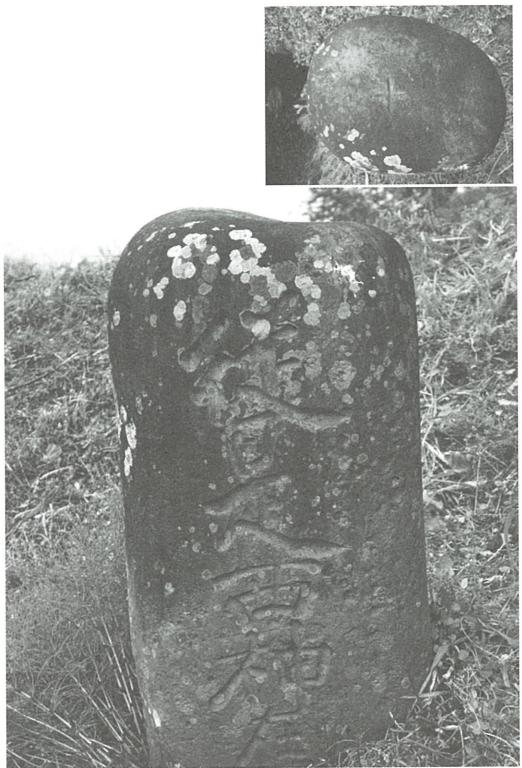
また、旧村の領域をそのまま引き継いでいる筈の現在の大字雷と大字飯原の境界線の南端は、県境である大峰の北約500mの148番境杭付近であるが、庄崎文書の絵図においては、それよりも650m以上も東寄りの128番境杭となっている。つまり飯原村の西に隣接する長野村の領域が現在よりも10ha以上も広くなっている。当時、飯原村の庄屋は長野村の庄屋が兼帶していたことから、長野村に有利な取扱いがされたとするのは邪推であろうか。

3－香力・三坂境石群

現在は境界を跨いで建設されたゴルフ場の造成などによりその殆どが失われているものの、1本のみがゴルフ場の敷地内に残っていることが前田氏らにより確認されている。前田氏の計測によると、36×33cmの花崗岩の角柱であり長さは112cmを測るが、発見時は数cmしか地上に出ていなかった。碑文には「従是東南福岡領」「従是西北御料香力村」と刻まれており、天保2（1831）年に木杭により領境が定められ、天保11（1840）年に境石へと立て替えられたうちの1本であると思われる。元々、境石は少なくとも38本があり、うち17本は「境」の一文字のみが記されたものであったが、この境石のように境界線の屈曲点などの重要な位置のものにはきちんと銘文が刻まれていたようである。また元位置を保ってはいないが、同様の碑文が刻まれたものが近隣住民により保管されている。

4－多久・神在境石群

多久・東境の1番境石から北東方向に約200mの宮地岳東麓に位置する。山裾から約100mの範囲内に7本の境石が残されており、碑文には「従是東南多久村抱」「従是西北神在村抱」などと刻まれている。最も山手に位置する境石の碑文には「此石ヨリ七番石迄文政十二年己丑四月建之」、最も下手にある



多久・神在境7番境石

境石には「文政十二年己丑四月」と記されており、現地に残されている7本が文政12（1829）年に建立された福岡領多久村と中津領神在村との境石であることが分かる。これらは全て玄武岩が用いられており、地上に50～100cm程が露出している。横倒しになった1番石が長さ152cmであるので、三分の一から三分の二程度が土中に埋められているようだ。また境石の上面（天頂部）には長さ5cm前後の十字が刻まれている。先述したように、雷・飯原・長野境に天保13年に設置された境石の中には、自然石に十字を刻んだものがあつたことが記録されているが未だ現物は発見されていないので、現在までのところ、糸島市内に現存する江戸時代の境石の中にこのような刻みをもつものはここ以外には確認されていない。

V. おわりに

以上、糸島市内に残る境石について紹介した。福岡藩が関係する境論としては脊振山を巡る佐賀藩との争論が著名であるが、このことはその後の国絵図の全面改定の契機ともなり、それは幾つの境論を顕在化させることにも繋がっていく。しかし怡土郡では、それを30年以上も遡る寛文元

年（1661）には既に、唐津藩との間に境界の確認及び表示の為の境石の建立が行われている。そして今回の調査によって、これらのうちの少なくとも2基が現地に現存していることを確認した。さらにその後の元禄5（1692）年にも福岡領と幕府領との間で境界の確認と境石の建立が行われているが、これらについても8基が現地に現存していることを確認した。これらは、銘文が刻まれた領境石、境界石としては全国でも最古級のものである。これは当該地の境界線が尾根筋や谷筋、川筋といった地形由来の境界ではなく、筑肥国境の大峠を経由して肥前国無津呂村に至る人道であつたために複雑で変わり易く、早くから不明確な点が露呈していたためであろう。

また寛文元年及び元禄5年の江戸時代前期の境石は、直接的に行政主導で建立されたものであるが、江戸時代後期の天保年間に建てられた領境石は、谷口（藤田）哲次郎と田中文助という二人の庄屋の尽力によるものが大きい。彼らは他領の境界問題にも積極的に関与し、境を定め、杭を打ち、測量し、絵図を作成して證文を結んだ。幕府領の庄屋という立場は仲介役、仲裁役として都合がよく、さらには福岡藩の後ろ盾があったものであろう。しかし彼らを駆り立てたものは一体何であつたのか。彼らはそれを「気寄」と称するが、その背景については今後の研究課題でもある。

また先述したように、本論は前田時一郎氏らの地道な踏査結果に基づくものであり、現地では氏に案内をしていただき、単独での調査の時も氏の著作のコピーを常に携帯し参考にさせていただいた。文末ながらここに記し、感謝と敬意を表したい。

参考文献

- 前田時一郎 2006『糸島の国境石と領境石 歴史の生き証人』糸島郷土民俗史研究会
- 林 覚 1994「前原市大字東・多久・富に所在する江戸時代の境石について」『会報測量 第23号』福岡県測量設計業協会
- 三上義夫 1947『日本測量術史の研究』恒星社厚生閣
- 松崎利雄 1979『江戸時代の測量術』総合科学出版
- 川村博忠 1992『近世絵図と測量術』古今書院
- 渡辺一郎 2009『伊能忠敬の全国測量』伊能忠敬研究会
- 瀬戸島正博 2010『図版でみる江戸時代の測量術』日本測量協会

(資料1) 黒田新続家譜卷之二

怡土郡、唐津領の境分明ならざりしかば、今年六月十四日両主より有司を出し、其境を正さる。彼方より掘江金左衛門・花井久右衛門・坂部龍右衛門といふ士を出され、此方よりハ奥西善右衛門郡奉行西村半四郎郡奉行を差出され、雷村と唐津領長野村との境に至りて出あひ、正保の絵圖に據て境目を正し、路筋を限に定め、境石を立置ける。

同 同 同 同 藤吉

喜三郎

左平次

惣次郎

久右衛門

(資料2) 吉田家伝録

一 同歲十一月七日經年西郡御境目見分トシテ今既寅ノ上
剣魁出足、上野小八、広羽八之孫ヘモ同伴、周船寺村大
庄屋方昼夜休、雷山・筒原・筒滝御境筋・城ノ口・三坂
ノ盜人塚迄見分、三坂村ニ止着、同月八日三雲ノ曾根
越原・多久ノ柴崎・高峰、荻浦井樋原見分、前原宿町
茶屋ニ止宿、同九日辺田・舟越海境見分、舟越ノ八代
體王社前ヨリ岐志渡海、芥屋ニテ昼、野北ニ止宿、同
十日桜井通り、宮金穴・桜井ノ井見物、西ノ浦ヨリ大
洋見分、西ノ浦ニテ昼夜、今宿ヘ止宿、同十二日姫浜昼、
中ノ刻過ニ帰宅

怡土郡飯原村
御庄屋御百姓衆中

右両村境之儀 今井久右衛門様御詮儀被成
双方得心之上相極申所無相違者也

松平肥前守

権原十兵衛

(資料3) 三坂区有文書001

筑前國怡土郡之内 御公料飯原村与同郡 松平肥前守領
分三坂村与境相極候ニ付于ニ取替申證文之事

一 南者雷山境合北者はつ原ニ至香力村・三坂村境之道筋
合新道ヲ附候所适、境目相極候付、御及方御役人御出
合傍不御極ニ境石御立候成、都道筋ヲ限、西音飯原村、
東者三坂村也

怡土郡飯原村
御庄屋御百姓中

一 右之内
一 十六年天神森之邊合北者香力村三坂村与境之道筋合新道
ヲ附願所合西之野地飯原村江附候事

鬼塚西之端ヲ切崩、道筋相極候事

盜入塚、三坂村之内江入候事

祈禱塚、飯原村之内江入候事

南雷山境合少連寺古道東江入込之所适、新道ヲ附候事

附飯原村畠式拾九歩、新道合東江入込申分、三坂村江被

附候事

兩御坂之内、新道合西之方江出張候御坂亭ツ飯原村江
附ケ、新道合東之方ニ有之御坂亭ツ者三坂村江附候事

少連寺新道合東野地之分三坂村江附、新道合西之方野

地之内二而、右畠式拾九歩之相替開之飯原村江附候事

少連寺古道東江入込之所合十六天神之森の邊迄古来之

道筋ヲ限、境ニ相極候事

右両村之境維古來道筋ヲ限り遠年所々道筋皆境目致
乱未々之族諍論ケ間敷依有之、御代官今井久右衛門
様江致仰上我々共合存念之通役人所逐申達候次第、此
方郡奉行権原十兵衛方委細被申上致聞召届道筋怡好惠
所御詮儀之上御改被成、漸道御附替、向後無異諍様二
被成、双方庄屋百姓得心仕、両村境跡道切ニ相極、所々
境石御立被直候上者至後年相違有間敷候、仍面如件

怡土郡三坂村庄屋

元禄五年申三月晦日 同村頭百姓 善三郎

(資料4) 三吉章治文書

御料筑前國怡土郡東村与筑前國怡土郡福岡領多久村与
之御境目、往古合相極り居候通今以相違無之段者勿論
ニ候、然ル處是近御境杭建居不申候ニ付、此度御料怡
土郡加布里村庄屋暫次郎氣客ヲ以後年爭論為無之、御
境二日印之杭木建方之儀示談有之候處、及方熟談相整
立会之上御境目印之杭致建方候、右日印杭建方之儀者
先規極り双方心得通、境筋都御境杭合御境杭江直繩
ヲ以相定候上、御境杭合御境杭江之方位相改候、未自
然御境杭本ニ而移行損候節者、表絵図面ニ記候所之
方位ヲ以如元双方立会御境杭建方可致候、右之通双方
熟談相整、村役人不及申地主立会前文之通相極り候
處相違無之候、然ル上者自然至後年違變申輩於有之音、
此絵図證文ヲ以筋々江可被仰立候其時一言之儀申問覈
候、為後年仍而絵図裏書證文如件

筑前國怡土郡福岡領多久村

百姓惣代

天保二年辛卯六月 同村組頭安次

彦歲

同 久

平七

同 孫

傳四郎

同村庄屋次助

御料筑前國怡土郡東村

庄屋

文助殿

同村

前書之通拙者立会相定候處相違無之二付

加判仍而如件

御料筑前國怡土郡
加布里庄村屋
哲次郎

同年六月

(資料5) 三坂区有文書 004

添證文之事
御料筑前國怡土郡香力村宇怡土郡福岡領三坂村宇之御
境目、去ル天保二卯年双方熟談之上目印之御境杭致建
方杭^合杭江之丈尺方位共ニ改之、其節縦図裏書證文取
替シ置候然處杭木ニ而音永織難ニ付、双方申合此度
御境石ニ仕替申候尤御境石之内間ニ者境与申文字毫
字彫付置候石茂有之候、則毫字銘之石者左ニ記置候、
自然至後年達麥申輩於有之者、本證文并此添證文を以
何方江茂可被仰立候、其時一言之儀、申聞鋪候仍而添
證文如件

毫字銘御境石左之通

五番石
六番石
八番石
拾番石
拾貳番石
拾三番石
拾八番石
武拾番石
武拾三番石
武拾六番石
武拾八番石
三拾番石
三拾武番石
三拾四番石
三拾六番石
三拾七番石
三拾八番石
筑前國怡土郡福岡領三坂村

天保十一庚子三月

百姓惣代
同村組頭太歲
同久市
同半助
同忠助
同源八
同源六
同村庄屋
惣太郎

御料
筑前國怡土郡香力村
庄屋
八百石衛門殿

同村

惣御百姓衆中

前書之通拙者立会御境石致建方候處相違無之ニ付加
判仍而如件

御料
筑前國怡土郡加布里村
庄屋
哲次郎

(資料6) 川上文書

筑前國怡土郡福岡領雷山村宇同郡中津御領飯原村宇
之御境目、地名城人口と申所合上者寛文元年縦而道を
境ニ相極、所々境石建之、城人口より下者元縦五年是
又道を限り、或者田畠之畔を境ニ相極、所々境石建之
證文取替置候右兩所共ニ今以相違無之段者勿論ニ候、
然廻年齊を経追々道替替候節不正候ニ付、此度御料
怡土郡惣代庄屋東村文助氣寄ニ而致申入、熟談之上境
杭打建(但双方境石有之所者其間之中央を境ニ相定、
又福岡領境石計有之所者境石之表面合三尺式寸五歩
飯原村抱地之方ニ寄、境ニ相定夫々杭打直候、且又最
寄ニ自然石有之所者、板を相會半杭代自然石三十字を
彫付十字之正中を境ニ相定候以来道筋ニ不拘境杭^合
境杭江直見渡を境相定双方立会之上、間數・方位相
改善縦図面ニ書記、取替申処毛頭相違無之候、然上者
此以後杭木朽損候節者、表書之間數・方位を以如元打
直可申候、自然至後年異變申章於有之者此縦図證文を
以何方江茂可被仰立候、其時一言申聞敷候、為後年仍
而縦図裏書證文如件

筑前國怡土郡中津御領飯原村

天保十三年壬寅十一月

百姓惣代

十右衛門

同

喜七

同村年寄

半左右衛門

同

藤左右衛門

長野庄村屋二面

飯原村兼帶庄屋

庄崎弥七郎

川付庄村屋二面

飯原村兼帶庄屋

川上六右衛門

筑前國怡土郡福岡領雷山村庄屋

仁平殿

同村

惣百姓衆中

前書之通拙者立会相定候處相違無之ニ付加判仍而如件

同年十一月

御料怡土郡惣代庄屋

東村文助

表1. 絵図に記載される境杭の情報(多久・東境)

境(絵図)	番号	絵図の記載		現在の尺度	備考
		杭番号及び注記	杭間の角度		
	1	壱番杭 御料・中津・福岡・三領境	壹番杭ヨリ武番杭江方位卯八分壱度	m法 114.3'	現存
	2	武番杭	武番杭ヨリ三番杭江方位卯五分五厘	136.5'	
	3	三番杭	三番杭ヨリ四番杭江方位卯七分三厘	111.9'	
	4	四番杭	四番杭ヨリ五番杭江方位辰七分壱度	141.3'	
	5	五番杭	五番杭ヨリ六番杭江方位卯七分壱度	111.3'	
	6	六番杭	六番杭ヨリ七番杭江方位辰五分	135.0'	
	7	七番杭	七番杭ヨリ八番杭江方位卯九厘	152.7'	
	8	八番杭	八番杭ヨリ九番杭江方位辰九厘	128.7'	
	9	九番杭	九番杭ヨリ拾番杭江方位卯四厘	121.2'	
	10	拾番杭	拾番杭ヨリ拾番杭江方位丑三分	39.0'	
	11	拾壹番杭	拾番杭ヨリ拾壹番杭江方位辰零分八厘	125.4'	
	12	壹番杭	拾壹番杭ヨリ二番杭江方位寅三分三厘	69.9'	
	13	拾三番杭	拾三番杭ヨリ拾三番杭江方位卯五分二厘	106.6'	
	14	拾四番杭	拾四番杭ヨリ拾四番杭江方位巳五分	165.0'	
	15	拾五番杭	拾五番杭ヨリ拾六番杭江方位卯九分八厘	119.4'	
	16	拾六番杭	十六番杭ヨリ拾一番杭江方位寅六分零	78.3'	
	17	拾七番杭	拾七番杭ヨリ拾二番杭江方位辰三分三厘	129.6'	
	18	拾八番杭	拾八番杭ヨリ拾三番杭江方位卯八厘	54.0'	
	19	拾九番杭	拾九番杭ヨリ拾四番杭江方位寅七分壱度	81.3'	
	20	武拾番杭	武拾番杭ヨリ武番杭江方位辰四分八厘	134.4'	
	21	武拾壹番杭	武拾壹番杭ヨリ武拾壹番杭江方位寅六分六厘	169.6'	
	22	武拾武番杭	武拾武番杭ヨリ武拾三番杭江方位卯四分九厘	134.7'	
	23	武拾三番杭	武拾三番杭ヨリ武拾四番杭江方位寅五分七厘	77.1'	
	24	武拾四番杭	武拾四番杭ヨリ武拾五番杭江方位巳零分三厘	153.9'	
	25	武拾五番杭	武拾五番杭ヨリ武拾六番杭江方位辰零分五厘	130.5'	
	26	武拾六番杭	武拾六番杭ヨリ武拾七番杭江方位巳三厘	180.9'	
	27	武拾七番杭	武拾七番杭ヨリ武拾八番杭江方位巳八厘	152.4'	
	28	武拾八番杭	武拾八番杭ヨリ武拾九番杭江方位寅零分五厘	154.5'	
	29	武拾九番杭	武拾九番杭ヨリ三拾番杭江方位辰零分八厘	141.3'	
	30	三拾番杭	三拾番杭ヨリ三拾壹番杭江方位寅四分四厘	132.0'	
	31	三拾壹番杭	三拾壹番杭ヨリ三拾贰番杭江方位丑八分八厘	56.4'	
	32	三拾貳番杭	三拾貳番杭ヨリ三拾叁番杭江方位寅零分壱度	126.3'	
	33	三拾三番杭	三拾三番杭ヨリ三拾四番杭江方位辰四厘	120.6'	
	34	三拾四番杭	三拾四番杭ヨリ三拾伍番杭江方位寅七分七厘	143.1'	
	35	三拾五番杭	三拾五番杭ヨリ三拾六番杭江方位寅七分九厘	173.7'	
	36	三拾六番杭	三拾六番杭ヨリ三拾七番杭江方位寅零分七厘	150.3'	
	37	三拾七番杭	三拾七番杭ヨリ三拾八番杭江方位寅七分五厘	112.5'	
	38	三拾八番杭	三拾八番杭ヨリ三拾九番杭江方位寅七分七厘	83.1'	
	39	三拾九番杭	三拾九番杭ヨリ三拾拾番杭江方位卯零分八厘	117.3'	
	40	四拾番杭	四拾番杭ヨリ四拾壹番杭江方位卯零分八厘	111.0'	
	41	四拾壹番杭	四拾壹番杭ヨリ四拾贰番杭江方位卯三分	99.0'	
	42	四拾貳番杭	四拾貳番杭ヨリ四拾叁番杭江方位卯五分五厘	106.5'	
	43	四拾三番杭	四拾三番杭ヨリ四拾四番杭江方位寅零分九厘	87.0'	
	44	四拾四番杭	四拾四番杭ヨリ四拾伍番杭江方位寅九分五厘	88.5'	
	45	四拾五番杭	四拾五番杭ヨリ四拾六番杭江方位寅零分八厘	93.0'	
	46	四拾六番杭	四拾六番杭ヨリ四拾七番杭江方位寅四分	72.0'	
	47	四拾七番杭	四拾七番杭ヨリ四拾八番杭江方位寅零分七厘	68.1'	
	48	四拾八番杭	四拾八番杭ヨリ四拾九番杭江方位寅零分九厘	155.7'	
	49	四拾九番杭	四拾九番杭ヨリ五拾番杭江方位寅八分八厘	144.3'	
	50	五一拾番杭	五一拾番杭ヨリ五一拾壹番杭江方位寅零分六厘	85.8'	
	51	五一拾壹番杭	五一拾壹番杭ヨリ五一拾贰番杭江方位寅零分六厘	123.0'	
	52	五一拾貳番杭	五一拾貳番杭ヨリ五一拾叁番杭江方位寅零分六厘	138.6'	
	53	五一拾三番杭	五一拾三番杭ヨリ五一拾肆番杭江方位寅零分三厘	69.9'	
	54	五一拾四番杭	五一拾四番杭ヨリ五一拾伍番杭江方位寅零分三厘	90.9'	
	55	五一拾五番杭	五一拾五番杭ヨリ五一拾陆番杭江方位寅零分六厘	40.8'	
	56	五一拾六番杭	五一拾六番杭ヨリ五一拾柒番杭江方位寅零分六厘	79.8'	
	57	五一拾七番杭	五一拾七番杭ヨリ五一拾捌番杭江方位寅零分四厘	46.2'	
	58	五一拾八番杭	五一拾八番杭ヨリ五一拾玖番杭江方位寅零分五厘	43.5'	
	59	五一拾九番杭	五一拾九番杭ヨリ五一拾壹番杭江方位寅零分七厘	74.1'	
	60	六拾番杭	六拾番杭ヨリ六拾壹番杭江方位卯零分八厘	96.6'	
	61	六拾壹番杭	六拾壹番杭ヨリ六拾貳番杭江方位寅三分零	99.3'	
	62	六拾貳番杭	六拾貳番杭ヨリ六拾叁番杭江方位辰零分	126.0'	
	63	六拾三番杭 御料・中津・福岡・三領境	六拾三番杭ヨリ六拾四番杭江方位		

表2. 絵図に記載される境杭の情報(三坂・飯原・雷山・長野境)

境(絵図)	番号	絵図の記載		現在の尺度	備考
		杭間の角度			
	1	壹番杭 御料・中津・福岡・三領境	壹番杭ヨリ民武番杭江直継七間三尺九寸 但方位巳零分九厘ニ當ル	m法 14.97 m	現存
	2	武番杭 但元律年二建ル壹番境石	武番杭ヨリ三番杭江直継拾四尺八寸 但方位巳零分五厘ニ當ル	48.42 m	160.5'
	3	三番杭	三番杭ヨリ四番杭江直継拾九間零六寸 但方位巳零分五厘ニ當ル	38.81 m	166.5'
	4	四番杭	四番杭ヨリ五番杭江直継四隅六間 但方位巳零分七厘ニ當ル	90.60 m	168.3'
	5	五番杭	五番杭ヨリ六番杭江直継七間二寸 但方位巳零分七厘ニ當ル	13.79 m	173.1'
	6	六番杭 但元律年二建ル二番境石	六番杭ヨリ七番杭江直継拾八間零五寸 但方位巳零分九厘ニ當ル	55.45 m	163.5'
	7	七番杭	七番杭ヨリ八番杭江直継拾七間零五寸 但方位巳零分七厘ニ當ル	33.81 m	150.6'
	8	八番杭	八番杭ヨリ九番杭江直継拾七間零五寸 但方位巳零分七厘ニ當ル	14.09 m	150.0'
	9	九番杭	九番杭ヨリ拾番杭江直継七間零五寸 但方位巳零分七厘ニ當ル	7.73 m	126.3'
	10	拾番杭	拾番杭ヨリ拾壹番杭江直継七間零五寸 但方位巳零分七厘ニ當ル	8.70 m	164.1'
	11	拾壹番杭	拾壹番杭ヨリ拾贰番杭江直継七間零五寸 但方位午零分六厘ニ當ル	20.54 m	199.8'
	12	拾貳番杭	拾貳番杭ヨリ拾三番杭江直継七間零五寸 但方位午零分六厘ニ當ル	33.78 m	186.6'
	13	拾三番杭	拾三番杭ヨリ拾四番杭江直継七間零五寸 但方位巳零分八厘ニ當ル	13.97 m	167.4'
	14	拾四番杭 但元律年二建ル四番境石	拾四番杭ヨリ拾五番杭江直継七間零三寸 但方位巳零分八厘ニ當ル	18.85 m	162.3'
	15	拾五番杭	拾五番杭ヨリ拾六番杭江直継七間零三寸 但方位巳零分五厘ニ當ル	23.24 m	196.5'
	16	拾六番杭 但元律年二建ル五番境石	拾六番杭ヨリ拾七番杭江直継七間零三寸 但方位甲午零分二厘ニ當ル	0.70 m	255.0'
	17	拾七番杭	拾七番杭ヨリ拾八番杭江直継七間零三寸 但方位甲午零分二厘ニ當ル	15.67 m	198.3'
	18	拾八番杭	拾八番杭ヨリ拾九番杭江直継七間零三寸 但方位甲午零分二厘ニ當ル	6.88 m	225.3'
	19	拾九番杭	拾九番杭ヨリ拾十番杭江直継七間零三寸 但方位巳零分五厘ニ當ル	7.36 m	174.6'
	20	武拾番杭	武拾番杭ヨリ武拾壹番杭江直継四隅四間二寸 但方位巳零分七厘ニ當ル	25.85 m	141.9'
	21	武拾壹番杭 但元律年二建ル七番境石	武拾壹番杭ヨリ武拾壹番杭江直継八隅八寸 但方位巳零分六厘ニ當ル	16.00 m	169.2'
	22	武拾貳番杭	武拾貳番杭ヨリ武拾贰番杭江直継拾壹間零五寸 但方位午零分七厘ニ當ル	22.00 m	201.6'
	23	武拾三番杭 但元律年二建ル八番境石	武拾三番杭ヨリ武拾四番杭江直継三隅四尺八寸 但方位巳零分四厘ニ當ル	7.18 m	164.1'
	24	武拾四番杭	武拾四番杭ヨリ武拾伍番杭江直継拾七寸 但方位巳零分三厘ニ當ル	33.48 m	144.9'
	25	武拾五番杭	武拾五番杭ヨリ武拾六番杭江直継四隅二寸 但方位巳零分三厘ニ當ル	8.09 m	120.3'
	26	武拾六番杭	武拾六番杭ヨリ武拾七番杭江直継四隅二寸 但方位巳零分三厘ニ當ル	4.70 m	81.6'
	27	武拾七番杭 但元律年二建ル九番境石 三坂・雷山境石	武拾七番杭ヨリ武拾八番杭江直継五隅三寸 但方位午零分八厘ニ當ル	9.94 m	182.4'
	28	武拾八番杭	武拾八番杭ヨリ武拾九番杭江直継五隅三寸 但方位巳零分八厘ニ當ル	18.18 m	153.0'
	29	武拾九番杭	武拾九番杭ヨリ武拾拾番杭江直継五隅三寸 但方位巳零分九厘ニ當ル	11.30 m	178.5'
	30	三拾番杭	三拾番杭ヨリ三拾壹番杭江直継三寸 但方位巳零分六厘ニ當ル	6.09 m	168.0'
	31	三拾壹番杭	三拾壹番杭ヨリ三拾贰番杭江直継三寸 但方位巳零分五厘ニ當ル	16.57 m	273.6'
	32	三拾貳番杭	三拾貳番杭ヨリ三拾三番杭江直継三寸 但方位巳零分四厘ニ當ル	19.48 m	254.1'
	33	三拾三番杭	三拾三番杭ヨリ三拾四番杭江直継拾三寸 但方位酉零分四厘ニ當ル	27.12 m	274.2'
	34	三拾四番杭	三拾四番杭ヨリ三拾五番杭江直継拾三寸 但方位酉零分三厘ニ當ル	20.30 m	250.8'
	35	三拾五番杭	三拾五番杭ヨリ三拾六番杭江直継拾三寸 但方位戌零分八厘ニ當ル	15.76 m	308.4'
	36	三拾六番杭	三拾六番杭ヨリ三拾七番杭江直継五隅六寸 但方位午零分七厘ニ當ル	4.42 m	207.0'
	37	三拾七番杭 但元律年二建ル拾一番境石	三拾七番杭ヨリ三拾八番杭江直継七隅四寸 但方位午零分七厘ニ當ル	14.51 m	201.0'
	38	三拾八番杭 但元律年二建ル拾八番境石	三拾八番杭ヨリ三拾九番杭江直継拾八隅四寸 但方位午零分七厘ニ當ル	35.45 m	132.3'
	39	三拾九番杭	三拾九番杭ヨリ四拾壹番杭江直継拾九隅三寸 但方位午零分八厘ニ當ル	58.18 m	186.3'
	40	四拾番杭	四拾番杭ヨリ四拾壹番杭江直継五隅六寸 但方位午零分八厘ニ當ル	30.33 m	179.4'
	41	四拾壹番杭	四拾壹番杭ヨリ四拾贰番杭江直継三寸 但方位午零分六厘ニ當ル	5.91 m	124.8'

42	四拾八番柄、但元禄年二建ル拾三番燒石	四拾武番柄ヨリ四拾三番柄江直縫拾三間五尺四寸 但位方辰四分四厘ニ當ル	27.24 m	133.2'
43	四拾三番柄	四拾三番柄ヨリ四拾三番柄江直縫拾七間巻尺九寸 但位方巳九分二厘ニ當ル	14.36 m	179.4'
44	四拾四番柄	四四四番柄ヨリ四拾三番柄江直縫拾五尺四寸 但位方辰五分二厘ニ當ル	5.58 m	128.3'
45	四拾五番柄、但元禄年二建ル拾四番燒石	四四五番柄ヨリ四拾六番柄江直縫拾七間巻尺八寸 但位方辰八分二厘ニ當ル	41.60 m	134.1'
46	四拾六番柄	四四六番柄ヨリ四拾七番柄江直縫拾四間巻尺六寸 但位方辰八分二厘ニ當ル	8.36 m	146.1'
47	四拾七番柄	四四七番柄ヨリ四拾八番柄江直縫拾六間巻尺五寸 但位方辰八分六厘ニ當ル	31.97 m	145.8'
48	四拾八番柄	四四八番柄ヨリ四拾九番柄江直縫拾七間巻尺六寸 但位方辰八分二厘ニ當ル	44.93 m	154.8'
49	四拾九番柄	四四九番柄ヨリ四拾五番柄江直縫拾五間巻尺五寸 但位方辰八分二厘ニ當ル	35.69 m	126.0'
50	五一拾番柄	五一拾番柄ヨリ四拾六番柄江直縫拾五間巻尺六寸 但位方辰八分二厘ニ當ル	31.36 m	155.7'
51	五一拾八番柄	五一拾八番柄ヨリ四拾九番柄江直縫拾八間巻尺八寸 但位方辰八分二厘ニ當ル	16.48 m	156.0'
52	五一拾九番柄、但元禄年二建ル拾五番燒石	五一拾九番柄ヨリ四拾三番柄江直縫拾七間巻尺六寸 但位方辰八分二厘ニ當ル	41.84 m	192.0'
53	五拾三番柄	五拾三番柄ヨリ四拾四番柄江直縫拾六間巻尺五寸 但位方辰八分六厘ニ當ル	11.97 m	184.8'
54	五拾四番柄	五拾四番柄ヨリ四拾五番柄江直縫拾五间巻尺三寸 但位方巳七分七厘ニ當ル	30.45 m	182.1'
55	五拾五番柄、但元禄年二建ル拾六番燒石	五拾五番柄ヨリ四拾六番柄江直縫拾六间巻尺三寸 但位方巳四分四厘ニ當ル	24.54 m	163.2'
56	五拾六番柄	五拾六番柄ヨリ四拾七番柄江直縫拾九间巻尺五寸 但位方辰八分五厘ニ當ル	17.88 m	186.6'
57	五拾七番柄	五拾七番柄ヨリ四拾八番柄江直縫拾六间巻尺五寸 但位方辰五分九厘ニ當ル	32.18 m	227.7'
58	五拾八番柄	五拾八番柄ヨリ四拾九番柄江直縫拾八间巻尺八寸 但位方巳四分二厘ニ當ル	11.82 m	162.0'
59	五拾九番柄、但元禄年二建ル拾七番燒石	五拾九番柄ヨリ四拾三番柄江直縫拾七间巻尺六寸 但位方辰八分二厘ニ當ル	45.15 m	135.6'
60	六拾三番柄	六拾三番柄ヨリ四拾七番柄江直縫拾三间巻尺八寸 但位方辰七分二厘ニ當ル	27.27 m	141.0'
61	六拾卷番柄	六拾卷番柄ヨリ四拾六番柄江直縫拾六间巻尺六寸 但位方辰九分九厘ニ當ル	21.60 m	207.6'
62	六拾八番柄	六拾八番柄ヨリ四拾五番柄江直縫拾五间巻尺三寸 但位方巳四分四厘ニ當ル	40.91 m	129.3'
63	六拾三番柄、但元禄年二建ル拾九番燒石	六拾三番柄ヨリ四拾四番柄江直縫拾六间巻尺四寸三尺 但位方巳七分四厘ニ當ル	56.45 m	172.2'
64	六拾四番柄	六拾四番柄ヨリ四拾五番柄江直縫拾七间巻尺三寸 但位方辰八分四厘ニ當ル	40.09 m	169.2'
65	六拾五番柄	六拾五番柄ヨリ四拾六番柄江直縫拾六间巻尺三寸 但位方辰未分八厘ニ當ル	34.45 m	218.4'
66	六拾六番柄、但元禄年二建ル拾八番燒石	六拾六番柄ヨリ四拾七番柄江直縫拾四间巻尺三寸 但位方辰八分八厘ニ當ル	80.02 m	149.4'
67	六拾七番柄	六拾七番柄ヨリ四拾八番柄江直縫拾三间巻尺三寸 但位方辰八分三厘ニ當ル	24.27 m	201.9'
68	六拾八番柄、但元禄年二建ル拾一番燒石	六拾八番柄ヨリ四拾九番柄江直縫拾二间巻尺三寸 但位方辰八分九厘ニ當ル	77.11 m	208.2'
69	六拾九番柄	六拾九番柄ヨリ四拾七番柄江直縫拾八间巻尺三寸 但位方未分四厘ニ當ル	55.15 m	222.0'
70	七拾番柄	七拾番柄ヨリ四拾七番柄江直縫拾七间巻尺六寸 但位方辰八分三厘ニ當ル	35.30 m	174.9'
71	七拾卷番柄、但元禄年二建ル拾二番燒石	七拾卷番柄ヨリ四拾八番柄江直縫拾六间巻尺七寸 但位方辰八分八厘ニ當ル	67.48 m	176.4'
72	七拾武番柄	七拾武番柄ヨリ四拾九番柄江直縫拾七间巻尺三寸 但位方辰未分八厘ニ當ル	18.73 m	173.4'
73	七拾三番柄、但元禄年二建ル拾三番燒石	七拾三番柄ヨリ四拾八番柄江直縫拾六间巻尺四寸 但位方辰八分四厘ニ當ル	31.48 m	157.2'
74	七拾四番柄	七拾四番柄ヨリ四拾七番柄江直縫拾五间巻尺三寸 但位方辰八分九厘ニ當ル	30.45 m	110.7'
75	七拾五番柄	七拾五番柄ヨリ四拾六番柄江直縫拾四间巻尺三寸 但位方辰八分六厘ニ當ル	35.45 m	142.2'
76	七拾六番柄、但元禄年二建ル拾四番燒石	七拾六番柄ヨリ四拾五番柄江直縫拾三间巻尺三寸 但位方辰八分四厘ニ當ル	9.06 m	106.8'
77	七拾七番柄	七拾七番柄ヨリ四拾六番柄江直縫拾七间巻尺三寸 但位方辰未分五厘ニ當ル	34.66 m	106.8'
78	七拾八番柄、但元禄年二建ル拾五番燒石	七拾八番柄ヨリ四拾七番柄江直縫拾六间巻尺三寸 但位方辰未分三厘ニ當ル	31.66 m	183.3'
79	七拾九番柄	七拾九番柄ヨリ四拾八番柄江直縫拾五间巻尺三寸 但位方辰未分二厘ニ當ル	22.54 m	180.6'
80	八拾番柄、但元禄年二建ル拾六番燒石	八拾番柄ヨリ四拾七番柄江直縫拾六间巻尺三寸 但位方辰未分二厘ニ當ル	16.12 m	114.6'
81	八拾卷番柄	八拾卷番柄ヨリ四拾八番柄江直縫拾七间巻尺三寸 但位方辰未分二厘ニ當ル	15.94 m	113.7'
82	八拾武番柄、但寛文年二建ル拾七番燒石	八拾武番柄ヨリ四拾九番柄江直縫拾六间巻尺三寸 但位方辰未分二厘ニ當ル	63.33 m	298.2'
83	八拾三番柄	八拾三番柄ヨリ四拾八番柄江直縫拾五间巻尺三寸 但位方辰八分八厘ニ當ル	15.18 m	77.4'
84	八拾四番柄	八拾四番柄ヨリ四拾七番柄江直縫拾四间巻尺三寸 但位方辰八分八厘ニ當ル	29.42 m	176.4'
85	八拾五番柄	八拾五番柄ヨリ四拾六番柄江直縫拾三间巻尺三寸 但位方辰未分六厘ニ當ル	70.90 m	136.8'
86	八拾六番柄	八拾六番柄ヨリ四拾五番柄江直縫拾二间巻尺三寸 但位方辰未分六厘ニ當ル	43.21 m	154.8'
87	八拾七番柄	八拾七番柄ヨリ四拾八番柄江直縫拾一間巻尺三寸 但位方辰未分六厘ニ當ル	32.00 m	151.8'
88	八拾八番柄	八拾八番柄ヨリ四拾七番柄江直縫拾一間巻尺三寸 但位方辰未分二厘ニ當ル	75.45 m	189.6'
89	八拾九番柄	八拾九番柄ヨリ四拾八番柄江直縫拾一間巻尺三寸 但位方辰未分二厘ニ當ル	63.33 m	298.2'
90	九拾番柄	九拾番柄ヨリ四拾七番柄江直縫拾一間巻尺六寸 但位方辰未分二厘ニ當ル	49.12 m	271.5'
91	九拾卷番柄、自然石	九拾卷番柄ヨリ四拾八番柄江直縫拾一間巻尺七寸 但位方辰未分六厘ニ當ル	106.87 m	200.1'
92	九拾武番柄、自然石	九拾武番柄ヨリ四拾九番柄江直縫拾一間巻尺八寸 但位方辰未分五厘ニ當ル	77.42 m	175.5'
93	九拾三番柄、自然石	九拾三番柄ヨリ四拾八番柄江直縫拾一間巻尺三寸 但位方辰未分六厘ニ當ル	30.54 m	230.1'
94	九拾四番柄	九拾四番柄ヨリ四拾七番柄江直縫拾一間巻尺三寸 但位方辰未分五厘ニ當ル	55.06 m	261.9'
95	九拾五番柄	九拾五番柄ヨリ四拾六番柄江直縫拾一間巻尺三寸 但位方辰未分二厘ニ當ル	27.66 m	24.9'
96	九拾六番柄	九拾六番柄ヨリ四拾五番柄江直縫拾一間巻尺三寸 但位方辰未分二厘ニ當ル	15.85 m	32.4'
97	九拾七番柄、但寛文年二建ル拾八番燒石	九拾七番柄ヨリ四拾八番柄江直縫拾一間巻尺七寸 但位方辰未分二厘ニ當ル	12.33 m	283.5'
98	九拾八番柄	九拾八番柄ヨリ四拾九番柄江直縫拾一間巻尺七寸 但位方辰未分二厘ニ當ル	120.14 m	269.4'
99	九拾九番柄	九拾九番柄ヨリ四拾八番柄江直縫拾一間巻尺七寸 但位方申分四厘ニ當ル	86.51 m	252.0'
100	百番柄	百番柄ヨリ四拾七番柄江直縫拾三间巻尺七寸 但位方辰未分五厘ニ當ル	27.91 m	217.5'
101	百番卷柄	百番卷柄ヨリ四拾六番柄江直縫拾三间巻尺七寸 但位方辰未分六厘ニ當ル	59.60 m	280.5'
102	百武番柄	百武番柄ヨリ四拾五番柄江直縫拾七间巻尺四寸 但位方未分七厘ニ當ル	14.09 m	219.9' 絵圖より判断
103	百三番柄	百三番柄ヨリ四拾四番柄江直縫拾九间巻尺四寸 但位方未分七厘ニ當ル	39.05 m	218.1'
104	百四番柄、自然石	百四番柄ヨリ四拾五番柄江直縫拾九间巻尺三寸 但位方未分七厘ニ當ル	44.51 m	222.0'
105	百五番柄	百五番柄ヨリ四拾六番柄江直縫拾三间巻尺三寸 但位方未分八分六厘ニ當ル	36.88 m	200.4'
106	百六番柄	百六番柄ヨリ四拾七番柄江直縫拾三间巻尺三寸 但位方未分八分六厘ニ當ル	7.82 m	200.4'
107	百七番柄、但寛文年二建ル拾三番燒石	百七番柄ヨリ四拾八番柄江直縫拾三间巻尺三寸 但位方未分五分六厘ニ當ル	80.36 m	196.8'
108	百八番柄	百八番柄ヨリ四拾九番柄江直縫拾三间五尺三寸 但位方辰五分五厘ニ當ル	69.63 m	196.8'
109	百九番柄	百九番柄ヨリ四拾十番柄江直縫拾六间巻尺五寸 但位方辰五分五厘ニ當ル	43.33 m	207.9'
110	百拾番柄	百拾番柄ヨリ四拾番柄江直縫拾四间巻尺四寸 但位方辰五分二厘ニ當ル	109.81 m	186.0'
111	百拾卷番柄	百拾卷番柄ヨリ四拾武番柄江直縫拾五间巻尺三寸 但位方辰五分二厘ニ當ル	109.26 m	195.9'
112	百拾武番柄	百拾武番柄ヨリ四拾三番柄江直縫拾五间巻尺三寸 但位方辰五分二厘ニ當ル	49.39 m	231.6'
113	百拾三番柄	百拾三番柄ヨリ四拾四番柄江直縫拾五间巻尺三寸 但位方辰未分七分二厘ニ當ル	101.32 m	167.8'
114	百拾四番柄	百拾四番柄ヨリ四拾五番柄江直縫拾五间巻尺三寸 但位方辰未分七分二厘ニ當ル	46.90 m	194.1'
115	百拾五番柄	百拾五番柄ヨリ四拾六番柄江直縫拾五间巻尺三寸 但位方辰未分八分二厘ニ當ル	36.51 m	187.2'
116	百拾六番柄	百拾六番柄ヨリ四拾七番柄江直縫拾五间巻尺三寸 但位方辰未分六厘ニ當ル	28.48 m	181.8'
117	百拾七番柄	百拾七番柄ヨリ四拾八番柄江直縫拾四间巻尺八寸 但位方未分三分二厘ニ當ル	27.82 m	219.6'
118	百拾八番柄、自然石	百拾八番柄ヨリ四拾九番柄江直縫拾四间巻尺八寸 但位方未分三分二厘ニ當ル	21.63 m	190.5'
119	百拾九番柄	百拾九番柄ヨリ四拾八番柄江直縫拾三间巻尺八寸 但位方未分三分二厘ニ當ル	34.63 m	209.4'
120	百武拾番柄	百武拾番柄ヨリ四拾七番柄江直縫拾四间巻尺八寸 但位方未分三分二厘ニ當ル	28.12 m	198.0'
121	百武拾卷番柄、自然石	百武拾卷番柄ヨリ四拾六番柄江直縫拾三间巻尺八寸 但位方申分三厘ニ當ル	39.30 m	243.9'
122	百武拾武番柄、自然石	百武拾武番柄ヨリ四拾五番柄江直縫拾六间巻尺六寸 但位方未分二厘ニ當ル	102.26 m	210.6'
123	百武拾三番柄	百武拾三番柄ヨリ四拾四番柄江直縫拾六间巻尺六寸 但位方未分五分五厘ニ當ル	39.30 m	235.5'
124	百武拾四番柄、自然石	百武拾四番柄ヨリ四拾三番柄江直縫拾四间巻尺五寸 但位方未分七分二厘ニ當ル	84.51 m	233.4'
125	百武拾五番柄	百武拾五番柄ヨリ四拾二番柄江直縫拾六间巻尺五寸 但位方未分五分二厘ニ當ル	13.73 m	196.2'
126	百武拾六番柄	百武拾六番柄ヨリ四拾一番柄江直縫拾五间巻尺五寸 但位方未分六分四厘ニ當ル	97.26 m	199.2'
127	百武拾七番柄、但寛文年二建ル拾四番燒石	百武拾七番柄ヨリ四拾武番柄江直縫拾四间巻尺五寸 但位方巳九厘ニ當ル	5.42 m	152.7'
128	百武拾八番柄、頃原・長野・村境	百武拾八番柄ヨリ四拾七番柄江直縫拾四间巻尺五寸 但位方巳九厘ニ當ル	122.11 m	153.6'
129	百武拾九番柄、自然石	百武拾九番柄ヨリ四拾六番柄江直縫拾三间巻尺五寸 但位方未分六厘ニ當ル	32.69 m	211.2'
130	百三拾番柄、自然石	百三拾番柄ヨリ四拾五番柄江直縫拾三间巻尺五寸 但位方未分六厘ニ當ル	26.60 m	238.8'
131	百三拾卷番柄、自然石	百三拾卷番柄ヨリ四拾四番柄江直縫拾三间巻尺五寸 但位方申分六厘ニ當ル	111.47 m	258.6'
132	百三拾武番柄、自然石	百三拾武番柄ヨリ四拾三番柄江直縫拾三间巻尺五寸 但位方未分三厘ニ當ル	33.88 m	201.9'
133	百三拾三番柄、自然石	百三拾三番柄ヨリ四拾二番柄江直縫拾三间巻尺五寸 但位方未分二分五厘ニ當ル	24.60 m	199.5'
134	百三拾四番柄	百三拾四番柄ヨリ四拾一番柄江直縫拾三间巻尺五寸 但位方未分三厘ニ當ル	74.54 m	183.0'
135	百三拾五番柄	百三拾五番柄ヨリ四拾二番柄江直縫拾三间巻尺五寸 但位方未分七厘ニ當ル	14.91 m	236.1'
136	百三拾六番柄	百三拾六番柄ヨリ四拾三番柄江直縫拾三间巻尺五寸 但位方未分八分二厘ニ當ル	27.18 m	236.4'
137	百三拾七番柄、自然石	百三拾七番柄ヨリ四拾四番柄江直縫拾三间巻尺五寸 但位方申初二厘ニ當ル	23.97 m	240.0'
138	百三拾八番柄、但寛文年二建ル拾五番燒石	百三拾八番柄ヨリ四拾五番柄江直縫拾三间巻尺五寸 但位方申初二厘ニ當ル	62.36 m	248.4'
139	百三拾九番柄、自然石	百三拾九番柄ヨリ四拾六番柄江直縫拾三间巻尺五寸 但位方申分九厘ニ當ル	27.69 m	179.7'
140	百四拾番柄、自然石	百四拾番柄ヨリ四拾五番柄江直縫拾三间巻尺五寸 但位方申分八厘ニ當ル	62.12 m	170.4'
141	百四拾卷番柄、自然石	百四拾卷番柄ヨリ四拾四番柄江直縫拾三间巻尺五寸 但位方申分九厘ニ當ル	35.88 m	285.6'
142	百四拾武番柄、自然石	百四拾武番柄ヨリ四拾三番柄江直縫拾三间巻尺五寸 但位方未分七厘ニ當ル	24.54 m	305.1'
143	百四拾三番柄、自然石	百四拾三番柄ヨリ四拾二番柄江直縫拾三间巻尺五寸 但位方未分六厘ニ當ル	65.30 m	228.0'
144	百四拾四番柄、自然石	百四拾四番柄ヨリ四拾一番柄江直縫拾三间巻尺五寸 但位方未分六厘ニ當ル	33.97 m	229.8'
145	百四拾五番柄、自然石	百四拾五番柄ヨリ四拾六番柄江直縫拾三间巻尺五寸 但位方戌分四厘ニ當ル	35.81 m	304.2'
146	百四拾六番柄、自然石	百四拾六番柄ヨリ四拾七番柄江直縫拾三间巻尺五寸 但位方申分八厘ニ當ル	13.79 m	266.4'
147	百四拾七番柄、但寛文年二建ル拾六番燒石	百四拾七番柄ヨリ四拾八番柄江直縫拾三间巻尺五寸 但位方申分九厘ニ當ル	57.21 m	244.2'
148	百四拾八番柄、自然石	百四拾八番柄ヨリ四拾九番柄江直縫拾三间巻尺五寸 但位方巳九厘ニ當ル	5.21 m	210.6'
149	百四拾九番柄、自然石	百四拾九番柄ヨリ四拾八番柄江直縫拾六间巻尺六寸 但位方未分八厘ニ當ル	135.74 m	218.4'
150	百五十拾番柄、自然石	百五十拾番柄ヨリ四拾七番柄江直縫拾三间巻尺五寸 但位方未分五分六厘ニ當ル	116.96 m	221.7'
151	百五十拾番柄、自然石	百五十拾番柄ヨリ四拾六番柄江直縫拾三间巻尺五寸 但位方未分六分二厘ニ當ル	81.23 m	196.8'
152	百五十拾番柄、但寛文年二建ル拾七番燒石	百五十拾番柄ヨリ四拾五番柄江直縫拾三间巻尺五寸 但位方未分五分二厘ニ當ル	37.30 m	229.5'
153	百五十拾三番柄、自然石	百五十拾三番柄ヨリ四拾四番柄江直縫拾三间巻尺五寸 但位方申武分八厘ニ當ル	104.29 m	185.4'
154	百五十拾四番柄、福岡・中津・肥前国小城・三嶺境	百五十拾四番柄ヨリ四拾三番柄江直縫拾三间巻尺五寸 但位方申武分八厘ニ當ル		

【資料目録】

藤崎森吉氏収集資料 I 「堤仁志資料」

〈解題〉

中牟田 寛也（伊都国歴史博物館）

1. 資料の概要

当資料は、明治～昭和初期にかけて旧二丈町深江（現糸島市二丈深江）の藤崎森吉氏が収集した資料群のうち、堤仁志氏所有となっていた分である。

藤崎森吉氏収集資料は、糸島地方の中世～近現代にかけての古文書・歴史資料を中心として構成され、中でも江戸期以来、筑前国怡土郡深江に住した堤家に関する史料が大部分を占める。堤家は江戸期には深江を中心に怡土郡西部の中津領内の庄屋・大庄屋などを務め、近代には戸長等を歴任している。また、堤家関係資料の他にも、南北朝期の深江氏に関する文書の写、戦国期の原田氏発給文書なども含まれ、近代の藤崎氏関係資料なども確認できる。

このうちの一部については、従来「藤崎文書」として知られている。福岡県文化会館『福岡県古文書等所在確認調査報告書』（1977）、福岡県立図書館『福岡県立図書館収集文書目録』第1輯（1986）、同第3輯（1993）には「藤崎（マ）文書」として収載されているが、これらの目録に収載されていない資料も多数に上る。

同資料は藤崎森吉氏から息子の松城生氏、さらにその妻マリ子氏の手に伝えられていたが、平成18年に藤崎マリ子氏より、『福岡県立図書館収集文書目録』第1輯・第3輯収載の藤崎（マ）文書および同（追加）132件に該当する資料を含む一部の資料が堤家子孫にあたる仁志氏の手に渡った。

堤仁志氏所有にかかる資料は、中世から近代にかけての古文書・古記録類148件454点で、このうち、144件447点が平成26年度に同氏より伊都国歴史博物館へ寄贈された。4件（整理番号86、95～97）の資料については、同氏の強い希望により継続保管されることになったが、定期的に状態確認をさせていただくことで合意した。

注目すべき資料としては、中世資料に南北朝期の深江氏に関する宛行状等の写を成卷した〔深江文書〕（1、数字は整理番号、以下同）、戦国期の

原田了栄宛行状（3-5）など、また近世庄屋関係資料、近代の行政資料が豊富で、時期により密度の差はあるものの近世から近代にかけての地方の実態を断続的に追うことができる点で重要である。他にも、幕末～明治期にかけての政治情勢に関する資料などもあり、興味深い情報を提供する。

なお、藤崎森吉氏収集資料については、堤仁志氏所有分以外に藤崎家に残されたものも多数存在し、藤崎マリ子氏息女坂本こずえ氏所有となっている。これらは従来の目録類には収載されていないものの、本来一体的に扱われるべき性格のものである。伊都国歴史博物館は、これらについても坂本氏より寄贈を受け、目下整理作業を進めているところであり、近く目録化を期している。両者を併せて見ることで、一層研究の進展が期待されるところである。

当資料は、その大部分を堤家由来のものが占めるのは確かであるが、明らかに出所が異なるものも含まれるほか、資料群中で堤家由来のものか否か明確な線引きを行うことは困難である。利用にあたっては資料的性格を踏まえた上で慎重に用いられたい。

2. 堤家について

〔堤家系図〕（86）によると、堤氏は中世、肥前国松浦郡の波多氏の家臣であったといい、近世、小七郎（吉房）のとき怡土郡深江の空閑（久我）家へ養子となり、後に別家して堤を称したという。元禄元年（1688）の覚（3-3）には「深江村代々庄屋空閑藤九郎吉俊」と見え、前掲堤家系図に見える（堤）藤左衛門吉俊の事かと思われる。以降、藤左衛門・小七郎・助右衛門などの名乗りが見え、中津領深江庄村屋・深江組大庄屋などを務めている。空閑家とはしばしば養子を出し合うなど、密接な縁戚関係にあり、当資料群には空閑家に関する資料も散見される。

近代、堤小七郎（吉綱）は、明治5年（1872）深江村戸長、第三十四区戸長、同6年第十六大区戸長に任命され、同7年には福岡県出仕、地租改正懸となり、同10年に辞した。同11年には県会

議員に選出されている（〔堤小七郎辞令綴〕95）。その子雄三郎氏は堤仁志氏の祖父に当たる人物で、堤仁志氏によると雄三郎氏の時に堤家は深江を離れており、伝来の古文書類も親交のあった藤崎森吉氏の手に渡ったものと見られるという。

3. 資料の現状と整理

(1) 現状

資料の大半は「藤崎文書（史料番号）」と記入された福岡県文化会館の封筒（以下「県封筒」）に1点ないし数点ずつ整理されており、資料にも「藤崎文書（史料番号）」のラベル（以下「県ラベル」）が貼付されていた。福岡県古文書所在確認調査における付番と思われ、基本的には『福岡県立図書館収集文書目録』（以下『県目録』）の番号と一致する。加えて、番号「1～130」および「書1～20」とラベリングされた資料が確認された。ただし「書15」「書18」は確認できず、また『県目録』123と（追加）2は同一資料の重複であることが確認されたため123に統一した。さらに『県目録』（追加）1と（追加）3は、それぞれ「書19」「書20」のラベルが貼付された資料に該当することが判明した。

また、資料には藤崎森吉氏の筆になるメモ書や付箋が付されているものもある。

(2) 整理の方針

現状および『県目録』との対照の便を踏まえ、原則として『県目録』の番号を踏襲した整理番号を付した。ただし当時の付番や『県目録』の明らかな誤り、ラベルは貼付されないものの「県封筒」で一括され『県目録』で「他●点」とされるなどしていた資料等については枝番を付すなどの作業を行った。その際の配列は、昭和59年（1984）福岡県立図書館撮影のマイクロフィルム（同館所蔵）の配列を参照した。また、『県目録』第1輯収載の130番以降、同第3輯収載の（追加）1、3の二点は131、132を付し、目録未収載の資料16点は133以降の番号を付した。一部、「県封筒」－「県ラベル」－『県目録』の対応関係に疑義のある資料が確認できたが、その場合は適宜資料内容を踏まえ採用する番号を判断、又は枝番の付与等による対応を行った。

整理番号の付番と共に、各資料について調査カードを作成し、資料については中性紙封筒へ移

し替えを行った。この時、資料の各項目の内容は『県目録』を参照したが、実物の調査の上、より妥当と思われるものがある場合は一部改めた。

(3) 課題

本資料は、大部分については県の調査時の整理体系・秩序が維持されていたものの、一部に、異なる封筒間の移動やその事が疑われる事例が確認された。また、「県封筒」ないし資料自体に二・三種類の筆跡で、鉛筆等による書入れが多数見受けられた。

これらについては、適宜前掲マイクロフィルムを確認し、県の調査・整理時以前または以後の操作であるか極力追跡を試みたが、残念ながら一部判断不能のため現状に拠ったものもある。

〈凡例〉

- ・本目録は、藤崎森吉氏収集資料のうち、堤仁志資料について掲載した。
- ・配列は、整理番号の順とし、年代や性格分類等による並び替えは行っていない。
- ・字体は基本的に常用のものを用いた。
- ・福岡県立図書館『福岡県立図書館収集文書目録』第1輯（1986）「藤崎（マ）文書」および同第3輯（1993）「藤崎（マ）文書（追加）」との対照の便を図るために「県目録番号」の項目を設け付記した。
- ・資料群としての秩序維持を図るため、堤氏保管の4点についても整理番号を付与した上で、所管の別を明示するため斜字体及び網かけで掲載した。また、表の左側に、伊都国歴史博物館へ寄贈された資料については通し番号を付し、堤氏保管分は「●」の記号を示した。
- ・整理番号、県目録番号、名称、年代・日付、差出・作成、宛所、形態、数量、法量、備考の項を設けた。
- ・記載の文字が虫損・破損等で不明の場合は□とし、判読不能の場合は■とした。
- ・名称は、原則として、中世の古文書は古文書学的名称に依った。近世以降の資料は、資料に記載された標題等を採用し、記載のないものについては適宜〔 〕で仮題を付した。
- ・年代・日付、作成・差出、宛所で、内容により推定できるものについては（ ）で記載し、一部※で註を付した。
- ・年代・日付は算用数字に直して記載した。
- ・法量の単位はセンチメートルとし、縦×横の順で記載した。
- ・備考において、資料が整理されていた封筒を「県封筒」、添付されていたラベルを「県ラベル」と略記した。
- ・資料の整理・目録作成は、石畠匡基（九州大学大学院比較社会文化学府博士後期課程）と中牟田が共同で行い、目録の体裁は中牟田が整えた。また、整理にあたり村上敦（伊都国歴史博物館）、山本隆一朗（九州大学人文科学府博士後期課程）の助言があった。

整理番号	県目録番号	名称	年代・日付	差出・作成	宛所	形態	数量	法量(縦×横)	備考
1	1	[深江文書写(成巻)]				巻子(紙20枚、内墨付10枚)	1巻	32.3×797.0	1-1~11まで11通を一筆で写す/巻緒・表紙外れ/藤崎氏筆・ペン書き片有
1-1-1	1	仁木義良宛行状写	建武3年6月30日	源(仁木義良) 在判	深江六郎太郎				筑前国老子村
2-1-2		沙弥某宛行状写	建武4年2月2日	沙弥(花押影)	原田六郎太郎				筑前国深江庄
3-1-3		一色道猷施行状写	建武4年3月20日	沙弥(一色道猷) 御判	深江六郎太郎				越前国金崎城因徒今月6日誅伐
4-1-4		一色道猷軍勢催促状写	建武4年7月27日	沙弥(一色道猷) 在判	深江六郎太郎				菊池武重以下囚徒蜂起
5-1-5		深江種重申状写	貞和6年10月 日	(深江十郎次郎種重)	—				深江庄
6-1-6		深江種重軍忠状写	正平子4年8月 日	(深江大藏允種重)	—				去年豊後御発向以来/奥に証判「承了(花押影)(少式頼澄)」有/正平14の誤カ
7-1-7		深江種重申状写	觀応2年3月 日	(原田深江十郎次郎種重)	—				
8-1-8		沙弥某宛行状写	觀応2年11月15日	沙弥(花押影)	深江十郎次郎				筑前国深江庄
9-1-9		深江種重關所注文写	觀応2季12月 日	(深江原田十郎次郎種重)	—				深江庄内太郎丸名他
10-1-10		渋川義行軍勢催促状写	貞治5年7月19日	武藏守(渋川義行) 在判	深江掃部助				今度囚徒追治につき
11-1-11		今川貞臣書下写	康応元年5月10日	散位(今川貞臣) 御判	太(?)宰少式(少式貞頼)				筑前国怡土庄深江内
12-2	2	筑前国中古城記録	元禄甲戌(7年)7月	貝原久兵衛篤信書(朱印)※奥書による	波多江 ※奥書による	巻子	1巻	36.1×1143.6	貝原篤信(益軒)奥書有
13-3-1	3-1	[覚書]	寛文2年2月14日	空閑善左衛門(花押)	同助左衛門	継紙 前欠	1通	14.1×297.5	3-1~6まで1巻に取める/蓋付木箱入、箱に付紙あるも破損/前欠/継目裏黒印有
14-3-2	3-2	寺沢正成宛行状	慶長13年正月3日	志摩守(寺沢正成・広高)(黒印)	深江村 善左衛門	切紙	1通	14.2×22.3	庄屋絵
15-3-3	3-3	覺	元禄元辰ノ 月吉日	深江村代々庄屋空閑藤九郎吉俊(花押)	深江村宝満天神両社宮司俊了坊	継紙	1通	17.4×83.6	深江村宝満宮請持寺院書上
16-3-4	3-4	[御書付]	(江戸期)卯11月	—	淀川組深江庄村屋堤小七郎	継紙	1通	16.1×34.4	塙屋町土橋此節石橋架橋、奇特の至
17-3-5	3-5	原田了栄宛行状	天正7年12月13日	(原田)了栄(朱印)	上原喜介	折紙	1通	23.7×38.4	志摩郡之内
18-3-6	3-6	原田信種加冠状	天正15年2月1日	(原田)信種(花押)	上原惣三郎	豎紙	1通	23.8×38.7	加冠 久豊
19-4	4	御掟法	貞享4丁卯10月	奉行		継紙	1点	26.4×485.5	宗門檀那請合等/表紙裂外れ
20-5	5	氏三宛行状写	文明8年3月9日	氏三(花押影)	淀河新二郎	切紙	1通	15.8×31.2	肥前三根郡石井庄/裏打有
21-6	6	[深江村明細書上帳]	元禄16年末9月	深江村大庄屋小七郎・同村名頭甚七(他18名)	秋野次右衛門	豎帳	1冊	27.3×20.7	付紙数ヶ所(一部剥離)/藤崎氏筆メモ綴封
22-7	7	手鑑	享保6年丑ノ卯月	—	—	小横帳	1冊	13.6×20.7	深江村權六殺害一件等
23-8	8	[松末村絵図]	(江戸期)	—	—	一舗 彩色	1舗	107.2×130.4	元禄4年以前の松末村(及び片山村)/裏にベン書「公領時代松末村絵図」
24-9	9	[深江村・片山村棆場等入会絵図]	嘉永元年戊申年6月2日 ※裏書証文による	筑前国怡土郡対州領 吉井村大庄屋樋崎専六(黒印)・片山村兼帶庄屋田中右五郎(黒印)(他20名)※裏書証文による	—	一舗 彩色	1舗	199.4×182.8	貞享4年3月作成絵図の再調製/裏書証文有(対州領片山村・中津領深江村他村役人連署)/10・11と関連
25-10	10	乍恐書付以御訴訟申上山論之御事	貞享3年寅	筑前国怡土郡片山村庄屋弥市左衛門(黒印)・同村名頭又八(黒印)・同村惣百姓代惣左衛門(黒印)	御奉行所	継紙	1通	30.4×185.6	裏書有/付紙(近代)有/端裏に付箋「(朱書)第壹号」、ベン書「片山より一ノ原論争申立書」/9・11と関連
26-11	11	筑前国怡土郡御公料服部六左衛門様御支配所片山村と松平と泉守様御知行所同國怡土郡深江村山論此度而談二付而取替申定書証文之事	貞享4丁卯年3月23日	筑前国怡土郡松平泉守様御知行所 深江村大庄屋藤九郎(黒印)・同村惣百姓代新右衛門(黒印)・同町分庄屋治平(黒印)(他12名)	筑前国怡土郡御蔵入服部六左衛門様御支配所東村大庄屋中将・片山村庄屋弥市左衛門・同村名頭又八郎(他3名)	継紙 繰外れ有	1通	30.5×190.4	付紙(近代)有/端裏に付箋「(朱書)第贰号」、ベン書「解決書類」/9・10と関連
27-12	12	[松末村・田中村境図]	天保14年癸卯 ※裏書証文による	筑前国怡土郡対州領田中村 荘屋田中右五郎(黒印)(他4名)/(奥書)御料怡土郡總代莊屋東村文助(黒印)※裏書証文による	筑前国怡土郡中津領松末村 荘屋蒲地平次兵衛・同村惣御百姓衆申※裏書証文による	一舗	1舗	90.1×67.4	此度境杭打立/中津領松末・対州領田中境
28-13	13	[深江鳥瞰図]	(近代)	—	—	一舗 彩色	1舗	47.2×65.1	北(片山)側より描く/鉛筆書入有
29-14	14	[深江村絵図]	(近代、明治22年以降)	—	—	一舗 彩色	1舗	218.6×109.7	凡例有/表紙・裏表紙有/方眼(メッシュ)書入有
30-15	15	奉拝借助合穀銀年賦証文之事	天明2年寅正月	怡土郡片山村庄屋德左衛門(黒印)・同村組頭甚蔵(黒印)・同断半三郎(黒印)(他62名)/(奥書)怡土郡東村庄屋内蔵助(黒印)(他6名)	清島藤右衛門・壇内助・中村彦八郎(他2名)	継紙	1通	27.9×195.1	銀三貫目/去丑12月片山村出火/端裏に付紙有/継目裏黒印有
31-16	16	覺	寛政4年子9月	(深江村)庄屋治左衛門・同村年寄又左衛門・同村惣百姓代惣平(他4名)	—	継紙 破損有	1通	26.2×139.8	作毛状況等「敵私目録」/袖破損/17と関連

整理番号	県目録番号	名称	年代・日付	差出・作成	宛所	形態	数量	法量(縦×横)	備考
32	17	覚	寛政4年子8月	(深江村)庄屋次左衛門(黒印)・同村年寄又左衛門(黒印)・深江村惣百姓代惣平(黒印)	—	継紙	1通	26.3×68.8	新田凶作につき/16と関連
33	18-1	[包紙]	(寛政6年寅12月)	—	—	包紙	1点	24.9×17.2	18-2の包紙/「証文 売通」
34	18-2	奉公人請証文之事	寛政6年寅12月	奉公人次(黒印)・親類喜七(黒印)・同断治吉(黒印)・請人儀介(黒印)・年寄新左衛門(黒印)	与左衛門	一紙	1通	25.0×37.2	卯正月より辰12月まで二ヶ年奉公
35	19	永楽帳	天保4年巳11(カ)月吉日	堤吉金(花押)	—	小横帳	1冊	8.2×15.7	唐津御産物仕組銀談一件の証文写、詰将棋等
36	20	御改革三付御候約向	天保11年子4月	—	—	豎帳	1冊	25.6×17.4	達等の写
37	21-1	水論御裁許控	天保14年	—	—	書綴	1綴	24.5×17.8	2件(正徳4年大入・福井対堀・佐波水論、元禄4年福井村唐津領・御公料境絵図証文写/21-2とこよりで合綴
38	21-2	取替申証文之事	元禄4末年8月26日	福井村名頭七(他17名)、福井村大入組頭吉衛門(他8名)	御公料之内 福井庄村屋弥兵衛・大入村名頭彦四郎・同九郎左衛門・(他2名)	書綴	1綴	24.3×16.4	表題「取替証文事」、天保14年写/福井・大入・堀・真名子境/21-1とこよりで合綴
39	22	[覚書]	(天保15辰年)	—	—	豎帳	1冊	24.9×16.7	天保15辰7月2日入津本國阿蘭船乗組之人別等/紙幅不定
40	23	許状	天保9年8月	徳実斎	花江仙	巻子	1巻	18.2×179.2	東山流生花/外題有
41	24	一刀流兵法十二ヶ条	文久2年戊2月6日	富永応助宣知(花押)(朱印)	堤小七郎	巻子 見返し破損	1巻	18.7×130.4	(見返し)「北筑深江住堤小七郎吉綱」/外題有
42	25	高水出控帳	嘉永3年庚戌6月朔日	—	—	豎帳 一部破損	1冊	25.0×17.6	大水被害
43	26	嘉永六丑七月長崎へ罷越候魯西亞船之次第手寄ヲ以聞取候分誌・同年六月浦賀表へ罷越候北亞墨理加船之次第	—	—	—	横帳	1冊	13.6×40.2	前後半で紙幅異なる
44	27	[覚書]	—	—	—	横帳	1冊	13.8×41.4	天保15辰7月2日長崎入津阿蘭陀船/藤崎氏ペン書き付紙有
45	28	乍恐以書附奉伺上御事	(江戸期)未11月	松末村御百姓惣代利三郎(黒印)・同村年寄忠治(黒印)・同断伴右衛門(黒印)・同村庄屋佐助(黒印)・久我次左衛門(黒印)	御役所	継紙	1通	24.6×57.6	無主地年貢につき
46	29	指出申証文之事	安政2年卯正月	目明清六(黒印)・受人源七(黒印)・同断善四郎(黒印)	堤助右衛門・濱屋利兵衛・木下利十郎	一紙	1通	24.4×35.6	借用証文
47	30	[神拝式許状]	嘉永5年4月17日	神祇伯資訓王(朱印)	三橋加賀藤原政英	折紙	1通	60.2×42.4	伯家神道/39と関連
48	31	宗旨受証拠之事	安政7年申2月	長野庄村屋満太郎(黒印)	片峯村御庄屋松藤多七郎	一紙	1通	24.3×33.5	宗旨受状
49	32-1	妊娠相改御届ケ申出ル事	(江戸期)巳8月	波呂村年寄專右衛門(黒印)・同村同断庄兵衛(黒印)・同村庄屋塙田重左衛門(黒印)	養育方利左衛門・同断利右衛門	一紙	1通	26.0×34.8 (包紙34.6×26.3)	県ふる32-1/包紙(県ふる32-1)「波呂村」有
50	32-2-1	32-1~8 出産御届ケ申出ル事	(江戸期)午12月	波呂村年寄專右衛門(黒印)・同村同断庄兵衛(黒印)・同村庄屋塙田重左衛門(黒印)	養育方利左衛門・右同断利右衛門	一紙	1通	26.4×35.0 (包紙35.0×26.1)	県ふる32-2-1/包紙(県ふる32-2)「波呂村」有/32-2-2と包紙で一括
51	32-2-2	32-1~8 覚	(江戸期)未正月	波呂村年寄專右衛門(黒印)・同村同断庄兵衛(黒印)・同村庄屋塙田重左衛門(黒印)	養育方利左衛門・同断利右衛門	一紙	1通	26.3×35.0	県ふる32-2-2/妊娠無き届出/32-2-1と包紙で一括
52	32-3	32-1~8 申上ル事	(江戸期)巳11月	専右衛門(黒印)・庄兵衛(黒印)・塙田重左衛門(黒印)	養育方利左衛門・利右衛門	一紙	1通	27.0×35.6 (包紙35.0×25.7)	県ふる32-3/妊娠無き届出/包紙(県ふる32-3)「松末村」有、もとは32-4の包紙カ
53	32-4	32-1~8 乍憚御届奉申上御事	(江戸期)巳8月	松末庄村屋佐助(黒印)	松国利右衛門	一紙	1通	25.9×15.3	県ふる32-4/妊娠無き届出
54	32-5	32-1~8 覚	(文政5年)午閏正月	波呂村年寄專右衛門(黒印)・同村同断庄兵衛(黒印)・同村庄屋塙田重左衛門(黒印)	養育方利左衛門・右同断利右衛門	一紙	1通	25.9×31.5	県ふる32-5/妊娠無き届出
55	32-6	32-1~8 [包紙]	—	長石村	—	包紙	1点	35.0×26.2	県ふる32-6/「出産御届并妊娠無之御届式通」「長石村」/32-7・8の包紙カ
56	32-7	32-1~8 覚	(江戸期)未正月	長石村年寄文右衛門(黒印)・同村庄屋五郎(黒印)	養育方利右衛門・右同断利左衛門	一紙	1通	26.3×35.2	県ふる32-7/妊娠無き届出
57	32-8	32-1~8 出産御届申出事	(江戸期)未正月	長石村年寄文右衛門(黒印)	養育方利右衛門・右同断利左衛門	一紙	1通	26.0×35.1	県ふる32-8/庄屋藤五郎女房該当につき署判無カ
58	33	33 払証拠	安政7申年正月	御料松浦郡馬川庄屋馬川島右衛門(黒印)	中津御領片峯庄村屋松藤多七郎	一紙	1通	26.4×29.8	養子につき宗旨払一札
59	34	和州浪士一件	文久3年亥10月	堤氏	—	横帳	1冊	12.2×54.7	和州騒動一件、天誅組/御役所ヨリ借用致取
60	35	御寄附御姓名記	元治元年子7月	大宰府別当小鳥居	—	豎帳	1冊	24.1×16.4	日参講

整理番号	県目録番号	名称	年代・日付	差出・作成	宛所	形態	数量	法量(縦×横)	備考
6136	36	御用状写	(元治元年)11月14日	(川添)和右衛門	応助・多仲太・与兵衛	継紙	1通	26.1×103.7	長州征討状況につき、 郷方川添和右衛門より /藤崎氏付箋有
6237	37	一手行軍帳	慶応2寅年6月	—	—	小横帳	1冊	16.2×17.6	中津藩隊列
6338	38	[褒美]	(江戸期)戊2月13日	江口伝・平田大江	村山東一郎・青木小藤 太・緒方喜内(他1名)	書綴	1通	24.3×17.2	中津領堀村百姓へ鳥目 五貫文/福井村入合田 地につき/末尾に内山 与治右衛門・内山繁左 衛門の名有
6439	39	[表束着用許状]	嘉永5年4月17日	神祇官統領神祇伯王殿雜 掌 奉(朱印)	三橋加賀(政英)	豎紙 虫損有	1通	46.4×59.9	怡士郡中津領淀川組 12ヶ村惣社主満宮天満 宮他8社/30と関連
6540-1	40-1	三領周講帳	慶応2年寅11月	—	—	豎帳	1冊	24.5×18.0	三領周講規定等/講中 連名(怡士郡・志摩郡 中庄屋等)有/付紙痕有
6640-2	40-2	[通達](三領周講始末につき)	壬申(明治5年)7月24日	福岡県旧県事務懸	堤小七郎	野紙綴	1通	26.7×19.7	「福岡県庁」野紙
6741-1	41	牧方金子出入御通	慶応3年卯9月	堤助左衛門(黒印)・庄崎 弥助助(黒印)	—	豎帳	1冊	27.6×21.0	県べ~41、付番時の 誤カ裏表紙に借用証 文貼付/深江組佐波村 抱西ヶ谷牛牧場
6841-2	41	自江戸到来御勅書并將 軍様御請書之写	(江戸期)	—	—	書綴	1綴	25.0×16.8	県べ~41、付番時の 誤カ文久4年攘夷決行 の勅書及將軍請書写
6942-1	42	[覚](坂下門外変につき)	(江戸期カ)	—	—	継紙	1通	21.0×52.0	県べ~42/42-1~5県 封筒に一括/坂下門外 の変概況・下手人等/ 藤崎氏付箋有
7042-2		[長州征伐各攻口配置 書上写]	元治元甲子歳9月上旬 写之	(「直證藏書」)	—	書綴	1綴	12.3×33.7	県べ~無/42-4と類似/ 藤崎氏付箋有
7142-3		[書状]	(江戸期)5月	松平修理大夫(島津忠義) 家来 嶋津将監・二階堂 部・猪飼順之助	—	継紙	1通	15.7×47.2	県べ~無/生麦事件に 関し国許の意向/藤崎 氏付箋有
7242-4		[長州征伐各攻口配置 書上]	(江戸期)	—	—	継紙	1通	16.0×165.2	県べ~無/長州征伐時 各攻口/藤崎氏付箋有
7342-5		昨廿三日御老中百川様 より御留主居御呼出二 而左之通御達並御口達 之写	(江戸期)8月	—	—	継紙	1通	13.6×82.2	県べ~無/毛利談路(淡 路)・吉川監物らに大 坂出頭を命じる
7443	43	長崎西濱之町御制札所 江張紙写	(江戸期)	—	—	書綴	1綴	26.6×19.6	似非尊王攘夷を糾弾す る落書
7544	44	太政官御通書写	明治元年辰10月	—	—	豎帳	1冊	25.1×16.4	表紙に「二番」と有
7645	45	[書状]	(明治元年)10月24日	六兵衛	(堤)小七郎	継紙	1通	15.6×151.6	戊辰戦争の状況/藤崎 氏付箋有
7746	46	尾道辺風聞	(江戸期、慶応2年カ)	—	—	継紙 後欠カ	1通	12.4×139.4	備中騒動(倉敷代官所 襲撃等)
7847	47	[新政府役職書上]	(明治期)	—	—	継紙 繰外れ有	1通	16.1×134.6	
7948	48	[達写](藩治職制)	(明治期)10月	行政官	—	継紙	1通	13.7×99.6	「十月廿九日御達」と 有/藤崎氏付箋有
8049	49	此度東京より被下候写	(明治期、明治2年カ)	—	—	継紙	1通	13.4×135.0	戊辰戦争賞典書上/ 「己六月二日 去辰御 出兵御賞」と有
8150-1	50	鎮懐石八幡宮大神略絵	(近世～近代)	—	—	豎帳	1冊	27.0×19.8	50-1~8同折/県べ~50
8250-2		[鎮懐石八幡宮調書]	(近代)	—	—	豎帳	1冊	28.0×20.0	県べ~無/調書の写又 は控
8350-3		[深江神社由緒草稿]	(近代)	(藤崎森吉)	—	野紙	3枚	24.3×33.4	県べ~無/訂正紙有/クリ ア痕有
8450-4		[深江神社由緒草稿]	(近代)	(藤崎森吉)	—	野紙綴	1綴	24.5×16.9	県べ~無/50-3下書カ
8550-5		[鎮懐石八幡宮関係記 事抄]	(明治)38年5月18日	空閑広海	区長 泉直枝	野紙綴	1綴	24.5×17.2	県べ~無/記紀等より 関係記事抜粹
8650-6		[鎮懐石八幡宮調書控 等級]	明治39年6月日	空閑広海	—	野紙等綴	1綴	28.2×20.5	県べ~無/表紙に朱書 「控」/絵図有
8750-7		[正覚寺由緒草稿]	(近代)	—	—	一紙 一部破損	1通	24.5×32.8	県べ~無/綴外れカ
8850-8		[深江神社絵図]	(近代)	—	—	一舗	1舗	39.6×54.8	県べ~無/裏にベン書 「深江神社絵図」と有
8951	51	乍恐以書付奉願上候事	(明治3年)午8月	松末村庄屋佐惣太(黒印) ・武村庄屋治郎吉(黒印) ・飯原村庄屋安右衛門 (黒印)(他25名)	深江御役所	継紙	1通	23.3×296.7	雑税廢止につき上申/ 藤崎氏付箋有
9052	52	[達](銀と金札引替につ き)	(明治2年)巳12月	奥平丈右衛門	深江組・長野組村々	継紙 冒頭破損	1通	27.5×227.8	太政官達(巳10月付)の 通達/藤崎氏付箋有
9153	53	[達](金銭相場建及び諸 物価等につき)	(明治2年)巳3月6日	須田五郎右衛門・奥平丈 右衛門・菅沼孫右衛門・ 森源藏	深江組・長野組村々	継紙	1通	27.5×243.2	大阪府達(2月付)の通 達/付紙有/藤崎氏付箋 有
9254	54	[達](諸寺官位住職參内 等諸願につき)	(明治3年)午6月	立木深・奥平丈右衛門・ 菅沼一角(他2名)	—	書綴	1通	24.6×17.4	太政官布告(4月付)の 通達
9355	55	[太政官布告綴]	(明治3年)庚午11月 ～(同4年)辛未7月	—	—	書綴	1綴	24.4×16.7	神社規則制定につき取 調等
9456	56	[布達綴]	(明治5年)壬申6月 ～明治6年8月3日	福岡県/立木(兼善)福岡県 令 等	—	野紙綴	1綴	24.3×17.4	変死者始末につき
9557	57	犯罪書(竹槍一揆)	明治6年7月	同郡(怡士郡)同村(深江 村)保長木下利助(黒印) (他3名)・副戸長淀川良 蔵(黒印)	—	野紙綴	1綴	24.2×16.2	付紙有/封筒で一括し た新聞切抜2点(藤崎氏 所蔵竹槍紹介/平成元 年6月1日付系島新聞・ 同2日付読売新聞)同封

整理番号	県目録番号	名称	年代・日付	差出・作成	宛所	形態	数量	法量(縦×横)	備考
96	58	[訓諭](竹槍一揆始末につき)	(明治6年カ)	—	戸長	野紙綴	1通	24.0×16.7	「第十六大区調所」野紙/藤崎氏付箋有
97	59-1	第十六大区 小区分画改正村高戸数調	明治7年7月9日	堤 挑	—	野紙綴	1通	24.0×16.5	第十六大区内を18小区に分割/「第十六大区調所」野紙
98	59-2	請取(新聞紙代)	(明治期)7月24日	眸朗新社(朱印)	十六大区調所	切紙	1枚	16.1×17.9	59-1中、5丁と6丁の間に有
99	60	[記](早稲田書上之儀二付伺他)	明治7年7月9日~30日	(堤小七郎)	—	野紙綴	1綴	24.2×16.6	公用日記、戸長作成書類の書式・県布達等も記録)/「第十六大区調所」野紙
100	61	[書簡綴]	(明治7年)2月2日~3月3日	(空閑)汀 他	堤小七郎	綴	4通	25.8×34.2	県 ^ハ 61/佐賀の乱関係/4通同綴/藤崎氏付箋有
101	62-1	[佐賀の乱罪状等書上]	(明治期)	—	—	横帳	1冊	14.1×38.7	県 ^ハ 62/佐賀の乱関係者罪状、辞世和歌等/藤崎氏付箋有/62-1~19県封筒にて一括、62-2~19県 ^ハ 無
102	62-2	[書簡]	(明治7年)2月28日	(空閑)汀	(堤)小七郎	綴紙	1通	15.2×18.8	帰宅につき
103	62-3	[書簡]	(明治7年カ)2月21日	肥作	堤(小七郎カ)	綴紙	1通	15.7×41.9	官軍の動向につき/今宿・飯場口・田代口
104	62-4	[書簡]	(明治7年)3月2日	(空閑)汀	(堤)小七郎	綴紙	1通	15.4×54.3	佐賀の乱状況等
105	62-5	[覚書](唐津旧藩士族岩崎氏応接)	(明治7年カ)	(堤小七郎カ)	—	折紙	1通	27.8×37.7	応接次第届出草稿カ/綴外れカ/鉛筆・赤鉛筆書入有
106	62-6	[覚書](唐津・佐賀の状勢等)	(明治7年カ)	(堤小七郎カ)	—	切紙	1通	15.7×38.0	赤鉛筆記入有
107	62-7	風聞御届	明治7年2月2日	第十六大区戸長 堤小七郎	福岡県権参事 山根秀介	野紙一部破損	1枚	24.3×32.7	佐賀風聞につき報告控/「第十六大区調所」野紙
108	62-8	軍銃献納願	明治10年9月8日	堤小七郎(朱印)	福岡県令渡邊清	野紙綴	1通	24.7×17.3	所持軍銃二挺献納/明治10年12月14日付朱筆奥書有、「福岡県」朱印
109	62-9	博多より佐賀江参居候者日記之写	(明治期カ)	—	—	野紙綴	1綴	24.2×16.4	(明治7年)2月15日~23日分/佐賀の乱状況等/62-10と同じ/「第十六大区調所」野紙
110	62-10	博多より佐賀江参居候者日記之写	(明治期カ)	—	—	野紙綴	1綴	24.6×16.5	(明治7年)2月15日~23日分/佐賀の乱状況等/藤崎氏付箋有/「第十六大区調所」野紙
111	62-11	[書簡等]	(明治7年)2月25日	(神代)梓	(堤)小七郎	野紙	3枚	23.9×32.1	佐賀の乱関係/書簡(飯場口防禦等)他3枚同折/「第十六大区調所」野紙
112	62-12	[達](志摩郡今宿に斥候場所設置につき)	(明治期)	山根福岡県権参事	第十五大区戸長中	野紙綴	1通	24.3×16.5	斥候場所規則等
113	62-13	[書簡等綴]	(明治7年)2月26日~3月2日	東郷山麓 他	堤小七郎 他	綴	6通	24.6×58.0	佐賀の乱関係/6通同綴(うち包紙1点)
114	62-14	[布告](佐賀県下之賊徒征討)	明治7年2月19日	山根福岡県権参事	第十六大区戸長中	野紙	1枚	23.7×31.6	内務省布達(同日付)につき/「第十六大区調所」野紙
115	62-15	記(人夫供出)	(明治7年)2月28日	平田俊十郎(朱印)	第十六大区御調所	綴紙	1通	24.6×58.0	同日付堤宛調所詔合申書簡を綴
116	62-16	[書簡等綴]	(明治7年)3月2日	東郷(山麓) 他	堤(小七郎)	綴	1綴	27.4×20.0	佐賀の乱関係/3通同綴
117	62-17	[願](人夫の他区割付につき)	(明治7年2~3月頃カ)	神代梓・堤小七郎	曲渕■詰 会計方御中	野紙	1枚	24.2×32.1	佐賀の乱に係る人夫供出/草稿カ「第十六大区調所」野紙
118	62-18	[書簡]	(明治7年)3月3日午前	(東郷)山麓	(堤)小七郎	一紙	1通	25.5×33.8	鹿家村内篝火五ヶ所設置
119	62-19	[書簡等綴]	(明治7年)2月20日~28日	三苦 他	堤(小七郎) 他	綴	3通	24.6×36.6	佐賀の乱関係/3通同綴
120	63	[諸届・通達等綴]	(明治5年)壬申4月~7年12月	—	—	綴	1綴	28.1×23.7	通達及び県への願・届出等の綴/主に堤小七郎関係
121	64-1	記(地誌編纂につき 村々調査項目)	[明治初年頃]	—	—	野紙綴	1通	26.4×19.4	市井村里並道程等/「福岡県庁」野紙/64-1・2県封筒にて一括
122	64-2	道路分類図	[明治期カ]	—	—	一紙	1点	27.1×38.7	県 ^ハ 無/道路・府・鎮台等の凡例を示す
123	65	[建白書草稿]	明治7年8月3日	第十六大区戸長 堤小七郎	福岡県令 立木兼善	野紙綴	1通	24.4×16.2	新旧曆混淆につき
124	66	佐賀県検見御規則写	[明治期]	—	—	野紙綴	1通	24.4×16.2	庚午(明治3年)7月付検見規則、届雛形/「第十六大区調所」野紙
125	67	巡回日誌	明治8年亥3月22日出発	堤	—	小横帳	1冊	13.5×19.8	3月22日~7月2日分/稻屋郡地租改正測量従事
126	68	地券御渡奉願候事	明治6年5月	堤小七郎(黒印)/(奥書5名)	福岡県権令沢簡徳(他2名)	野紙綴	1通	27.2×19.3	筑前国怡土郡松木村之内
127	69	記(受取)	(明治期カ)寅旧12月	米屋利吉郎	堤御氏	綴紙	2通	15.2×190.2	2通を欄付
128	70	筑前国土木費之儀二付 上申	明治13年8月13日	宗像郡德重村石松要一・怡土郡深江村堤小七郎	福岡県令渡邊清	野紙綴	1通	28.1×20.2	草稿カ/70、71-1、71-2-1~3を県封筒にて一括

整理番号	県目録番号	名称	年代・日付	差出・作成	宛所	形態	数量	法量(縦×横)	備考
129	71-1	筑前國土木費之儀再願	明治13年8月11日	宗像郡德重村石松要一(朱印)・怡上郡深江村堤小七郎(朱印)	福岡県令渡辺清	單紙綴	1通	28.1×20.2	同日付朱筆奥書有、福岡県令渡邊清(朱印)
130	71-2-1	筑前國土木之儀ニ付請願 他綴	明治13年7月23日～8月13日	福岡県筑前国柏屋郡人民惣代下原村平民田代巻二郎(他19名)など	令渡邊清代理 福岡県少書記官 森醇など	書綴 印刷	1綴	20.3×14.2	県ふくら無/他に土木事件上京始末等を綴る表紙に墨書「堤小七郎」有
131	71-2-1	[意見書](府県会規則改正)	明治14年10月13日	—	元老院議長大木喬任	書綴 印刷	1通	20.5×14.0	県ふくら無/表紙に墨書「堤」有
132	71-2-3	[請願等綴](福岡県土木費につき)	明治13年6月28日～8月18日	福岡県会議長 中村耕介など	内務卿 松方正義など	書綴 印刷	1綴	18.3×12.9	県ふくら無/他に土木事件第一報、第二報を綴る/表紙に「津々美」印有
133	72	万日記	明治10年8月 日	塩田用	—	小横帳	1冊	12.1×16.4	酒販売等記録/末尾に「完仕切」(10年9月7日付)を糊付
134	73	修好条規	明治9年2月26日	大日本国特命全権弁理大臣黒田清隆(他3名)	—	單紙綴	1通	24.0×16.5	日朝修好条規の写
135	74	頼母子講帳	明治15年旧2月	堤小七郎	—	豎帳	1冊	28.1×20.6	付紙有
136	75	明治十九年度町村費支出予算議按	(明治19年)	—	—	單紙綴	1通	24.2×16.7	戸長役場諸費予算/草稿、「役場用紙」單紙/75.77.78県封筒に一括
137	76-1	汽船壳譲ニ付御免状御鑑札御書換願	明治14年8月1日	壳譲主下田一直(朱印)・買受主津田武右衛門(朱印)(他1名)	大阪府知事建野郷三宛	單紙綴	1通	26.0×18.3	西洋形汽船筑紫丸壳渡/同日付朱書有、大阪府知事建部郷三/76-1・2県封筒に一括
138	76-2	西洋形汽船壳渡確証	明治14年7月27日	壳主牧文四郎代理下田一直(朱印)(他請人1名・奥書1名)	津田武右衛門	継紙	1通	27.8×95.0	朱書「第八号」/印紙有
139	77	契約書	明治26年12月17日	調停委員津田守彦(他46名)	—	單紙綴	1通	24.3×16.6	長糸村二股分水につき
140	78	歎願書	明治33年11月	糸島郡深江村人民惣代	—	單紙綴	1通	25.4×17.4	県道変更につき反対陳情
141	79	国有原野払下紀念書	明治42年月 日	一貴山村大字一貴山評議員有田三太郎(朱印)(他22名)	—	單紙綴	1通	26.1×19.2	県ふくら79/一貴山字須田野原野/79及び80-1・2県封筒に一括
142	80-1	船越湾南海面埋立願書完	明治28年9月18日	石橋重助(他7名)	県知事岩村高俊	單紙綴	1綴	24.1×16.6	県ふくら80/草稿/筑前国志摩郡小富士村大字船越南海面
143	80-2	国有原野払下紀念書(草稿)	(明治42年頃)	—	—	書綴	1通	24.3×16.8	県ふくら無/79の草稿
144	81	送詞	明治22年5月15日	堤雄三郎	—	一紙	1通	29.0×36.1	津田守彦国会議員送別
145	82	下松末人民転籍ニ係ル伺書及取調書類板綴	明治25年7月1日～12月15日	(怡土志摩早良郡役所)第一課 他	深江村長日巡新 他	單紙綴	1綴	24.7×16.7	「深江村役場用紙」・「怡土志摩早良郡役所」等單紙
146	83	永々譲渡証文	明治6年11月	淀川村本人淀川良蔵(黒印)・保長淀川勘四郎(黒印)・右同中園源六(黒印)	堤小七郎	継紙	4通	24.5×49.5	県ふくら83/他に借用証等(県ふくら無、單紙綴、3点)県封筒に一括
147	84	誤証文之事	(江戸時代)丑2月	深江町勘右衛門(黒印)/(奥書他2名)	深江村源治	一紙	1通	27.4×32.3	其元御抱の山で枝伏につき詫び/包紙(38.6×26.7)有
148	85	極内々福岡風聞到来	(明治初年)7月12日	正右衛門	(堤か)助右衛門	継紙	1通	15.9×97.2	慶札事件後の福岡の風聞/藤崎氏付箋有
●	86	堤家系図他							(家系図・堤小七郎履歴書)
149	87	[受取証類]	明治9～15年	深江村役場 他	空閑順吉 他	切紙等	76点	—	県封筒に一括
150	88	上詞	安政4年丁巳葉月上西日	松平阿波守	れ組三番菊矢川仙吉	一紙 木版・墨書	1点	33.4×45.1	高杉晋作・平野次郎・西郷吉之助手配書/後世の偽作
151	89	人相覧	—	—	—	一紙 木版	1点	24.5×35.1	平野次郎・高杉晋作・西郷吉之助人相/後世の偽作
152	90	[書状]	9月13日夜	西郷吉之助	月照	一紙	1点	21.1×127.2	後世の偽作/封筒(本文同筆、22.8×22.4)、包紙(48.1×42.5)有
153	91-1	[書状]	(明治期)10月23日	今津小十郎	堤小七郎	継紙	1通	16.4×192.4	県合併・豊津県一揆等/藤崎氏付箋有
154	91-2-1	[書状]	(江戸末期～明治初年頃)極月25日	高向二頭太夫光世(花押)	堤助右衛門	継紙	1通	17.5×52.0	伊勢御師/包紙(24.9×33.9)有/藤崎氏付箋有/91-2-1・2県封筒に一括
155	91-2-2	[書状]	(江戸末期～明治初年頃)11月5日	末松政右衛門東種(花押)	堤助右衛門	継紙	1通	16.5×65.4	祝儀/藤崎氏付箋有
156	92	奉納式内十九社大神	文久2年正月元旦	江上栄之進大藏武要	—	継紙	1通	16.4×83.6	子負ヶ原他へ奉納和歌19首/藤崎氏付箋有
157	93	外内神社再興縁起	明治21年3月16日	空閑広海(他13名)	—	單紙他綴外れ一部破損	12枚	24.0×16.7	草稿/もと單紙綴/鉛筆落書き有
158	94	元祖明照大師七百回御忌決算報告書	大正7年11月	正覚寺住職・全 総代	—	仮綴(チープラー)印刷	1冊	23.2×16.4	もと書冊(5丁)、保存のためチープラー除去
●	95	堤小七郎辞令綴	壬申2月より明治18年			書綴			
●	96	褒状	明治11年6月4日	福岡県	空閑汀				(学事勉励につき)
●	97	辞令	明治18年10月27日	福岡県	堤雄三郎				(収税課勤務申付)

整理番号	県目録番号	名称	年代・日付	差出・作成	宛所	形態	数量	法量(縦×横)	備考
159	98	[褒状]	明治20年8月3日	福岡県知事安場保和(朱印)	怡土郡深江村人民惣代 堀田太平	一紙	1通	22.9×31.2	県道修繕出夫につき
160	99	[唱歌歌詞]	(近代)	—	—	継紙	1通	18.1×117.3	糸島の名所旧跡/草稿
161	100	[通知](種痘医派遣)	(近代)8月7日	吉富潤雪・安田伸之	堤小七郎	一紙	1通	16.3×26.7	医員5名
162	101-I	当選告知書	大正5年4月15日	深江村長進藤英太郎(朱印)	藤崎森吉	継紙	1通	24.3×32.8	県ハカル101/大字深江区長当選/「深江村役場」 署紙/101-1・2県封筒に一括
163	101-2	推薦状	大正2年5月1日	帝国在郷軍人会深江村 分会(朱印)	藤崎森吉	一紙	1通	18.8×25.7	深江村分会特別会員
164	102-I	[辞令]	明治38年6月16日	愛国婦人会長侯爵夫人岩 倉久子(朱印)	藤崎ケム子	一紙	1通	23.0×30.2	県ハカル102/福岡支部幹 事嘱託/102-1~3県封 筒に一括
165	102-2	[褒状]	明治38年12月23日	愛国婦人会福岡支部糸島 郡幹事部長 原田しか子	幹事 藤崎げん子	一紙	1通	22.6×28.7	県ハカル無/格別勉励に つき
166	102-3	[辞令]	明治22年5月19日	深江村会議長 日巡新 (朱印)	淀川金吾	継紙	1通	24.3×17.1	県ハカル無/深江村役場書 記選任/「役場用紙」 継紙
167	103	[地券綴]	明治10年7月1日 ~明治20年1月27日	福岡県(朱印) 他	持主空閑順吉 他	綴	6通	—	6通紙綴で一括
	104	[書翰類]							県緊急古文書調査印 (104-)のある封筒 7点(104-1~7)に小分け されている書簡類を、 さらに県ハカル104貼付 された県立図書館封筒 で一括
168	104-1	[堤小七郎関係書簡]	(近代)			封筒入一括	31通		堤小七郎発給・受給書 簡等/内18点は封筒のみ/封筒(鉛筆書「堤小七郎」)で一括
169	104-2	[堤雄三郎関係書簡]	(近代)			封筒入一括	14通		堤雄三郎発給・受給書 簡等/内1点は封筒のみ/封筒(鉛筆書「堤雄三郎」)で一括
170	104-3	[藤崎森吉関係書簡]	(近代)			封筒入一括	17通		藤崎森吉宛書簡等/内6 点は封筒のみ/封筒(鉛 筆書「藤崎森吉」)で一括
171	104-4	[藤崎藤兵衛他関係書 簡]	(近代)			封筒入一括	5通		藤崎藤兵衛宛書簡等/内 1点は封筒のみ/封筒(鉛 筆書「藤崎藤兵衛他」) で一括
172	104-5	[堤大三郎他関係書簡]	(近代)			封筒入一括	4通		堤大三郎より藤崎森吉 宛絵葉書等/封筒(鉛筆 書「堤大三郎より藤崎 氏への手紙ほか」)中 さらに封筒で一括
173	104-6	[電報類]	(近代)			封筒入一括	13通		封筒(鉛筆書「電報」) で一括/内1通書簡混入有
174	104-7	[藤崎げん関係書簡]	(近代)			封筒入一括	9通		藤崎げん宛書簡等/封 筒(鉛筆書「藤崎げん (子)」)で一括
175	105-1	[布達]	明治7年8月	立木福岡県令		書綴 印刷	1通	19.8×13.3	県ハカル105/太政官達に より/違式註達条例/ 「福岡県」用紙/105-1 ~20県封筒にて一括、 105-2~20県ハカル無
176	105-2	太政官日誌	明治辛未(4年)6月17 日	—	—	書綴	1綴	24.3×16.5	明治辛未第38号/菊御 紋禁止/行旅之輩病氣之 節取扱方規則/
177	105-3	[布告綴]	壬申(明治5年)10月~ 11月	塩谷參事・水野権參事・ 団尚靜	—	書綴 木版	1綴	22.2×15.3	学問推奨につき2件の 綴/「福岡県布告」用 紙
178	105-4	[布達]	辛未(明治4年)7月	民部省	—	一紙	1通	24.0×32.9	駅遞の儀につき/綴外 れカ
179	105-5	[布告]	明治6年11月5日	右大臣岩倉具視	—	書綴 印刷	1通	21.9×14.9	第362号/出訴紀元規則 /「福岡県布告」用紙
180	105-6	[布告]	明治7年1月19日	太政大臣三条実美	—	一紙 印刷	1通	22.0×29.5	第6号/地所質入規則9条 改正/付箋有/「福岡県」 用紙/綴外れカ
181	105-7	[布告]	明治7年9月3日	太政大臣三条実美	—	書綴 印刷	1通	28.3×15.5	第90号/郵便為替規則/ 「福岡県布告」「内務 省」用紙
182	105-8	[布達]	明治7年11月	県令渡邊清代理福岡県參 事山根秀介	—	書綴 印刷	1通	22.3×14.9	徵兵名簿取調につき
183	105-9	[布達]	明治7年11月12日	福岡県令渡邊清	—	綴外れ 前欠 印刷	1通	25.7×19.2	官員等不正の行跡確実 ならば申出るべし
184	105-10	告諭之文	明治7年12月	福岡県令渡邊清	—	書綴 印刷	1通	22.1×14.5	租税の意義につき
185	105-11	[布達]	明治11年10月5日	福岡県令渡邊清	各区々戸長	書綴 印刷	1通	20.2×14.3	乙第114号/酒造營業につ き/酒造營業人心得書、 酒類税則
186	105-12	舶來品價約示談之箇條	明治13年 月 日	共愛会福岡本部	—	書綴 印刷	1通	21.1×14.4	
187	105-13	[課稅問答集]	(近代)	—	—	綴外れ 印刷	4枚	24.0×16.0	もと書綴

整理番号	県目録番号	名称	年代・日付	差出・作成	宛所	形態	数量	法量(縦×横)	備考
188	105-14	福岡県諸上納并帳簿申達月表	(近代)	—	—	一紙 印刷	1枚	27.4×39.4	各月の租税納入・諸帳簿進達等期限を示す
189	105-15	[官級別旅費月給一覧]	(近代)	—	—	切紙	1枚	19.3×14.0	
190	105-16	明治八年十二月分月給受取目録	(明治8年12月)	十二等出仕 堤小七郎	—	署紙	1枚	23.9×32.2	月給・宿料・旅費受取/「福岡県」署紙
191	105-17	衛生会議事規則	(近代)	—	—	書綴 印刷	1通	20.3×14.2	朱筆「第壹号議案」
192	105-18	廿八年十二月十六日酒儲左之通決議	明治28年12月	一市四部酒造組合事務所(朱印)	—	一紙 印刷	1通	24.2×16.8	古酒・新酒卸売価格/12月20日施行
193	105-19	十二月十六日秘密決定	明治28年12月	一市四部酒造組合事務所(朱印)	—	一紙 印刷	1通	24.0×16.5	生酒壳価、小壳酒代価等
194	105-20	証(請取)	明治16年1月28日	安河内純一郎(朱印)	西川繁・空閑汀	署紙	1通	24.0×31.6	親族原キタ給金
195	106	調査録	明治38年7月	深江研究会	—	書冊 印刷	1冊	20.4×14.1	活動調査記録/村誌に類する
196	107-1	107 福岡県官員録	明治7年5月	—	—	小横帳 印刷	1冊	11.4×17.9	県べり107/明治7年分/107-1-2県封筒に一括
197	107-2	107 福岡県官員録	明治8年5月改	—	—	小横帳 印刷	1冊	11.7×17.1	県べり無/明治8年分
198	108	108 福岡県糸島郡福吉村勢一覧表	昭和3年3月調	—	—	一紙 印刷	1枚	31.1×38.7	
199	109-1	109 福岡肥料公社規則	(近代)	—	—	書綴 印刷	1通	20.3×14.3	県べり109/109-1~6 県封筒に一括
200	109-2	大日本山林養樹会社創立意見書	明治14年4月	大日本養樹会社創立発起人總代桜井弥平	—	書冊 印刷	1冊	18.2×12.0	県べり無
201	109-3	藤雲館創立寄附帳	明治14年4月	藤雲館創立同志總代三木隆助(他2名)	—	書綴 印刷	1通	20.3×14.3	県べり無/朱書「乙第式拾壹号」
202	109-4	藤雲館創立寄附帳	明治14年4月	藤雲館創立同志總代三木隆助(他2名)	—	書綴 印刷	1通	20.3×14.3	県べり無/朱書「乙第三拾三号」
203	109-5	湯室規則等綴	明治12年	長崎県杵島郡柄崎温泉組々長宮原忠頼	—	綴 印刷	1綴	19.0×12.9	県べり無/規則、効用、柄崎温泉略記等
204	109-6	出征軍人子弟ニシテ小学兒童タルモノ待遇法	(近代)	—	—	一紙 印刷	1通	24.3×31.2	県べり無
205	110	110 田中浜窪水論願書写	文化13年	筑前国怡士郡田中庄村屋善兵衛・同断濱窪庄村屋寿助	高木作右衛門様御役所	帳外れ	5枚	25.3×18.2	もと堅帳
206	111	111 意見報告書	明治18年3月	福岡県会常置委員	—	書冊 印刷	1冊	20.1×13.9	明治十八年度予算・營業税雜種稅課目課額等に関する議案への意見
207	112	112 布達案(薬舗並薬種商規則)	(明治15年)	(福岡県)	—	書綴 印刷	1通	20.4×14.2	「第五号議案」
208	113	113 地租改正御旨意書	明治8年3月	福岡県	—	書綴 木版	1通	21.8×15.6	「福岡県」用紙
209	114-1	114 布告全報 第73号	明治10年1月18日刊行	国文社	—	書冊 印刷	1冊	17.9×12.7	県べり114-1、付番時の誤カ/太政官布告1~6号等
210	114-2	114 布告全報 第74号	明治10年1月23日刊行	国文社	—	書冊 印刷	1冊	18.2×13.1	県べり114-2、付番時の誤カ/太政官布告7号・内務省乙2~3号等
211	114-3	114-2 勉強雑誌 第1号	明治13年3月2日	仮本局 豊田舎(福岡)/編集并出版人 松田敏足	—	書冊 印刷	1冊	18.5×12.1	県べり114、付番時の誤カ
212	115	115 民間雑誌 第1編	明治7年2月	福沢諭吉・小幡篤次郎著/慶應義塾出版社	—	書冊 印刷	1冊	18.6×12.4	
213	116	116 立行叢談 第2号	明治12年7月25日	—	—	書冊 印刷	1冊	17.8×11.7	
214	117	117 [藩札] (江戸期)	—	—	藩札	1枚	—		状態不良/肥前田代、肥前佐嘉、久留米等/反古封筒を転用した帶(付紙「藩札」)で一括
215	118	118 無税諸品觸壳鑑札	明治21年1月13日	怡士志摩早良郡役所(焼印)	福岡県筑前国怡士郡福井村 小島善六	木札 墨書	1枚	9.1×6.0	第1504号(焼印)の他に朱印割印有
216	119	119 旧金銀貨幣価格表	明治7年8月	大蔵卿大隈重信	—	書綴 印刷	1通	20.2×15.4	新旧貨幣の価格比較
217	120	121 [布告綴]	明治7年9月5日/明治7年10月28日	太政大臣三条実美/令代理山根福岡県参事	—	綴 印刷	1綴	22.1×14.8	県べり120、県目録の誤カ/第93号太政官布告(新旧貨幣交換)及び福岡県布達(旧藩札交換)の綴/前者は「福岡県布告」用紙
218	121	120 旧銅貨品位	(明治7年カ)	—	—	書綴 印刷	1通	22.4×14.7	県べり121、県目録の誤カ/旧銅貨と新貨幣の交換比率
219	122	122 珍錢奇宝古錢一覧 附リ 値段付	大正6年2月1日発行	著作兼発行者 柏原政次郎/印刷者 増田熊次郎	—	一紙	1枚	39.7×53.8	古錢か如ケ
220	123	123 糸島葛客番附	(追)/2 大正4年2月調	(二級初段瀬戸曉)	—	一紙 印刷	1枚	38.8×53.8	裏に手割表有/封筒(27.1×10.4)有、封筒表題は「福岡県糸島葛客番附」/県目録では重複
221	124	124 太宰府博覽会票告	明治7年7月	博覽会社	—	書綴 印刷	1通	22.0×15.4	明治7年9月20日より10月19日まで太宰府にて博覽会開場
222	125	125 [長崎図]	寛政8丙辰歳	勝山町 富島屋(長崎)	—	木版色刷	1枚	35.2×47.3	—
223	126	126 名護屋城豊太閤陣営之図	昭和4年8月	編輯者 今井安太郎/発行者 名古屋経一/発行所 広沢禅寺	—	パンフレット 印刷	1枚	38.7×26.7	包紙有、包紙表題「肥前名護屋城陣営之図」/包紙に126、本紙に書-18の県べり/県目録は大正13年9月とするが誤カ

整理番号	県目録番号	名称	年代・日付	差出・作成	宛所	形態	数量	法量(縦×横)	備考
224	127	凱旋艦艦式明細一覽	明治38年10月	近事画報社(東京)	—	一紙 印刷	1枚	16.5×47.1	近時画報臨時増刊凱旋艦艦画報第71号附録
225	128	東都芝万松山泉岳禅寺略図	(近代)	泉岳寺蔵板	—	木版墨刷	1枚	32.4×45.7	泉岳寺境内・赤穂浪士墓地の略図
226	129-1	福岡日日新聞 第258号	明治13年6月17日	福岡日日新聞社	—	新聞 印刷 一部 破損	1部	39.0×28.3	129-1~3県封筒に一括
227	129-2	福岡日日新聞 第767号	明治15年4月5日	福岡日日新聞社	—	新聞 印刷	1部	44.0×31.2	
228	129-3	東京横浜毎日新聞 第3245号	明治14年10月8日	毎日新聞社	—	新聞 印刷	1部	49.8×37.3	
229	130	江戸図鑑綱目 坤	元禄2春	図量作者 画工石川氏俊之/板元 相模屋太兵衛	—	木版彩色 一部 破損	1舗	133.2×138.2	表紙に藤崎氏付紙「元禄二年 江戸旧図」有
230	131	(追)1 新貨幣旧藩製造楮幣値格比較表	明治4年辛未12月	大蔵省	—	一紙 木版	1枚	32.6×24.4	県べル書-19/上部に「大蔵省御達比較表写」
231	132	(追)3 諸国大名帳 (慶應2年現在)	(近代)	—	—	書冊切抜 印刷 一部破損	2枚	20.2×21.4	県封筒に「書-20」と有/書冊(雑誌類か)から切抜
232	133	[天明武鑑]	天明4年甲辰年	江府書林千鐘房 須原屋茂兵衛藏版	—	綴本 木版	1冊	16.1×11.8	県べル書-1/題簽痕有/内容より巻三カ
233	134	水性相生名乗	寛政2庚戌正月吉旦	鐘山宣省考訂(朱印)	久我藤左衛門	切紙	1通	18.8×33.5	県べル書-2
234	135	安産手引草	弘化3年午の夏	横地見頃 述(他門入6名)	—	豎帳 木版	1冊	24.4×16.6	県べル書-3
235	136	善光寺如来略縁記	文化6年巳2月刻成	作者 五車 著/(版元)吉田屋新兵衛・菱屋孫兵衛	—	豎帳 木版	1冊	27.0×18.4	県べル書-4
236	137	義経腰越状	文政3庚辰龜再刻	相州鍵倉郡腰越 琉璃峯万福寺蔵板	—	豎帳 木版	1冊	31.0×22.9	県べル書-5/表紙に満福寺朱印有
237	138	新版消息往来 全	(江戸期)	墨屋吉兵衛板	—	豎帳 木版	1冊	20.8×14.8	県べル書-6
238	139	樂善堂養生話	(明治期)	樂善堂(東京)岸田吟香	—	冊子 印刷	1冊	17.7×11.6	県べル書-7/表紙に「怡土郡深江堤様行博多中嶋五葉堂」と墨書有
239	140	古今斎伊呂波歌 よミ 人しらす	(近世～近代)	—	—	折本 墨書 繼外 れ有 後欠	1帖	18.1×16.6	県べル書-8
240	141	[伊勢暦](嘉永7年)	嘉永7年	伊勢度会郡山田 中北外記	—	綴紙 木版 後欠	1点	25.6×121.8	県べル書-9/もと折本カ
241	142	[薬廣告]	(近世～近代)	精龍円(大坂)丁子屋佐七	—	一紙 木版	1枚	23.6×30.9	県べル書-10
242	143	早引勝負附	(近代)	板元万右エ門(大阪)	—	一紙 木版	1枚	34.4×47.4	県べル書-11
243	144	象頭山什物錄 時安政 七庚申仲春開帳	庚申(安政6年)3月	象頭山執事/成功堂(瀆岐)版	—	一紙 木版 虫損有	1枚	35.8×48.9	県べル書-12
244	145	肥前唐津名古(?)屋新四国内細書	(近代カ)	龍泉寺十二世太 ト 代	—	一紙 木版	1枚	26.9×41.1	県べル書-13/名護屋城陣跡等
245	146	米穀油相場附及氣配 第1954号	明治16年11月21日	持主兼編輯人 小寺吉 ト /発売所 広報舎(大坂)	—	折紙 印刷	1部	25.0×34.5	県べル書-14
246	147	国幣中社田島神社要覧	昭和4年7月	田島神社社務所発行	—	パンフレット 印刷	1枚	21.4×72.3	県べル書-16/松浦田島神社
247	148	伊藤庄兵衛氏蔵 朝鮮古瓦埠展観目録	昭和6年	恩賜京都博物館	—	書冊 印刷	1冊	18.6×13.1	県べル書-17/会期昭和6年3月15日～31日



糸島市立 伊都国歴史博物館紀要

第10号

発行日 平成27年3月31日

発 行 糸島市立伊都国歴史博物館

〒819-1582

福岡県糸島市井原916

印 刷 株式会社重富印刷

〒819-1119

福岡県糸島市前原東3丁目1番8号

TEL (092) 322-0191